

## 目次

A-CV-1st-6★甲1号証	2
A-CV-1st-7★甲2号証	34
A-CV-1st-8★甲3号証	35
A-CV-1st-9★甲4号証	36
A-CV-1st-10★甲5号証	37
A-CV-1st-11★甲6号証-反訳書	41
A-CV-1st-12★甲7号証-反訳書	50
A-CV-1st-13★甲10号証	55
◆A&A II -my-aunt's-trial-JD-original	56
◆A&A II -my-aunt's-trial-JD-text(JPN)	62
◆A&A II -my-aunt's-trial-JD(Gist in ENG)	66
A-CV-1st-14★甲11号証	68
A-CV-1st-1★訴状20180813	69
A-CV-1st-2★補足説明書20181115	76
A-CV-1st-3★準備書面①20191114	83
A-CV-1st-4★証拠20181115	88
A-CV-1st-5★証拠追加20191114	89
A-CV-1st-15★甲12号証-反訳書	90

警視総監殿

2009. 1. 18

## 被害届

## 届出人

届出人氏名 今井 豊(イマイ ユタカ)

届出人住所 〒189-0003 東京都東村山市久米川町 5-17-9 コーポサクライⅡ-102号室

生年月日 1961 年 03 月 09 日

本籍地 群馬県

電話番号 042-394-7560 携帯 090-5829-2020

免許証番号 42770124446023114

勤務先 国産自動車交通株式会社

勤務先所在地 練馬区豊玉南 3-24-18

勤務先電話番号 03-3994-3333

## 被害の種類(詳細は現況欄の内容より特定ねがいます)

肖像権の侵害(ネット犯罪)

肖像権の侵害に基づく風評被害・営業妨害

セクシャル・ハラスメント及びストーカー行為

生存権の侵害

## はじめに

このたび正当なる納税者として被害届を提出します。

まず、警視総監宛とさせていただいた理由は、加害者が首都圏全域に渡っているからです。

言わば「一億人の犯罪」であるからです。

この数字は、正確には弐千万人なのか、あるいは 70 億人なのかわかりませんが。

私のこの被害は約 3 年前、つまりタクシー乗務員になる前から始まっています。

今頃になって被害届を出す理由は、被害が最近になって明確に生存権を脅かすレベルまで拡大してきているからです。

お読みいただいた後、本件の対応方針について一ヶ月以内に書面でご回答ください。

## 被害の原因及び経緯

裏付け証拠の取れないことをいくら書いてみても無駄のような気もしますが、全ては私の置かれている状況を理解していただきたいが為のことです。冗長となることをご容赦ください。

一連の被害を受けている原因はおそらく、女どもの「お持ち帰りごっこ」を無視し続けている為と思われます。つまり恋愛上の「報復」です。

これについては、経験的に 120% の確信がありますが、今まで誰にも肯定していただいたことはありません。

従って、未だに私の推測でしかありません。誰かに肯定して頂くまで私の悪夢は続きます。

私は 1983 年から 2005 年までの 21 年余り住友信託銀行に勤めておりました。

2001 年末ごろから女子社員達の「お持ち帰りごっこ」が始まり、濡れ衣事件などがあつてその対応に躊躇しているうちに騒ぎが大きくなり、次第に業務上の嫌がらせもエスカレートして業務の継続が困難となりやむなく退職に至りました。

この間。会社側はあくまで私を狂人扱いし、私に無断で両親を呼び寄せて私を強制入院させる為の会合を数回に亘って行うなど非人道的な対応をしました。

これについては退職後に住友信託銀行に対し調停を起こしましたが金額面で折り合わず不成立に終わっています。

(調停の際に提出した文書は必要であれば提出いたします。ご指示ください。)

問題はその後です。

退職とほぼ同時に府中市から現住所に引越したわけですが、最初の半年くらいはなにごともなく平穏そのものでした。

その頃はまだ定職にも就かず、職安のお世話になりながら所沢の「アスリエ」というスポーツジムに一日おきくらいに通っていました。

そんな 8 月の或る日、所沢の市街で「あっ、今井さんだ!」という女の声を耳にしました。

会話として話し掛けているのならば私も答える用意はあります。

しかしこれは一見会話のようだけれど単なる「陰口」なのです。

それにこの時点で私の名前を知っているのは住友信託銀行の人間しかいません。

住友信託銀行時代に「陰口」を始めとした様々な嫌がらせに苦しめられていた私は、当然のようにこの声を無視しました。

「アスリエ」で「お持ち帰りごっこ」が始まったのは、それからたった 2~3 日後なのです。

「また何か罠にはめようというつもりか?」私はとっさにそう思いました。

事実、「アスリエ」の女達は、私がかつて住友信託銀行の人事部に提出した資料に書いた「俺のやり方」を踏襲していました。

前歴を知っていることを匂わせれば、当然、私は警戒します。 前と同じように無視しました。

結果、それから一ヶ月足らずで私は昔と同じような境遇へと逆戻りしてしまいました。

当時の状況です。

現住所は、となりがコイン洗車場になっています。

そこにやってきては用も無いのにドアをバタンバタン思い切り開け閉めするのです。

当時、平均的に 10 台前後が来歩いて朝から晩までこれをやりました。 騒音の洪水です。

要するに、音による「威嚇」であり「集団による示威」です。

また、私が就寝する為に部屋の明かりを消すと、すかさずワン切り電話がかかってきます。

この頃から、私は固定電話のケーブルを外すようになりました。

今では、朝 5 時頃に私が消灯すると、とたんにバイクだの車だのの爆音が響きます。

要するに、私を安眠させまいとする嫌がらせです。

一日中、西武電車がここを通る度に警笛を鳴らした日もありました。

普段は全く鳴らしておりません。

こんなバカな真似をすれば警笛不要論に拍車をかけるだけだと思いますが。

その「アスリエ」には翌年春まで通いましたが、次第に嫌がらせがひどくなり、つまり風呂場での音による嫌がらせがひどくなり、ドアが壊れたりシャワーの取っ手が壊れたりしたのでやむなく脱退しました。

「アスリエ」には何も恨みはありません。あの一言が無かったら、と思うと残念です。

2005年末から練馬区の現「国産自動車交通」に入社しました。

タクシー業界を選んだ理由は「普通のサラリーマンでは仕事をさせてもらえそうにないから」です。

「一人でできる数少ない仕事」だったからです。

この時点ではまだ女達に無条件降伏しようという決心がついていませんでした。

2006年の1月から二種免許取得の為に「セイコーモータープール」に通いました。

この頃既に女達による指名手配の気配を十分に感じていた私は、「教官に意図的に落とされるのではないか?」という不安があり、並々ならぬ覚悟で教習に臨んでおりましたが、何とかスンナリと卒業できました。

二種免許取得後の研修期間に、同乗実習が何回か実施されました。

その時に立ち寄ったホテルや駅等のタクシー乗り場では女達が戦々恐々とした表情で私の顔を見つめていました。

最初に大々的に指名手配(肖像権の侵害)が行われたのはこの頃だと思われます。

更に、実務開始直前に東京無線主催の5日間研修がありました。

参加者は40~50名だったと思います。

研修室内にタイヤの付いていない模擬車両が二台置いてありました。

一時間毎に10分間の休憩時間がありました。

この休み時間になると、入れ替わり立代り車に行ってはドアを力任せにバタン、バタンと閉めます。

私の自宅付近で行われていることと全く同じやり方でやっているのです。

要するに、私に対する音による「威嚇」であり「集団による示威」です。

一見して異様な光景ですが迷惑なのは私だけではないので無視するしかありません。

このことからみて、乗務開始前から他の乗務員にも知れ渡っていたと思われます。

なお、この「ドアを力任せにバタン」という行為は今なお乗客は続けています。

助手席に乗った時などには降りる時ほぼ100パーセント見られます。

## 被害の現況

営業上の妨害行為 乗る以前の客による妨害

顔パス

車道にせり出して佇んでいる人の大半はタクシー待ち客です。

中には道路を横断しようとしている人もいますが、視点が微妙に違うのでだいたい雰囲気で判ります。

私の場合、現在では、このタクシー待ち客の実に9割以上に顔パスされます。

是非、私の営業者にビデオカメラの設置をお願いします。

私の一乗務の間に100人以上のこうした不審者が映るはずです。

こういうことを書けば、人々はおそらく、更に徹底した「人払い」作戦で対抗するのでしょうか。

## 乗車拒否

手を挙げた客を乗せようとして停車したところ、ソッポをむかれて逃げられてしまう、などという異様な経験を持つ乗務員は少ないと思います。

それはそうです。普通は乗るために手を挙げるのですから。

この手のイタズラはあまり聞いたことがありません。

私の場合、一晩で 20 回以上これをくらった日もあります。

通算ではゆうに 1000 回以上くらっています。

二人以上のグループの場合が多く、てんでんバラバラの方向に逃げていきます。

たぶん、「追っかけてくるかもしれない」とでも思っているんでしょう。

どうせまた元の場所に戻ってきて別のタクシーを拾うのでしょうが。

ご苦労なことです。これはこれで事故誘発行為でもあります。

こうした事例が一件でも撮影できれば証拠として充分だと思うのですが…。

なお、これは他のタクシーにも多数目撃されているはずです。

一時期、こうした「こぼれ球」を狙って私の後を追いまわす他のタクシーまで居たようですから。

逃げる、ということはおそらく目的地が遠いということですから、しばらくそこに待つていれば捨てる、ということでもあります。

実はこの乗車拒否が始まるきっかけには身に憶えがあります。

前日の電車の中で、周りの嫌がらせに堪り兼ねてこう言ったのです。

「いつもいつも馬鹿の一つ憶えばかり繰り返しやがって。雑魚が一々出しゃばるな！」

隣りにいた若いサラリーマンは顔を真っ赤にして頭から湯気を立てていました。

おそらく心当たりがあったのでしょう。

直後の乗務の夜から乗車拒否が起きました。最初は銀座一丁目のすし好の前です。

この夜だけで 4~5 回起きました。

それから今まで、通算ではゆうに 1000 回以上もこの乗車拒否が起きました。

最初のきっかけは私の発言に対する「報復」なのです。

## 紛らわしい仕草の数々

例えば、交差点で横断歩道の前に立っている人が、挙げたはずの手が数秒後には髪を撫ですかしている、などという光景を一日に何百回も目にします。特に女性に多いです。

私を騙して怒らせたいのか、それともバカにしているのか、或いは単に視界に入りたいだけなのか、或いは事故らせたいのか。

要するに、私への「威嚇」であり「集団による示威」です。これも立派な事故誘発行為だと思います。

問題はなぜ私がそこを通ることを事前に知っているか、です。

こうした人は、携帯電話を手にしている場合が多いようです。

どうやら私の営業者の GPS 現在地情報が携帯のどこかのサイトに掲載されているようです。

## 不買運動の展開

東京の人出を東京川という川に例えて説明します。

東京川の流域には「タクシー池」だけではなく「飲食店池」や「水商売池」、「風俗池」など、多数の池が存在しています。

「人払い」作戦とは、とにかく終電までにタクシーを使わずに帰ってしまおうとするものです。

いわば各池の区別をせずに、東京川を源流から絞しまおうとするものと言えます。

私という、ただ一匹のメダカを干上がらせる為の壮大な作戦です。

各池の被害は甚大だと思います。その経済効果について試算してみました。

タクシー池 = 70000 台 × 10000 円 × 365 日 = 約 2500 億円/年

他の池の実態はわかりませんが、足し挙げるとタクシー池よりもずっと多い気がします。

日本全体では、大雑把に言って、年に一兆円以上の減収ではないでしょうか。

では、いつからこの「人払い」作戦は展開されているのでしょうか。

私の記憶では 2007 年の中頃からだと思います。つまり私の 2 年目からです。

私の出番日と照合しながら実際のデータでご確認ください。

半年くらいの間でしたか、私の出番日とともに売上が落ちる現象が続きました。

つまり、私の出番日に下がり、翌日は上り、また私の出番日とともに下がる、という現象です。

幅は平均値の一割程度、つまり平均営業収入が 50000 円ならその一割程度が変動する、という具合です。

なお、従来からの曜日毎の変動はそのままスライドで残っています。

当然ながら、そのうちに、私の出番日と重ならないように出番日変更する乗務員が続出しました。

「巻き添えを喰いたくない」という気持ちからでしょう。

御承知のとおり、タクシー会社の運営というのは、2.5 人で一台を回しています。

特定の日に集中されたのでは、他の日が休車となってしまい運営できません。

これでは早晚、社会問題になってしまいます。そんな噂が東京川の源流達にも伝わったのでしょう。或る日からそれまでとは全く逆の現象が起こりました。

つまり、私の出番日に上り、翌日は下がり、また私の出番日とともに上がる、という現象です。

それはまるで、かつて出番日変更した乗務員達を呼び戻そうとするかのようでした。

この、世にも滑稽な逆現象は約二ヶ月くらい続きました。

「これでは、数字データとして不自然すぎるよね。」そういう認識になったのでしょう。

それからは私の出番日との関連は見られなくなりました。

そして、かわりにやってきたのが現在まで続いている、「人払い」作戦です。

「不自然なデータを残さない為には、全体のパイを縮小するしかないよね」と源流達は考えたのだと思います。

やがて、2007 年 12 月にタクシーの料金改定が行われました。

源流達はこの時をてぐすね引いて待っていました。

「乗務員が営収増を期待している時ほど、その逆にしてやれば精神的ダメージも大きい」

やつらは間違いなくそのように発想して行動しています。

常に狙った相手の「精神的動揺」が基準なのです。

繁忙日に全力妨害するのは、それがなにより精神的打撃になるからなのです。

全ては私に戦意喪失せんが為の努力なのです。

過去にこの「女の手口」に嫌というほど苦しめられてきた私にはよくわかっています。

現在のタクシー池の状況は、不況などという言葉では到底表現できない「大氷河時代」です。

もう1~2年すればタクシー会社の半数、或いは乗務員の半数は姿を消すでしょう。

私は本件の状況証拠として、先ほど書いた「逆現象」の2ヶ月間のデータさえ確認していただければ十分だと考えております。

なお、データとしては東京全タクシー平均、東京無線平均、国産自動車平均、今井実績の四者を日別に比較・分析願います。

また、データの事前工作を排除する為、本件はまだどこにも相談しておりません。

私が依頼しても素直に応じていただけるか否か疑問ですし、そもそも国産自動車や東京無線が必ずしも味方だとは思っておりません。

犯罪捜査の一環として調査していただく方が迅速かつ正確だと思います。

### 乗客からの妨害

#### 咳込み

一年目の頃は、乗客の実に9割以上が咳込んだものです。

自然な咳でないことは聞けばすぐにわかります。思い切り私の背後から耳元に咳込むのです。

これは相當にうるさいです。

こうした客の立場を利用した卑怯な行為が私の怒りを增幅させていることは言うまでもありません。

外人も全く同じことをやります。

これもまた、私に対する音による「威嚇」であり「集団による示威」です。

この行為は、今はせいぜい2割程度まで減ってきています。

#### 泣き女

一年目の頃は、夜中に中長距離乗ってきてはずっと泣きっ放しの女が一晩に必ず一人は居たものです。

泣き方も本格的で、サメザメと、それこそハンカチがびしょびしょになりそうな勢いで泣き続けるのです。

私の気を引きたいのは判りきっていますから当然無視します。

この「泣き女」は最近では全く見られなくなりました。

一方、通勤の電車の中には今なお毎日必ず何人か「泣き女」が居ます。

こちらは「クスン、クスン」とほとんど泣きまね程度のものが多いです。

わざと間違った指示をする客　　これは最近多いです。

右と左をわざとらしく間違えたり、同じことを別の言葉に置き換えてみたり。

東京駅から表参道へ行くのに、「三宅坂から青山通りでよろしいですか？」と尋ねたところ、「いや、御所の前の通りから外苑前を通って。」

「ハア…。」

青山通りがわからないというのなら話はわかりますが、明確に私の提案を否定しながら結局は同じことを別の言葉で言い換えているのです。

わけのわからない指示をする人が最近は特に多いです。これらも事故誘発行為と思われます。

### やたらと急がせる客

これは最近特に多いです。信号でつかまつたりすると急に怒り出したり嫌味を言ったりします。  
「だから言ったじゃないか」と言わんばかりです。これも事故誘発が狙いと思われます。

### 貧困化作戦の展開

私の場合、例えば銀座の並木通りや六本木の交差点のような、「ゆっくり走る明るい通り」は全く客が乗ません。ずっと顔パスされて終わりです。

私の前後の空車には次々に客が乗りますが、私の車だけが空車のまま取り残されます。

では、絶対にいつもいつも乗らないかと言えば、それも正確ではなく、「時間帯によっては近距離が意図的に乗ってくる。」というのが実態です。

例えば芝公園の東京タワーの根元にある某料亭は、だいたい 20:30～22:00 が客の乗る時間帯で、中には結構な遠距離が出ます。（私の過去の日報から分析しているものと思われます。）

私がそこまで行くのを阻止しようと、次から次へと手を挙げるのです。

さながらラグビーのタックルのようです。

行き先は浜松町とか渋谷とか、だいたい 1000 円未満の場所です。

私を目的の場所に行かせないことによって、長距離の客を拾う芽を摘むのです。

私の日報を良く見ていただければ、長距離客の割合が異常に少ないことがわかると思います。

或る夜の 20:30 頃、こんなことがありました。

例によって芝公園の東京タワーの根元にある某料亭の坂道の下の信号付け待ちしていると、恰幅のよい年配のサラリーマンが降りてきて前方でタクシーを捜し始めました。

私の車とは目と鼻の先です。

私の車に気づいて 3 人がこちらに歩き出したその瞬間「トントン」と後ろから客席ドアをノックする音。

振向くと若い女が 3 人居ました。さっきまでは居なかつたのに。

どうやら彼女らは、常に周囲の暗がりに待機しているようなのです。

まともな客が私の車に乗るのを阻止せんと、常に待機しているようです。

案の定、彼女らの行き先は「浜松町駅」でした。いやはや、おそるべきストーカー魂です。

私の怒りのゲージが一挙に貯まったことは言うまでもありません。

同じ芝公園の東京タワーの根元にある某料亭の話です。

ここには正規のタクシー乗り場はないのですが、慣習上、「正規の列」とみなされている列があります。「正規の列」の先頭はお店の入口に最も近い場所です。

ここに並んでいると「原則として」順番に店員が手招きして乗せてくれるのです。

一方で、「正規の列」のすぐ先に、つまり下り坂の少し下のほうに「付け待ちの列」ができます。

こちらは店員の誘導のない「こぼれ球狙い」の列です。

この「付け待ちの列」は列の最後尾が最も確率の高いポイントです。  
つまり「付け待ちの列」の最後尾と「正規の列」の先頭は繋がっているのです。  
正確には「繋がっているように見せている」と言うべきかもしれません。  
「帝国バック」と同じ要領でバックしてせりあがっているのですから。  
「正規の列」としての錯覚を誘っているのであり、言わば「虎の威を借る」行為です。  
で、私が「正規の列」の先頭に並んでいると、店員が間違えたフリをして「付け待ちの列」の最後尾のタクシーに乗せてしまうことがよくあります。 つまり「順番抜かし」です。  
同じく店員が間違えたフリをして「正規の列」の二台目の車両に乗せてしまうこともあります。  
目と鼻の先で待っているので間違えるはずはありません。  
そもそも私が「正規の列」の先頭の時以外はこうした間違いは起らないのです。  
そもそも私道かもしれない場所ですし、正規のタクシー乗り場ではないですから、店員がどのタクシーを選ぼうと文句は言えないのです。  
なお、こうした不公平な扱いはなにもこの店に限った話ではありません。  
だからこそ私の場合は駅とかの「順番待ちの正規のタクシー乗り場」しか付けられないのです。  
この店は「ダメ元」で狙っている、私にとって例外の場所なのです。  
もっとも、店員のこの対応も無理からぬ話です。  
というのは、それ以前にこんなことがあったからです。  
店員の誘導に従って車を回したところ、乗るはずだった客が「俺、知らねえよ。頼んだ憶えないよ。」と始めてしまったのです。 店員のせいにした卑劣な乗車拒否です。  
これには頼まれたはずの店員さんも困りました。  
相手は客ですから、やりあうはずもなく、結局は店員の誤解という形になりましたが、苦虫噛んだことは間違いありません。  
「そんなに嫌われているなら、あいつは避けた方が店の為だ」と考えても不思議はないでしょう。  
この店員の顔は覚えてますが、証言を求めて「知らぬ存ぜぬ」だと思います。  
誰しも自分の身がかわいいですから。

私のテリトリーは昔も今も都心のど真ん中ですが、そんなわけで私がタクシー本来の本命の場所で客を拾うことは、ほぼ不可能です。  
自然体では「付け待ち」よりも「流し」の方が確率的に分がいいのは統計で実証されておりますので、私もずっと「流し」を基本にしています。  
ところが、去年9月頃から顔パスが一段と激しくなり、流しではほとんど客を拾えなくなりました。  
「最初の8時間で二万円」これが一年目の標準値でした。 言い換えると時給2500円です。  
一年目の経験で言うと、ゴールデンウイークやお盆や正月などの「最悪の特殊な日」でも13000円を割ることはませんでした。  
それが最近では、10000円を割り込む日も珍しくありません。 言い換えると時給1250円です。  
止む無く東京駅などの「順番待ちのタクシー乗り場」に逃げ込めば、「待ってました」とばかりに狙い撃ちの貧困化作戦の洗礼を受けます。 貧困化作戦とは、具体的には次のような具合です。  
まず、私が並んだトタンに待ち列の流れがピタリと止まります。

停止時間は 30 秒から 1 分くらいでしょうか

列はやがて動き出しますがその流れの速度は停止以前よりだいぶ落ちています。

私の乗せる順番が近づくとともに列の速度は更に落ちてゆき、やがてほんとうに止まってしまう場合(これを「凍結」と呼びます)も少なくありません。

東京駅の丸の内北口の場合、もとから乗客が多いので凍結することは稀ですが、23 時を過ぎたらもう危ないです。

最初から凍結させないのは、私を列から離脱させない(逃がさない)為と思われます。

最初に列を一旦停止させるのは、私への威嚇でしょうか。

東京駅の日中での平均的な待ち時間は昔は 20 分程度でした。

それが今では 40 分～60 分もかかります。

「私が並んでから止めたのでは傍目に不自然なので、いっそのこと、いつも乗らないようにしよう。」ということだと思います。これも東京川の「人払い作戦」と同じ発想と思われます。

乗ってきたところで私の場合はどうせ短距離なのです。

それもそのはず。私を狙って乗ってくるのですから。

私はそれぞれの乗り場の「平均単価」を経験的に知っています。

それに比べて、こういう時に乗ってくる単価があまりにも低すぎるのはです。

この「凍結」方式を最初に確立したのは NHK です。

26 時に並び始め、通常は 2 時間くらいで一周するところが 31 時になんでも回りませんでした。

私の 2 台前で完全停止(凍結)です。頭に来たので、それから 2 年近く NHK には行っていません。

最近はどこでもこれと同じ対応です。

私は 2008 年の 5 月からタワーリーダーなので専用の付け待ち場所ができました。

フジテレビ(台場)やテレビ朝日(青山)、農水省(日々谷)などです。

どこも皆、同じような対応をします。

つまり徹底的に回転を鈍らせ、場合によっては完全停止(凍結)します。

テレビ局が民衆を敵に回したくないという事情はよくわかりますが、私の実感としては、積極的に妨害に加担して民意を得ようとしているように思われます。

「これならそのへんを流している方がまだましだ」と私に思わせて、二度と近づかせないようにしているということです。

他の運転手から聞いた話ですが、テレビ朝日は苦心の末、最近はこういう風にしているようです。

「遠距離は個人タクシーと中央無線だけ」という風に「使い分けてる」そうです。

これでは、いくら待っても東京無線に遠距離が回ってくるはずがありません。

こんな差別的な、人権無視の扱いが許されるものでしょうか？

「頭に来たから、俺はもうテレビ朝日には行かない」とその運転手は言っていました。

この扱いについて合理的な理由があるのか否か、テレビ朝日を捜査ねがいます。

もちろんこれも私へのあてつけであることは言うまでもありません。

では、いつもいつもこうした貧困化作戦の日ばかりかというと、そうとも限りません。

たまに「打診日」というものがあります。データ上の「目くらましの日」の役割もあるでしょう。

つまり、わざとらしく中長距離がポツポツと乗ってくる日があります。

例えば H20.12.16 の日報の項番 21 をご覧下さい。

深夜一時前後に六本木からお客様を乗せて小岩駅のあたりまで行きました。

小岩の駅前ではありません。北に少し行った薄暗い狭い通りです。

そこでお客様を下ろした途端に「トントン」と女がドアをノックします。

ここまでならわりとよくあることかもしれません。

郊外に行って短いのを立て続けに乗せるというのはそう珍しいことではありませんから。

ところがこの日のその女の行き先は虎ノ門なのです。

深夜に「都心と小岩の往復」というのが、どれほど「有り難い」が、他のタクシー運転手に聞いてみてください。

これはおそらく、先に降りた男性客が乗車中に、自分の到着地を携帯サイトに予告しているから起るのだと思われます。そしてこの女性は私の車が来るのを事前に待っていたのでしょう。

ストーカー行為というのは、すべからくこういうものでしょう。

狙った人を、つまり私を「ギクリと」させさえすればとりあえず目的達成なのです。

これも要するに、私に対する「威嚇」であり「集団による示威」です。

こういう日もたまにはありますが、月間の足切り超えの足しになるほどの金額ではありません。

足しになるほど加勢してしまうと、私が安心してしまって、解決が遠のくと思っているからです。

打診日の翌日の帰り道には女達がいつも増して手厚い包囲網を張り巡らせていることは言うまでもありません。

なお、唯一、フジテレビだけは配車がシステム管理されておりまして、東京無線のセンターにその日の配車データが残っております。

フジテレビだけは「S 待機登録」と呼ばれるシステムに乗っかって運営されているわけです。

そんなわけで、フジテレビさんには個人的な恨みは何も無いのですが引き合いに出させていただきます。ご容赦ください。

フジテレビでも回転を鈍らせ、更に完全停止(凍結)に至った日が何回かあります。

(コピーを引っ張り出すのが面倒なので例示を省略します。)

データの照合の際には、2008 年の全ての日のデータをご覧ください。

その中で、私の車(東京無線 6290)が並んだ日とそれ以外の日の動きを比べてみてください。

経験的に言って、自然体では一時間に 30 台くらいの割合で回転します。

明け方の時間帯でも少なくとも 20 台は回転します。しかるに H20.12.1 の動きをご覧下さい。

「待機登録」したのが 26 時頃だったと思います。

待ち台数はコピーが欠けてしまって読み取れませんが、待ちは 50 台弱だったと思います。

実車したのが 29:30 頃ですが、その前に私の番になって 40 分もの完全停止がありました。

これはは甚だ不自然です。

以前は回転を止めるといつても、「S 待機登録」入ってからのことでした。

つまり最後の 10 台になってからでした。

ところがごく最近では「台場待機登録」した段階で止めにかかります。

H20.12.29 の動きをご覧下さい。

待機登録開始が26:30で50台でした。 28:00現在15台目で私の後ろに9台しか増えていません。この間の列の動きを居眠りしながら見ていましたが、減ったのはほとんどが待ち列からの離脱車両によるものです。前も後ろも離脱が相次ぎました。

つまりこの間に実質的な配車がほとんど無かったのです。

離脱という現象自体、そうあるものではありません。

わざわざ台場までいって実車できなかつたらかなりの痛手になりますから。

他の日と比べれば一目瞭然だと思います。

この時に離脱した車両の無線番号もわかるはずですから、事情聴取してみてください。

おそらく、「今日は凍結日だから並んでいても無駄だぞ」というような情報が他の運転手には伝わっているのだろうと思います。

「台場待機登録」した段階で止めにかかると、並んでいる他のタクシーへの影響が一層大きくなります。

これは、フジテレビの意向を汲んで東京無線のセンターがやっていることだと思いますが、いざとなれば「東京無線が勝手にやっていること」になるんでしょうね。

とにかく、ものすごく不自然な、人為的な動きになっているはずです。

最近になって私が日報にこうした状況をメモしているのに気づいて、あわてて同じような「凍結日」データを意図的に作り出しているようですが、もう手遅れですよ。

5月以降の全ての日のデータを私が並んだ日とそれ以外の日を比較しながらご確認ください。

繁忙日(金曜日や休前日など) 夜中の12から3時にかけては、昔も今も稼ぎ時です。

この時間帯は4000円から5000円くらいの中距離客が次から次へと私を狙って乗ってきます。

イメージ的には都心から環八のあたりまでです。 ベテランのタクシー乗務員に聞いてみてください。

「何が一番嫌かって、いい時間帯に中途半端な奥に持てかれるのが一番嫌だね。」

と口を揃えて言う筈です。 源流達は、その変の事情をとっくに承知しているのでしょうか。

要するに「長距離封じ」です。 中距離で埋めることによって長距離を拾う目を封じているのです。

これもお馴染みの「貧困化作戦」であり「営業効率悪化作戦」です。

タクシーに乗り始めた頃から繁忙日にはこの作戦が展開されています。

これが徹底されると、なかなか会社の平均営収を超えることはできません。

## 短距離化

要するに、目的地を近場に変更してしまうのです。

乗車して私の顔を見てから最初に目的地を告げる前に変更してしまう場合が多いようです。

例えば、芝公園から千葉まで帰るつもりだった人が東京駅の京葉口に変更してしまうようなケースです。 実態的に最も多いのはおそらくこの手法だと思います。

普段は黙ってこれをやっているのですが、たまにこれを言ってみせることがあります。

「実際に聞いたほうが私が悔しがるかもしれない」と思ってのことだと思います。

例えば、夜 22 時過ぎに「荒木町から国立まで」と言われて外苑から高速に乗ろうとしたところ、「やっぱり新宿南口まで。」と言われました。

深夜 25 時過ぎに、「赤坂八丁目から柏まで」と言われ、霞ヶ関から高速に乗ろうとしたところ「やっぱ上野駅まで」と言われました。

今から行っても終電は終わっていると思うのですが…。

これらは同じ夜のことです。これも要するに、私に対する「威嚇」であり「集団による示威」です。

### 異常に低い実車率

この、実車率という数字にもっともご注目ください。

実車率とは全走行距離に対する実車走行距離の割合です。

そんなわけで、私の実車率は流しているエリアから考えて、平均的に「異常に」低くなっています。

一般論で言えば、平均的には 40 パーセント台前半であるのに対し、私の場合は 20 パーセント台です。（「打診日」の存在もあるので常に、とは言い切れませんが。）

20 パーセントという数字は、仮にずっと「回送」表示についても達成不可能なほどの異常に低い数字だと思います。「回送」表示についてもそれを見ないで手を挙げる人はかなりいます。

「回送」表示でおかつ乗務員が「乗車拒否」し続けなければ実現しない数字でしょう。

この数字だけでも状況証拠として十分だと思っています。

### 乗車回数の少なさ　これは実車率が低いことの裏返しでもあります。

最近の会社平均は 30 回前後のように。しかるに、私の場合の平均は 20 回そこそです。

一年目は私の場合の平均は 35 回前後でしたが、会社平均も 40 回弱だったのを考えると、直接私を狙った不買運動の激化の凄まじさがわかります。

### ハナクソ付きの千円札

一番町から四谷駅まで乗った男性客が折りたたんだ千円札を置いて行きました。

広げて仕舞おうとすると、何かが手にグチャリ。

もしや、と思ってみるとベチャッとしたでっかいハナクソ。

むりやりほじったと見えて鼻毛が三本ほどこびりついていました。

この程度のことは予想はしていましたが、誰にでも自然に起ることでしょうか？

DNA 鑑定でもお願ひしましょうか。

### ワンメーターで一万円札

これはもう日常茶飯事で特に女性客に多いです。

私の場合「営収が五万しかないのに万札が八枚」などという日もざらです。

両替の手間をかけさせようというささやかな営業妨害です。

これもまた、私に対する「威嚇」であり「集団による示威」です。

### 六本木で

「運転手さん、俺、あんたの事知ってるよ」

昼間、六本木で乗せた男性3人連れの男性客の中の最も年配の客からそう言われたことがあります。

「な、何を言ってるんですか」、「酔ってますね、〇〇さん」と他の若い二人がうろたえながらフォローします。 どうやら悪いことをしているという認識は充分にあるようです。

証拠の残らないことに関わっても無駄ですので聞き流しました。

夜の荒木町・新町通りで

白髪のオッサンと若いの二人の3人組が手を挙げたので止まりました。

私の顔を見るなりこのオッサンはこう言いました。

「これはたいへん乗りにくい車だから、誰か近い人が乗りなさい」

(何だと?何が乗りにくいんだ、このボケジジイ) 若い二人は顔を見合わせています。

「じゃ、そういうことで」

オッサンはそう言うと、若い二人を連れてすぐ後ろのチェックカーに乗り込んでしまいました。

この時は唖然としてすぐその場を離れてしまったのが残念です。

車が並んで通れない狭い道なので、「手を挙げたお客様を待っているんですよ」とか言いながらその場に居座ればこのオッサンの方から相応の「泣き」を入れたかもしれないのです。

渋谷で

「女遊びしたくないですか?」 若いグループの男性客からそう聞かれたことがあります。

そのとき自分が何と答えたか忘れました。

他の車両からの妨害 高速道路の合流時の妨害

実務的にもつとも悩ましいのがこれで、これが最も危険な行為でもあるのですが、例えば首都高・霞ヶ関 IC の西向きに乗る場合、一番右車線から合流します。

この際、本線の最も右車線をトラックやダンプなどの大型車が4~5台連なって来る事があります。 しかも「絶対に合流させるものか」とばかりに、わざわざ車間を詰めて近づいて来ます。

どうしようもない場合はその場に止まるしかありません。

どうやら彼らは携帯電話で私の車の GPS 現在地情報を見ながら、ピンポイントで私を狙ってきているようなのです。

一年目のある時期、首都高に乗るたびにこういう嫌がらせが起きました。

「狙ってやっているんだったら、もし私が死んだら殺人ですよね?」

という話を、或る日、国産自動車の管理者に相談したところ、その直後からこの現象はピタリと無くなりました。 会社の情報が外部に筒抜けであるとの証左です。

幹線道路への合流時の後続車の追い越し

例えば、新宿の裁判所通りを東中野方面から来て青梅街道に合流する場合、左折の合流になります。

この時、後続車が対向車線を通って私の車の鼻先を右から強引に追い越してゆくのです。しかも本線の第一車線に合流して行くのですから、私が譲らなければ当然に接触することになります。 しかもこれが3~4台連続です。

私の運転は慎重な方だと思いますが、動作が人より目立って遅いことは無いと思います。私を狙った嫌がらせであることは明らかで、そもそも安全確認に時間制限など無いですから、こうした追い越しは「無法運転」もいいとこだと思います。

このような「無法運転」が、誰にでも自然に起ることでしょうか？

私はタクシーに乗る前に約20年で20万キロくらいプライベートで走っていますが、このような「無法運転」に遭ったことはありません。

私なら、見ず知らずの人に対してこんな真似はこわくてできません。

追っかけてきて刺されかねませんから。 それぐらい相手を無視した侮蔑行為だと思います。

今後、このような「無法運転」により接触事故が発生した場合、私は自分の過失など一切認めるつもりはありませんし、ここに書いた通りの事が実際に起こっているという何より「よい証拠」になりますので、今後は絶対に道を譲るつもりはありません。

(こう書くと、今後は私への対向手段として「異常に時間をかけて合流する前車」が続出するのではないかと懸念します。)

経験的に見て、この現象も携帯電話で私の車のGPS現在地情報を見ながら、ピンポイントで私を狙ってきているようです。

GPSの「乗務員登録」をしている時に限ってこの現象が見られました。

(直近では、同じ会社の車にやられました。)

GPS現在地情報について 2008年の中頃から、私はGPSの「乗務員登録」をしなくなりました。つまり「GPS無線配車」を全く取らなくなりました。

既に述べた一連の危険行為を回避したいのも一つの理由ですが、もう一つは経済的メリットが無くなつたからです。

呼んでおいて乗るまでにわざと長時間待たせてみたり、忙しい時間帯にわざと短距離を乗ってきてみたりという狙い打ちの営業妨害が頻発したからです。

「乗務員登録」をしなくなつてから最初の二週間くらいは、会社の担当班の管理者がとても困ったような顔をしていました。

なぜ困ったかについての推測ですが、当初、「乗務員登録」を行った状態のGPS現在地情報が携帯サイトに掲示されていたのだと思います。

それがなくなつてしまふと他の東京無線への「とばっちり」が大きくなります。

それが、「乗務員登録」をしていない状態でもGPS現在地情報を携帯サイトに掲示できるように二週間で手当でしたのだと思います。

(過日、「乗務員登録」をしていない状態で東京無線のセンターにそれとなく打診したところ、私の現在地を正確に言い当てましたので、現在は「乗務員登録」をしていない状態でもGPS現在地情報が把握できることは確実です。)

もしくは、私に無断でGPSの代替となる発信機のようなものを取り付けたか、でしょう。

この、GPS現在地情報が最初に掲載されたのはごく初期の頃からだと思われます。

もちろんこれは法的には「個人情報の漏洩」に当ると思います。

東京無線が「営業的にとばっちりを受けたくない」という気持ちはよくわかりますが、先の危険行為等も考えれば、「殺人の共犯(もしくは帮助)となる覚悟があるのか」と改めて問いたいです。

**発進しようとすると鼻先に飛び込んでくる他の車両**

私が第一車線に停車していて発進の合図をすると、第二車線から第一車線の私の車の鼻先へノーサインで飛び込んでくる車両が多く見られます。

私が後方確認を怠る可能性はもはやありませんからいいのですが、かなりの危険行為だと思います。これもまた、私に対する「威嚇」であり「集団による示威」です。

「お前は包囲されているんだぞ」と言っているのです。

**前車が青信号になっても発進しない**

ボーッとしている人はたまにいますが、いつもこうだったらあまりに不自然です。

これもまた、私に対する「威嚇」であり「集団による示威」です。

**わざと遅く走る 前車が遅い為、前々車との車間がみるみる離れていきます。**

相対的に見ると、私の車線の車だけがどんどん後ろに追いやられているような感覚になります。

前車がいつもこれではあまりに不自然です。

これもまた、バックミラーで私の顔を認識した為に起っている現象でしょう。

焦らせて事故らせようとでもいうのでしょうか。前項(発進しない)との組合せの場合が多いです。

これもまた、私に対する「威嚇」であり「集団による示威」です。

**一般道で合流させない**

例えば、工事の為の車線規制などで、一台ずつ交互に合流すべきところを合流させないなどのマナー違反は一日に数え切れないほどです。

特に他のタクシーに多いです。ま、気持ちはわかりますが…。

**即右折**

いまどき直進の信号残りのいない交差点などまずありません。

皆お互い様で見過ごしているのが現状です。

それを、信号残りを無視して→信号が出たらすぐにまがってしまうのです。

私は新一の橋交差点でこれをやられました。

相手は黒のセンチュリーだったと思います。どこかのお抱え運転手だと思います。

この時はそんなにスピードを出していなかったので何とか止まれました。

もし接触すれば、どちらかと言えば私の過失割合の方が重くなるでしょう。

黄信号に無理気味に入っていますから。直進車が見えていないはずはありません。

私が報復として同じことをすればいくらでも引っ掛る車両は居ると思います。

これもオン状態の私の車の GPS 現在地情報をペースにしていたようです。

ピンポイントの狙い打ちでしょう。これも要するに、私に対する「威嚇」であり「集団による示威」です。

#### 後続車がライトをビームに

郊外の住宅地ならともかく、都心の幹線道路でライトを上向きにする必要などありません。

まして、皆が皆、これをやれば極めて不自然です。

個別に問い合わせれば、おそらく「戻し忘れました」で終わりでしょう。

特に大型車やワンボックスなど「車高の高い車」がこれをやるととても目障りです。

私は心配ありませんが、将来的にはこのせいで事故も起こるかもしれませんね。

これもまた、私に対する「威嚇」であり「集団による示威」です。

「お前は包囲されているんだぞ」と言っているのです。

#### 後続車による無意味なクラクションの洪水

直後の車だけでなく、何台か後ろの場合でもやります。 延べでは一日に何百台とやります。

ほとんどの場合が意味もなく鳴らしています。 何か取り締まる方法は無いものでしょうか?

これもまた、私に対する「威嚇」であり「集団による示威」です。

「お前は包囲されているんだぞ」と言っているのです。

#### 食事中に

深夜に寄った飲食店で下剤を盛られたと思われる経験が二回ほどあります。

一件は蕎麦屋で、もう一件は丼屋です。

いずれも朝4時前に食べたもので、1時間半ほどすると急激な下痢に襲われます。

「座っていても我慢できないほどの下痢」というのはそれまで経験が無く、自然のものとは思われません。 いずれも店員が一人だけで客も私一人でした。

他に目撃者がいない状況が危ないのかな、と思います。

最近は食物に不審を感じたらそっくりそのまま保健所に持ち込めるよう、いつも蓋付きのタッパーを常備しています。

誤解されないように書いておきますが、この蕎麦屋は私がよく行っている「小諸そば」や「ゆで太郎」ではありません。

「小諸そば」や「ゆで太郎」でも咳込みや、店員が鼻をかんで見せたり、或いはわざと注文を聞き違えてみたりといったささいな嫌がらせは起りますが、いずれも街じゅうどこでも起こっているようなことです。

#### 通勤途中で 車両による「練り歩き」

これは野方駅から会社までのことで、毎日のことです。（練馬駅から通っていた時も同じでした）

大型ダンプやトラックが凄まじいエンジン音で商店街や住宅地を練り歩きます。

「避けなければ轢くぞ」といわんばかりの勢いです。

あるいは背後から乗用車が猛スピードで私の体を掠めて通り過ぎます。

「そのうち轢くぞ」といっているのです。

右を歩いている私を掠めていくのですから、わざと右に寄ってきてるとしか考えられません。

普段は滅多に車が通らないような細い通りへ、次から次へと押し寄せてきます。

これもまた、私に対する「威嚇」であり「集団による示威」です。

いや、これはもはや威嚇というより「脅迫」です。

待ち伏せであり、ストーカー行為として規制していただきたいと思います。あまりに不自然です。

タコメーターの付いている車両なら、調べてみてください。

私が出てくるのを待って動き出しているはずですから。

車両がわざと行く手を塞ぐ　つまり通せんぼ状態です。

これは東村山駅から自宅までの間が多いです。

自転車の女が私の気を引くためにわざとこれをやるのはよくあることですが、車の場合も意味は同じでしょうか

私が通る頃に会わせて次から次へ、路地から出てきては私の行く手をさえぎります。

私が通るのが見えていないはずはありません。

そのまま手を伸ばせばドアが開けられるくらいの至近距離です。

特に悪質なのは完全に横断歩道を塞ぐ形で止まる場合です。

ほんとうに直前で、つま先を轢かれかねないくらい近いので、いつも前のめりによろけながら止まっています。

「道交法違反だぞ。このまま写真取って通報してやろうか」

ドアを開けて怒鳴ったこともありますがそれでも止める気配はありません。

T字路の横断歩道上で右折車に轢かれそうになったこともあります。

こちらはもろに「脅迫」です。いや「殺人未遂」かもしれません。

この辺は都会と違って人通り(目撃者)も少ないので、そのぶん車のマナーも平均的に悪いようです。

心配なのは私が止まりきれずに車両にぶつかってしまう場合です。

乗用車の場合、私の膝がもろに当ってしまうとドアが枠ごと陥没して車体にめり込んでしまうかもしれません。私もケガをするかもしれません。

そうなると人身事故扱いですよね。減点が非常に大きいですね。お気の毒様です。

自宅もしくはプライベートで

一年目の頃は、ほとんど全ての歩行者が私の自宅前を通る度に咳込んでいました。

それと、となりのコイン洗車場や向かいのコインランドリーに大挙して押しかけてはバタン、バタンとドアを朝から晩までやっていました。

最近ではこうした現象は沈静化しましたが代りに次のような現象が起っています。

クラクションの嵐

すぐ近くにT字路があって、確かに見通しは良くない場所ですが、ひっきりなしにクラクションが鳴ります。

最近になってバスが通った為、信号が設置されたため幾分収まりましたが、それでもまだほとんどおさまりません。 因みに、一年目の頃は全く鳴っていませんでした。とても露骨で笑えます。クラクションは道交法上「危険を感じたら鳴らしてよい」ものなのでしょうが、こうした嫌がらせを規制する方法は無いものでしょうか。

爆音響かせてやってきては自宅前で不自然に停車する車両  
夜間特に多いのがこうしたバイクや車です。停車している時間は 10~60 秒。  
この付近にそんなに頻繁に停車する必要があるようなものは何もありません。  
一日何百台といるのはないでしょうか  
私は朝 5 時頃就寝しますが、消灯するとたんにこうしたバイクか車がやってきます。  
安眠妨害の意図は明らかです。 実際にその辺に隠れて見ていてもらえばわかります。

#### 自家用車で

自宅のすぐ近くのカーブで対向車がはみ出してきた為に正面衝突しそうになったことがあります。相手は傷だらけのクリーム色のセルシオで運転していたのは土気色の顔をしたヒキガエルみたいなオバサンでした。一見してガラが悪そうな感じです。  
車体の半分もはみ出しておいて、全面的に向うの過失であるにもかかわらず、ソッポを向いたまま全く知らん振り。従って謝罪などありませんでした。 こんなことが自然にありえるでしょうか  
完全な確信犯です。私が通るのを見計らってわざとはみだしてみせたのです。  
こうしたことは慣れっこなのでいちいち怒る気もしませんでした。

#### 対向車の幅寄せ

この辺はセンター線の無い狭い道が多いです。 従って、ほっとくと幅寄せの嵐です。  
もちろん向うは私の車と知った上で狙ってやっているものと思われます。  
一度、対向車が斜めに擦り寄ってきたので危険を感じて停車したことがあります。  
ミラーがぶつかっただけで走り去ってきました。  
こちらが止まることを前提にしたチキンレースです。  
それにしても、絶対にボディーが接触すると思ったのに、そなならなかつたのは相手が少しハンドルを戻したのでしょう。  
追っかけようにも、ユーターンもままならない狭い道です。 これは小手指の辺りでした。  
自家用車にはウィットレスが付いていませんから、こうした嫌がらせも立証できません。  
今は、なるべくこういう道は通らないように心掛けております。

#### 寝込みを襲うワン切り電話

イタズラ電話が多いので普段はケーブルを抜いているのですが、たまに使ったまま抜き忘れている時があります。 そうするとすかさずかかるのが寝込み直後のワン切り電話です。  
どうやらこの近所の人間が介在しているのは間違いないさそうです。  
100 回に一度の為に毎日かけているものと思われます。 ご苦労なことです。

ネットの中で 私は家ではよくインターネットの囲碁対局をやります。

やりますと言うよりは、まだ初心者なので、対局ではなくて上級者同士の対局を眺めている場合がほとんどです。

ヤフーの「無料ゲーム」の中に「囲碁」というジャンルがあります。

ここに「ニックネーム」という架空の名前で参加しております。

ここでもまた様々な嫌がらせを受けるのです。

宵の口など、多い時間帯では 5000 人位が参加していますが、深夜から早朝ともなると 400~500 人まで減ります。 現在のニックネームは suikayarou07 です。

これは通常はユーザーIDと呼ばれるもので、何回でも再発行できます。

私の生活パターンを頭に入れたうえでよく見ていれば私のニックネームが特定できるようです。

私が対戦を見に行くと、突然打つのを止めてしまつて①「席を外してしまう人」が多いです。

こういう行為は通常「チーター」(負け逃げ)と呼ばれて徹底的に嫌われています、以後の対局相手を探すのに苦労するはずなのですが、私が来た場合に限つては問題にされないようです。

とても不自然なのは、消えた人が勝っている場面でもこれが良く起ることです。

最初に初心者と書きましたが実は私は「中級者」に近いです。

「局勢」や「ポイントとなる局面」くらいはわかります。

逃げる必要など無い場面で「席を外して」しまい、戻つてこないです。

それから②「次の勝負を始めない」のも特徴です。

いい勝負の相手だったら、2 度 3 度と続けて対局を試みるのが普通ですが、私が見ている時には絶対に次の対局に入りません。 「お前に手の内は見せたくない」ということでしょう。

③突然、狙い打ちで「追い出される」こともしばしばです。 「私だけがなぜ???」って感じです。

もともと対局者同士の二人きりの対戦は避けて見てはいますのでこれはとても不自然なことです。

データ上、この「追い出し」行為はとても「目立つ」ので、最近は減つてきています。

実は今のニックネームで 3 度目なのですが、変えても変えても効果はありませんでした。

ご苦労なことです。 私の日頃の「指名手配」状態を証明するのに充分だとは思いませんか?

ここでこう書いた以上、実際にヤフーを「観察」してみてください。

## クラクション

交差点を通る度に意味の無いクラクションの嵐が起こります。

まるで「オオカミが来たぞ」と知らせているようです。

実際にそう言う役割もあるのかもしれません。

永い事不思議だったのが、クロスする道路を通行する車が特に鳴らすこと。

事前に私が通ることを知っているということです。

これはどうやらオン状態の私の車の GPS 現在地情報をペースにしていたようです。

GPS の「乗務員登録」をしなくなつた途端にめっきり減りました。

最近になって再び増えてきたのは、おそらくオフ状態の私の車の GPS 現在地情報を使つてゐると思われます。

どういう形かは知りませんが、運転しながら携帯を見ている車両が多いのは間違ひありません。

#### 周りを徘徊する警察関係者

あまり書きたくないかもしれませんが、こういう方々がいらっしゃるのも事実です。

経験から言って、これもオノン状態の私の車の GPS 現在地情報をペースにしていました。

例えば「黄緑の方々」が私を集中的に狙っています。

今まで見かけなかった場所で私が食事から戻るといつも 2 人で立っています。

店を変えてみてもしばらくすれば同じこと。

滅多に車が通らない裏路地でも同じこと。

一度「もの凄く不自然ですね」と言った事もありました。

「ここより先に取り締まるべき場所が他にいくらもあるんじゃないの」という意味です。

とにかく、状況から考えて、どう見ても私に対する敵対的行動としか思えません。

おかげで今では立ち寄れる店がとても限定期になりました。

「警察関係者がストーカー行為していいの」と言いたくなります。

なお、今は「黄緑の方々」だけではありませんし仕事中ともかぎりません。。

誤解なさないように申し上げておきますが、警察を敵に回すつもりはありません。

回したところで成り立つ仕事でないことはよく承知しております。

#### 他のタクシー乗務員からの嫌がらせ

唾吐き タクシーのり場で待っていると、私のすぐ前の車が盛んに唾を吐きます。

もちろん侮蔑の意味でしょう。

これは傍目にも汚いので、マナーの問題として何か罰則を考えてほしいものです。

他にも色々な妨害がありますが、一般者とほぼ同様です。

#### 他のタクシーによる「通せんぼ」

一年目の深夜 2400 頃、東中野駅前のことです。

客の指示を鵜呑みにして、一方通行を逆走で入ってしまった私は、すぐに対向の他のタクシーに指摘されました。

「まいにち・大名古屋グループ」のタクシーでした。

急いで転回を試みましたが、このタクシーがなかなかどいてくれません。

やっとのことで転回し、客を降ろしてこの道を抜けようとすると、なんと、先ほどの乗務員が大手を広げて通せんぼです。 通報したから警官が来るまで神妙にしろ、と言うのです。

乗っていた客が「私の指示が間違っていたのだから見逃して」と頼んでも「そんなの関係ねえ。引っ込んでろ。」と高飛車に一喝。

見ていた飲み屋の人も何か言っていましたがこれにもまったく耳を貸さず。

轢いて通るわけにも行かないでの仕方なくその場に拘束されました。

結局、事情聴取が終わるまで小一時間の間足止めを喰いました。

当時は終電前のゴールデンタイムです。

こんな同業者がありますか？ 間違いは誰にでもあるので、普通はお互い様のはず。 こんなことをすれば普通は会社対会社の喧嘩に発展してしまいます。 私が孤立している状況を見知った上での卑劣な営業妨害です。 しかも、自分の稼ぎをも犠牲にしてまでの「相打ちの論理」です。 私への日頃のバッシングの凄まじさが覗えると想います。 もし、他のタクシーに対して報復するなら私にもいくらだって材料はあるのです。 例えば、六本木や歌舞伎町の深夜の三重駐車の付け待ちタクシーに対して。 二重目の列の先頭を通せんぼして「通報したから神妙にしろ」とやれば、奴らは身動きとれません。（まあ、三列目から次第に離脱してゆくでしょうが時間がかかります。） しかも最初に携帯で証拠写真を取っておきます。 明らかな道交法違反ですが、通報したら捕まえてもらえるのでしょうか？ タクシーの違反など、他にも山ほどあります。

### 会社の中で

風呂場で 会社の中に風呂場があるので、仕事帰りにいつも入っています。 私と背中合わせの席の人から、シャワーを逆さにして股の間から私に向って掛けられたことが何度もあります。 しかも、ただぐらせてているのではなく、ちゃんと股間に当てた水です。 周りの3人くらいから一度にやられた日もあります。 自然にこのようなことが起こるものでしょうか？ 私ならとも怖くてできません。 これにはさすがに頭に来たので、それぞれ同じことをやり返して応酬しています。 そのうちの何人かは今も居るようですから事情聴取なさいますか？ どうせ「知らぬ存ぜぬ」に決まっていますが。 その他、私が目をつむるとすかさず椅子を落としてみたり、たらいを投げてみたり、大きな咳払いをしてみたり、ありとあらゆる妨害を始めます。 要するに、「安眠させまい、くつろがせまい」としているのです。 これぞまさに純然たる「嫌がらせ」です。

### 仮眠室で

一年目に会社の仮眠室に泊まったことがあります。 その時の妨害の凄かったことは今でも鮮明に記憶しております。 入れ替わり立代り隣りのロッカー室にやってきてはドタンバタン、ガシヤガシヤ、ゴトンゴトンともううるさいの何の、これでもか、これでもかと朝まで引っ越し無しでした。おかげで最後まで安眠できない今まで仕事を行きました。

### ロビーで

私の背後から耳元に思い切り咳込む光景がよく見られます。 そんなことをしても火に油を注いでいるだけなのですが。

### ※タクシー運転手について

他のタクシー運転手には運転マナーも含めて言いたいことは山ほどありますがここでは省略します。 それでも世間に言いたいことは、これ以上タクシー運転手を苦しめるのは止めてほしいということです。

私もそうですが、タクシー運転手というのは半ば「世捨て人」的な人達が多いということです。

「追い討ち」をかけるようなマネはとても残酷です。

世間の皆さんに 100%歩合給というとの実感がありますか

平均年齢 55 歳の業界ですから、転職といつもままならないと思います。

### タクシー以外

最近特に多いのは、停車時のダンプやトラックなど大型車からのバッシングです。

例えば客を乗せようと停車したところ、そんなに急停車する状況ではないのに、私のすぐ近くまで来て急ブレーキを掛け、思い切りクラクションを鳴らしまくります。

大型車のクラクションというのは、一般車両よりはるかに音が大きいので余計にむかつきます。

わざとかどうかは車間距離などそれまでの状況でわかりますから、いつも無視します。

「来るなら来て見ろ」って感じですが、こちらは実車中なのでかまっていられません。

この行為ももちろん「火に油」です。

### 強引な右折

交差点で、私が直進の場合での右折待ち車両の強引な右折が目立ちます。

「ぶつけられるものならぶつけてみろ」って感じです。

私にブレーキを踏ませることが目的のようです。

これはおそらく現在地情報というよりも咄嗟の判断でしょう。

ここに書いた以上、今後は容赦しません。

### 自宅不法侵入

これは 100 パーセントの確信はありません。

或る日、仕事から帰ってみると鉢植えの葉が 5 枚枯れ落ちていました。

今まで落ちたことの無かった葉がいちどに 5 枚も落ちていたのです。

さらに問題はその「葉の落ち方」です。

枝は放射状に外側に向って伸びていますから、落ち葉の方向もそれに並行になるのが自然だろうと思うのですが、この時は五枚とも鉢植えの容器の縁と並行になる形、つまり枝の方向と直角になる形で「置かれていた」のです。

もちろん、落ちる途中で枝に当ったりして葉の方向が変る場合もあるでしょう。

しかしこの時は五枚ともその状態だったのです。

しかも今まで元気に育っていて今まで葉が落ちたことが無い鉢植えです。

「これはなんか不自然だぞ」とその時すぐに思いました。

あわてて他に部屋の中も調べましたが盗まれた形跡はありません。

入ったかどうか確信が持てない状態なのです。

よく知りませんが、ストーカー行為というのは、すべからくこういうものでしょう。

狙った相手を疑心暗鬼にさせ、不安に陥れることが真の目的なのです。

「お前のやっていることはこういう風に、いつでも調べられるんだぞ」と。

「鉢植え」は、まさに「ストーカー行為にうつつけのアイテム」と言えるでしょう。

先行事例はいくらでもあるのではないですか?

これも要するに、私に対する「威嚇」であり「集団による示威」の一環でしょう。

合鍵が洩れたとすれば、作った鍵屋か、スペアを持っている大家さん、この2つのいずれかのルートだと思います。

「ここで警察を読んだりして大騒ぎしては私が動搖しているということでかえって奴らを喜ばせることになるかもしれない。」 その時そう考えた私は通報するのを見送りました。

もともと衆人環視状態なのです。 それが家の中まで及んで来ただけの話。

「来るなら来て見やがれ」と開き直りました。

戦国時代なら鍵など無いのでしょうか(いや、あるか?)。

今もこの件について特に気にしてはいませんし眠れないということもありません。

#### 今後予想されること 営収の更なる低下

普通の日に入払い作戦と顔パスが徹底されると、営収は2万前後になります。

(会社の平均営収は4万円前後) これではとても生活してゆけません。

ちなみに私の実力は、一年目の環境で一日当たり75000円前後だと思います。

現在の状況でも60000円くらいだと思います。

私の場合、最初から「奪われた売上実績」でしたが、それでも年平均60000円近くでした。これはかなり平均を上回った数値でした。

それが今では2万円台の日や平均の半分くらいの日がザラです。 これはとても不自然なことです。タクシーの営収というのは一日の中でも大数の法則が十分に働きますので、年平均で一日60000円の人が全体平均を下回る確率と言うのは、年に一回あるかないかの珍しいことだと思います。

#### 殺し屋 「いっそ殺し屋を雇って殺してしまおうか」

売上不振で、私に対してそう思っている人はたいへん多いはずです。

タクシー強盗に見せかけた殺し屋、或いは交通事故を装った殺し屋がそろそろ現れても一向に不思議は無いと思います。

私が死んだら、まず殺しの線で捜査してください。

もっともこれを提出した上で私がそんな死に方をしたら、警察も責任を問われるかもしれません。

#### 警察の対応

警備の名目で私にまとわりつき、交通違反などの切符切りなどで揚げ足を取ることが懸念されます。ストーカー行為は止めてください。

転職の自由　　このような状況で私に「転職の自由」があるでしょうか  
それでもいくつか選択肢を考えてはおりますが、いずれの仕事も様々な妨害が考えられます。  
私は転職の自由が無いことは今後の事実が証明することになるのでしょうか。

モラルハザード　　正直、タクシーの仕事には全くやる気が起きません。  
それもそのはず、例えば一生懸命に道を覚えたところで、その努力が生かされる可能性がとても低いのですから。　　他人のせいだと思えばなおさらです。  
考えてみれば、東京川の流域の各池の住人達もみな、モラルハザード状態と思われます。  
「今井のせい、または世間のせい」と思ってしまったら、やる気など出るはずがありません。  
各池の住人達から、更には全国民がそう思い始めたらどうなるでしょうか?  
「一億総モラルハザード」状態も近いのかもしれません。  
経済と言うのは「生き物」ですから、不況の真似事をしているうちにコントロール不能となり、いつしか本物の不況になってしまふ、などということが充分にありうると思います。  
これが社会を停滞させる、最も大きい問題なのかもしれません。  
経済停滞どころか治安も極度に悪化し「不安」と「絶望」が世の中を支配するかもしれません。  
一刻も早く、不況の真似事を止めさせなければなりません。  
その為には、肖像権侵害の犯人を検挙するのが早道です。

### 「女の特権」に関する考察

女を一切無視している私の振る舞いが、「タブー」に触れているのであろうことは最初の最初から充分に承知しているつもりです。  
いわゆる「据え膳喰わぬは男の恥」とか「女に恥をかかすな」とか「女だから言えない」とかいう諺に表現されているところのタブーです。  
ちなみに、今までタクシーで何万人と外人を乗せましたが皆、日本人と同じ反応をします。  
このことから見て、「地球的規模のタブー」なのであろうことがわかります。  
抵抗を続いているうちに、そもそもそんな「タブー」自体がナンセンスなのではないか、と考えるようになりました。  
そもそもなぜこのようなタブーができたのか、を考えますと、昔は「女は物理的にかよわい」立場だったからではないでしょうか。  
つまり、無理やりセックスを強いられやすい立場だったから「せめて女の自由意志は尊重してやろう」という、言わば弱者保護の観点だったのではないかでしょうか。  
然るに、今のような平和でネットの普及した社会に置いては「女が弱者だとはとても言えない状況」です。　いや、力関係は逆転していると言っても過言ではないでしょうか。  
そんなわけで、もはやタブーの立脚する根拠が崩れているのです。  
そもそも「きちんと自己主張できない者に選択の自由など与えられない」というのが当たり前なのでないでしょうか。  
仮にこれを「宇宙的真理」と呼ぶなら、願わくば「地球的タブー」に優先するものであって欲しいものです。

「人前で盛って見せることが恥かしくなくて人前で言うことが恥かしいって?バカじゃないの、お前ら!」と女達に声を大にして言いたいです。

それもそのはず、元々女達が気にしているのは人目ではなくて法律なのですから。

「女だから言えない」の真意は「自分の思うようにならなかつた男を罠にはめてリベンジする為」つまり「リベンジ機会の確保」にあるのです。この辺は住信時代に書いた通りです。

「こんなぶっそうで野蛮なタブーはいっそのこと廃止しませんか」というのが今の私の本音です。

そもそも「男だから」とか「女だから」という形容詞自体が男女差別であり時代錯誤なのです。

私が懸念しているのは、女が今やっている「ネットによる指名手配」を今度は男が女に対してやり始めるのではないか、という点です。狙った女を落とす為に。

そういうことを予防する意味でも、ぜひとも今回の件を検挙してほしいのです。

そもそも基本的人権を侵害するようなタブーならば存在させてはいけないと思います。

したがって「女だから言えない」という甘えを、もはや理解するつもりはありません。

私は元々、言葉や文字まで否定しているわけではありません。

暗黙の「お持ち帰りごっこ」にこだわるのは女の勝手です。

思うに、女達があくまで「お持ち帰りごっこ」にこだわるのは、一つには女の意地もあるでしょうが、なにより、言葉や文字だと証拠として「残ってしまう」からです。

残ってしまうと一連のセクハラの状況証拠に使われてしまうことが心配なのでしょう。

こうした八方塞がりの状況は、元々「女の呪い」が潜在的に持っている効果ですが、女達がそれにによって身動きできない状況というのはある意味で滑稽です。

自縄自縛というのはこういう状況を言うんでしょうね。

「女の特権など私は承認した憶えは無い」などと言ってみても無駄なんでしょうね。

すべからくタブーというものはそういうものなのでしょうから。

皆ハラの中でこう言っているはずです「俺たちの文化を壊すな」と。

(住信時代に「テロリスト」と陰でささやかれていたのを思い出しました。

私が在籍した部は、私の退職と同時に消滅しましたし、私の一家が延べ6年ほど住んでいた高級社宅は、まだ築浅だったにもかかわらず取り壊されました。

これはこれで株主総会で責められるべきことと思われますが、とにかく、住信としては何が何でも私が在籍したという痕跡を消したいようです。)

「お持ち帰りごっこ」について この方法では誠意を伝えられないと思います。

なぜなら「周りの男を片っ端から咥え込んでいるクサレマンコ」と思われるてもしかたがないからです。

イヌネコじゃあるまいし、私はクサレマンコには関わりたくありません。

それに今時は色んな病気がはやっていますから。

「まともな女」と思われたいなら他の方法を選ぶべきです。

その思いの程度を伝えるのが「言葉や文字」なのだと私は思います。

ではなぜ女達は「お持ち帰りごっこ」にこだわりつづけるのでしょうか?

私の氏素性を知っているなら、後腐れなど心配する必要はないでしょう。  
 それとも何か、自分の方に知られては困るような「やましいこと」があるのでしょうか?  
 「お持ち帰りごっこ」とは所詮「お遊びのルール」なのだと思います。  
 そもそも「お遊び」の仕返しに人を逆恨みするような「資格」があるでしょうか?

#### 私の主張 「無視」の意味の変遷

私が、なぜ女を一切無視しているのか、についてですが、最初の最初は単に「①目を合わせるのが恥かしかったから」なのです。 いわゆる「対人恐怖症」というやつです。  
 やがて「お持ち帰りごっこ」が始まり、まごまごしているうちに「濡れ衣」を着せられました。  
 こうなると、「②濡れ衣着せられてまで私から誘ってやる義理は無い」ということになります。  
 言い換えると「罠ではないという証拠が無い」から誘えないのです。  
 更に肖像権の侵害に基づく営業妨害が激化するに及んで(2007年5月から)「③抗議の意思表示としての無視」に意味合いを変えて今日に至っております。  
 「無視」の意味が三段階に分かれているということです。

「私への犯罪によって顔を知られた以上、集団による示威行為の全てを許さない」  
 というのが私のスタンスです。 例え咳一つでもクラクション一つでも許しません。  
 集団による示威行為が全くなくなる日が来るなど想像もつきませんが、「来なければ来ないで構わない。」というのが私のスタンスです。  
 「ネット犯罪による風評被害」については既にマニュアルが存在すると思います。  
 おそらく「偶然に情報を受取った第三者には罪は無い」ということになっていると思います。  
 乗車拒否する人達の表情を見ていると、それこそ「鬼退治」のようなつもりで振舞っているのがわかります。 一般の人も含めて言って、罪悪感など全く無いでしょう。  
 意見を主張すること自体は本来自由です。  
 ただ、受取った情報に基づいて特定の人に不買運動をするのは意見表明ではなく、明確な犯罪(この場合はセクハラ)です。  
 今時どこの会社でも「人権啓発研修」があって「恋愛感情を仕事上に持ち込むのはセクハラ」と教えられているはずです。  
 この「仕事上」というのも自分の会社ばかりではないことも、普通の知能の人ならわかっているでしょう。 従って、今の東京にはセクハラの「確信犯」であふれています。  
 同時にそれは「ストーカー行為」もあると思います。  
 今の「ストーカー規制法」には該当しないかもしれません、「特定個人」を狙い撃ちして営業妨害している以上、広義の「ストーカー行為」に当ると思います。  
 罪の意識が無いならばなおのこと、肖像権侵害の首謀者だけでも検挙していただかなければ私の気が済みません。 私としては、「群れること自体がそもそも暴力」だと考えております。  
 本来、恋愛とはプライベートな事柄であり仕事とは何の関係もありませんし、プライベートについて他人と情報を共有化する必要もありません。  
 群れで威圧しようとすること自体が暴力意識の象徴であり、たいへん卑劣な発想です。

更に、恋愛の報復の為に仕事を妨害しようという歪んだ人権意識自体が、まさにセクハラの典型であり極めて時代錯誤です。

#### これからの対応 無条件降伏はありえない

私が無条件降伏した場合、当分の間、日本中でお祭り騒ぎが続くでしょう。

景気も一気に回復するかもしれません。しかし、今となってはもはやこの選択肢はありません。

そこまで、私の怨念は、憎悪は深まったのです。ここまで数年間、ずっとやられっぱなしです。

今までのツケを一気に払ってもらうべき時が来ました。

日々、つきつけられる無数の悪意の累積に対して私の怒りが限界を超えたのです。

何が何でも「窮鼠の一撃」をお見舞いしなければ気が済まないのです。

法律上の最低限の罰を受けていただきます。

#### 早急に検挙を まずは肖像権侵害の首謀者を検挙してください。

アクセスが集中しているサイトをチェックしていればわかるはず。

私のことはどのようなニックネームが使われているかわかりません。

でも、もうとっくに目星はついているのではないでしょうか。

#### 交換条件 現在の不況には、人間として、私ももちろん心を痛めております。

これは提案というか、交換条件ですが、検挙していただいたあつきには、「お持ち帰りごっこ」に乗っ取って速やかに事態を決着させるよう努力致しましょう。

検挙されることによって「濡れ衣」も自動的に晴れると考えておりますので。

一つ懸念されるのは検挙した後の民衆の反応です。

「反省するどころか、今より陰悪になるだろうな」とは覚悟しておりますが、陰悪化の程度までは想像がつきません。女達の出方も予想がつきません。

「それでもまだ私に用事がありそうなら」ということになります。

#### 日本は卑怯者の国か

とにかく、今の私は「非国民」であり「人間以下」であり「村八分」の存在にされています。

私の場合、年間 400 万円以上の「有名税」を徴収されています。

税率 70 パーセントで生きていけるはずがありません。

ギリシャ・ローマ時代の奴隸さんでもこんなにひどくはなかったんじゃないでしょうか。

この「一億人の犯罪」に対して、誰も犯罪者にしたくないというなら、いっそこういう解決策はどうでしょうか

「賠償基金として日本の成人一人当たり 100 円を無条件に徴収する」

これで 40~50 億円になると思います。

かつて住信に対して 3 億円要求したことがあります今やそんな金額では済みません。

なにしろ今や我が一族全体の死活問題なのですから。

ま、金による解決策はほんの冗談です。読み流してください。

それくらいの巨額になれば人生を 180 度変える良いきっかけになるかな、と思っただけです。

### 雑感

「キムタク」を知らないジイサン・バアサンはまだ大勢居ると思いますが、私の顔を知らないジイサン・バアサンは皆無でしょう。 幼児に関しても同様です。

(幼児に対して、自分がどんな風に説明されているのか、気になるところですが。)

「キムタク」どころか、私は今や「世界中で最も顔の売れている人物」なのかもしれません。

これは別に私が「キムタク」よりもモテる、と言っているのではありません。

私のモテ方にに関して言えば「100 人の女が居ればそのうち 10 人くらいは私になびくかな」という程度のものだと思います。

では現在の「猫も杓子も、の状況」は何なのかと言えば、残りの 9 割の女達は「有名人とお近づきになることで自分が有名人になりたい功名心」なのでしょう。

つまりほとんどの女はただの「便乗組」だということです。

「便乗組」に逆恨みするような資格がそもそもあるのかが疑問ですが、とにかく今やこの「知顔度」はまさに徹底的で「泣く子も黙る」状態です。

ここまで「知顔度」が徹底できるとは、「敵ながら天晴れ」と贅辞を贈りたい位です。

近年の日本において、人心がここまで一つになったことが他にあったでしょうか。

この力がプラスの面で活かせれば、日本もまだまだ捨てたものではないと思います。

ペットの犬にまで顔が売れているようです。

ここまで「知顔度」が徹底しようとは、正直言って一年目には全く予想外でした。

「捨てる神が大半であっても、中には拾う神もあり、永遠にどちらか一色にはなりきれない混沌とした状態」が「大東京マーケット」であり、この大都会の「懐の深さ」だと思っていました。

つまり、「このままでもなんとか逃げ切れる」と思っていました。

今や「私の一拳手一投足を基準に一日が始まり終わる」ストーカーさん達が星の数ほど居ることを考えると、私の存在はまさに太陽系における「太陽」そのものと言えるかもしれません。

「私が意図的に行っている引きこもり」を続ければ続けるほど、日本は「薄暗い白夜の中で低迷することになるのでしょう。

これは、別に自惚れているわけではなく、私が侵しているタブーがそれだけ強固だということに他なりません。 「世界中の、もうどこにも逃げ場が無い」というのが実感です。

また、そう思わせることが敵さん達の元々のねらいでしょう。

この「一方通行の解決策しか見出せない状況」つまり「無条件降伏しか無い状況」こそが「暴力」に他ならないということです。

私は今の状況を「現代における魔女狩り」だと考えています。 「弁明の機会すら与えられずに人々の偏見によって処刑される状況」がとてもよく似ているからです。

このまま行けば、いずれにしてもたいへん「悲惨な結末」を迎えるでしょう。

それは「歴史の汚点」として、長く人々の心から消せない「忌まわしい記憶」となるかもしれません。

それならそれでもかまわない、と私は考えています。

「勝利とは言えないまでも、屈服でも敗北でもない」のですから。  
 私の判断基準もとっくの昔から「敵の精神的ダメージ」なのです。  
 言わば「報復の論理」であり「自爆テロの論理」とも言えるでしょう。  
 それだけ私の怨念は深いのです。

今この騒ぎを見くびらないことが大事だと思います。  
 女達のうち、「コアの一割」達は間違いなく、私に「最後の希望」を感じています。  
 「コアの一割」の本当の願いが私に「ストーリーの続きを描いてほしい」というところにあるのだということは最初からわかっているのです。（それは私の前歴を知っていると言うことでもあります）  
 言わば私の中の「愛」に期待しているのです。  
 決して私の外形だけを追いかけているわけではないです。  
 「願わくばその相手として自分が選ばれたい」と。  
 だからこそティーンエイジャー達がたくさん参加しているのでしょう。  
 今の状況は既に「一つの宗教」と言えるのかもしれません。  
 その最後の希望が、とても残酷な形で失われた時、「コアの一割」の女達はさながら「ハーメルンの笛吹き」における「たくさんの鼠達」と化してしまうかもしれません。  
 こういうところがまさに「女としての性」であり、自分でもコントロールできなくなってしまうような部分なのでしょう。  
 言葉を変えて言えば、「この世に愛を見失いかけている人達」にとってのまさに「希望の星」なのかもしれません。　私はまだ、それすらわからなくなってしまったわけではありません。

本音の本音を言えば「現在の私の置かれている状況」を誰か一人でもちゃんと認めてくれるなら、私の無念はとりあえず晴れるのです。  
 「今までの損害賠償」とか「法律による決着」など、もはや蒸し返さないとこの場で公約したついでです。  
 そんなもの、私が世間の期待に応えていれば、「そのうち放っておいても勝手に埋め合わせしてくれる」でしょうから。　それも始めからわかっています。

このまま「平成の岩窟王」として生涯を閉じ、早くこの世を脱出したい」という気持ちもありますが、そもそも「死んだらどこへ行くのか」がわからない。  
 そもそも「我々はどこから来て、どこへゆくのか」がわからない。  
 もともとストーリー・テラーとしてそのへんを描くことを自分のライフワークと考えているがそれがまだ描けていないのです。  
 そもそも宗教の領域なのでしょうが、どの宗教にもまだ納得できていないのです。

ここまで騒がれると「自分は何か使命を持ってこの世に生きてきたのに違いない」という気がしてなりません。　その使命とは「宇宙的真理を世に説く事」に他ならないのではないでしょうか。  
 「女に薬を付けてやれるのは私しか居ない」という、変な使命感すら湧いてきます。

考えてみれば、人目を嫌がっている人間を指名手配すること自体が「逆鱗」行為です。  
 「それが女の習性だから」とかの言い訳が通用するものではありません。  
 つまり「肖像権の侵害」が行われた時点で「私への宣戦布告」と言えるわけです。  
 女の甘えをこれ以上野放しにはできません。

### 無縁仏宣言

「たとえ親が首を吊ってみせようと、たとえ子が首を吊ってみせようと、私の決心は変りません。」  
 つまりこれは言わば「無縁仏となる覚悟」であり「鬼神となる覚悟」であります。  
 私の身近な周囲の人間を巻き込んで、そこからプレッシャーを掛けようとするのが「奴ら」の常套手段であり、手口なのはさんざん判り切っていますから。  
 「どんなに心配してみたとて、結局は自分の意志を優先する」のであれば、心配するだけ無駄なのです。  
 もちろんこれは極論であり、実際にそんなことが起ればもう論外です。  
 文字通り、「血で血を洗う殺し合い」になると思います。

「ウソ発見器」の出番！？　こんな時こそ「ウソ発見器」の実効性を試すチャンスかもしれません。  
 私の写真を見せて、「この人を知っていますか」という質問をすれば、ことごとく陽性反応が出るはずです。　私のことは幼児でもよく知っています。  
 何と言って教え込んでいるのか、それがたいへん気になるところですが、幼児が親の居ない場所で、例えば学校で、一人で居る状態で聞いてみればいいと思います。  
 「女をいじめる悪い奴」とか「何かの犯人」とか「日本の恥」とか言う答えが返ってくると思います。  
 聞く相手として、「まだ嘘をつくことに慣れていない年代」が良いと思います。  
 すみません、「子供の人権を無視」した発言でした。  
 そもそも、こんな先入観を植え付ける親の行為自体が「子供の人権を無視」した行為だと思います。  
 「子供のことをペット並としか考えていない」のが「母性」の現状であるならばたいへん嘆かわしいことだと思います。

### 弁解（「お持ち帰りごっこ」について未だに残る謎）

以下はどこまで知られている話かわかりません。  
 いささか弁解めいた話になりますが、かつて私は濡れ衣事件の後も住信以外の女を何人か誘いました。　京王線の調布の「ジョナサン」や京王線の東府中の「やる気茶屋」の女達です。  
 「今度、飲みに行こう」とか「終わってからカラオケ行こう」とか「隣りのネットカフェに居るから」とか「ここにメールして」とか、誘い方は色々でした。  
 不思議なのは誰一人として「ウン」と言わなかつた事です。  
 誤解の無いよう申し上げておきますが、嫌がっている子は一人も居ません。  
 皆それぞれに「気を引く素振り」を示していたから誘ったまでです。  
 その「気を引く素振り」の大半は例の「お持ち帰りごっこ」でしたけれども。  
 「お持ち帰りごっこ」に応じなかつたから、その仕返しとして「ウン」と言わなかつた可能性もあります。  
 いずれにせよ、この時期（今から4～6年前）にはまだ「指名手配」されていなかつたはずなので、こ

の女達が「お持ち帰りごっこ」にこだわった理由が未だにわからないのです。

(この文書が元で彼女らが責められなければよいのですが) 一人だけ例外もいました。

「やる気茶屋」に来ていた女の客で、向うから声を掛けてきたのでその後一緒にカラオケに行ったりお望み通りにしてさしあげました。 これでは応えたことにならないのでしょうか?

反応から見て、「ならない」ということでしょうね。

「ならばルールの内容をまずははっきり提示せよ」と言いたいところです。

「あくまで人をアゴで使うというのか」 これを書いていてますます女に腹が立ってきました。

女供よ、今後、もし私が女を誘うことがあつたら、それがどんな形であれ、断ることは許されないものと肝に銘じられたい。

こんな書き方をするのは、この文書が 100 パーセント巷に出回ると確信しているからです。

相手は警察であり守秘義務を守って頂きたいのはやまやまですが、まず無理でしょう。

今まで全てそうでしたので諦めています。

ここで言いたかったのは、私も解決の為の努力はしていたのだということです。

現実の女に対する失望 今、自分の若かりし頃を思い出して後悔しています。

女の為にノイローゼ気味になった時期もあります。

もし女が一般的にこれほどまでにドロドロとした欲求を抱えている下世話な存在だと知っていたら、何も悩む必要は無かったでしょうね。

女というのはアニメの「千と千尋の神隠し」に出てくる妖怪「顔無し」にそっくりです。

普段は虫も殺さないような顔をしていながら、人目につかないところで相手が懐に入ってくると変身してガバッと丸呑みします。 そしてひとたび人喰いを始めると、何人喰っても満足しないです。 今、女に対して私の中に憎悪や怨念以外のマイナスでない感情がもしあるとすれば、唯一「同情」でしょう。「自分でもコントロールしきれないほどの好色かつ貪欲な臓器を抱えた哀れな存在」です。 若かりし頃、私が女に対して抱いていたイメージは見るも無残に崩れ果てました。

現在は言わば「千年の恋がいっぺんに覚めた状態」です。

こんなものの為に貴重な時間を費やしてきたのかと思うと残念でなりません。

今の私にとって女とは「セックスの道具」としてしか考えられません。 つまり物です。

そもそもなにありがたい道具ではなく「めんどくさいならいらない」という程度の物です。

以前、女を「産む機械」と言って物議を醸した人がいましたが、私はあえて「大人のオモチャの一種」と定義したいと思います。

機械ほど複雑ではないが取扱を間違えるとえらいことになる道具です。

(道具ということは人間以下ということですから、過去の因縁などもうどうでもいいような気もします。)

思えば、女が「愛」だの「恋」だのという言葉を好んで使いたがるのは「そんなものが現実には存在しない」と判り切っているからなのですね。

「化粧」と同じで「醜い現実を覆い隠したいから」なのだと思います。

(そんなわけで化粧というものが大嫌いになりました。) この歳になってやっとそれがわかりました。

今の私は、なんだか「玉手箱を開けてしまった浦島太郎」のような気分です。

何の夢も希望も残っていません。

「楽に死ねるものなら今すぐにでも死にたい」というのが本音です。

「セフレ(セックス・フレンドの略)」という単語が定着して久しいです。

今の女は「生活を維持する為のセックス(=男)」と「快感を得る為のセックス(=男)」を当り前のように使い分けるのですね。恐ろしいことです。

英靈達は、こんな女達を生み出すために散っていったのでしょうか?

こんな女達こそ「亡国の民」ではないでしょうか?

終わりに

「来年の今頃、私は生きて再び夕陽を眺めているだろうか?」

毎日をそんな「落日の想い」で暮らしております。

「命懸けでなければ言いたいことはなかなか伝わらないものだな」というのが実感です。

死に直面し、ある意味でこの状況を楽しみながら過しております。

それはきっと戦国時代の武将の心境に通じるものがあるような気がしております。

火事場で「人間 50 年、下天のうちを比べれば……」と舞う心境でしょうか。

私は近いうちに死ぬのかもしれません。　この文書が遺書代わりとなるのかもしれません。

自分で死ぬなら、なるべくご迷惑がかからないように消えてゆきたいと思っています。

一方で、「殺そうとしている奴等にむざむざ殺されてなるものか。なるべく多くの道連れを」という気持ちがどこかにあることも否定はできません。

以上、色々と書いてきましたが大半は貴職を始め警察の皆さんのが存知の内容だと思います。

従って私が回答を求めていた真意は「検挙する気があるのですか」という質問と受け取っていただいて結構です。　その回答を見て今後の振る舞いを決めたいと思います。

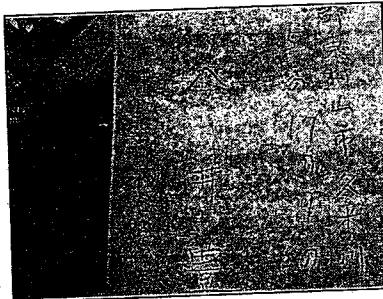
このまま血の花咲かして果てるも良し、はたまた恥をしのんでハーレムで生き永らえるも良し。

全ては警察屋さんの出方しだいです。

書留・配達記録 郵便物等受領証（お客様控）A-2号証

2009年1月19日 10:19

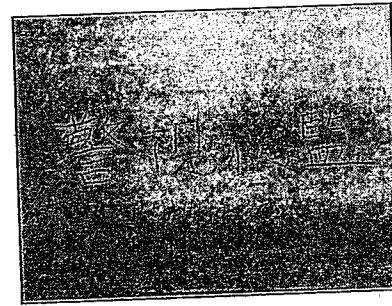
ご依頼主のご住所・お名前



〒100-8798 郵便事業株式会社  
東京都千代田区霞が関1-3-2  
連絡先：練馬郵便局

TEL: 03-3994-0428  
担当 吉川 正人  
書留受付No.0501 端02 箱01

お届け先のお名前



お問い合わせ番号

10736353040

摘要

一般書留  
配達証明

申出損害要償額

¥100,000

お届け先のお名前

100-8928  
千代田区霞が関2-1-1  
03-3587-4321

お問い合わせ番号

摘要

申出損害要償額



印

お届け先のお名前

お問い合わせ番号

郵便物等配達証明書

受取人の 氏名	警視総監 様
お問い合わせ番号	107-36-35304-0 号 山本義

お届け先のお名前

お問い合わせ番号

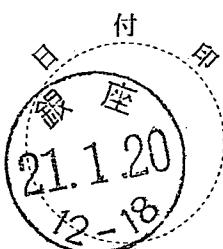
上記の郵便物等は、21.1月20日に  
配達しましたので、これを証明します。

備考：

※この受領証は損害賠  
大切に保存してください

郵便事業株式会社

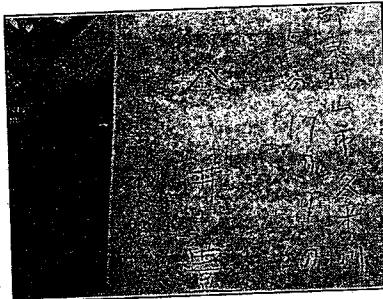
銀座支店



書留・配達記録 郵便物等受領証（お客様控）A-2号証

2009年1月19日 10:19

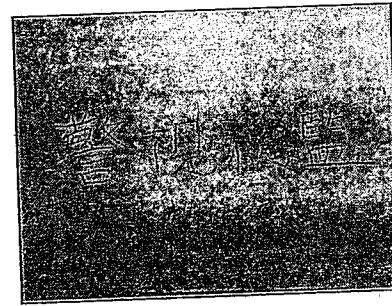
ご依頼主のご住所・お名前



〒100-8798 郵便事業株式会社  
東京都千代田区霞が関1-3-2  
連絡先：練馬郵便局

TEL: 03-3994-0428  
担当 吉川 正人  
書留受付No.0501 端02 箱01

お届け先のお名前



お問い合わせ番号

10736353040

摘要

一般書留  
配達証明

申出損害要償額

¥100,000

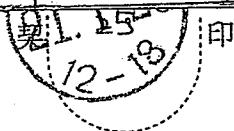
お届け先のお名前

100-8928  
千代田区霞が関2-1-1  
03-3587-4321

お問い合わせ番号

摘要

申出損害要償額



印

お届け先のお名前

お問い合わせ番号

郵便物等配達証明書

受取人の 氏名	警視総監 様
お問い合わせ番号	107-36-35304-0 号 山本義

お届け先のお名前

お問い合わせ番号

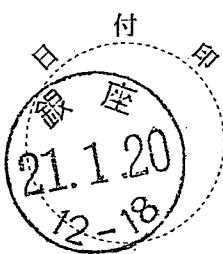
上記の郵便物等は、21.1月20日に  
配達しましたので、これを証明します。

備考：

※この受領証は損害賠  
大切に保存してください

郵便事業株式会社

銀座支店



# 太田まり子

## 死亡ひき逃げ

### 容疑者を逮捕

さいたま、画像決め手

さいたま市で2月に起きた  
死ひき逃げ事件で、浦和西  
署は13日、同市西区三橋6丁  
目、トラック運転手伊勢崎友  
信容疑者(49)を自動車運転過  
失致死と道交法違反(ひき逃  
げ)の疑いで逮捕した、と発  
表した。防犯ビデオに映った  
トラックの画像が決め手にな  
ったという。

同署によると、伊勢崎容疑  
者は2月20日朝、同市中央区  
桜丘2丁目の国道17号交差点  
で、トラックで左折する際、  
自転車の同区上峰2丁目、ア  
ルバイト太田まり子さん(22)  
をはねて死ひさせた疑いがあ  
る。

同署は現場近くの飲食店の  
防犯ビデオを解析。事故の時  
間帯に映っていたトラックの  
車体の特徴から割り出したと  
いう。同容疑者は「死亡したた  
かもとと思ったが仕事を失うと  
が怖かった」と話していると  
している。

平成21年

さいたま新聞より

3月22日 28付

日  
月  
火  
水  
木  
金  
土

8-12

2016.6.06

東京都千代田区霞ヶ関 2-1-1 警視総監 殿

## 捜査要求

貴職宛 2009.1.19 付一般書留

お問い合わせ番号 107-36-35304-0

(1/20 付配達証明書有) タイトル「被害届」に関して

その消息を開示願いたい。

これについてはその冒頭で書面による回答を要求し、  
その回答期限を一ヶ月後と指定したにもかかわらず、  
未だ何の連絡も無く、しかもその回答期限の当日、  
叔母の太田まり子が変死した。

これは実態は私に対する脅迫の為の殺人であり、

埼玉県警が交通事故を偽装したものである。

これについては叔母の死の直後に本部から指示された

東村山署の「沢田さん」を訪問し、被害届の内容を一か  
ら説明し、併せて強迫殺人であることを力説した。

それにもかかわらず今日まで一切何の連絡も無い。

各県警が組織一丸となって行ったこの未曾有の巨大不祥事  
につき、貴職の見解を問う。

群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 今井 豊

この郵便物は 平成28年6月6日  
第 53944号書留内容証明郵便物として  
差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社



郵便認証司

平成28年 6月 6日

8-12

2016.6.06

さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県警本部長 殿

## 捜査要求

警視総監宛 2009.1.18 付一般書留

お問い合わせ番号 107-36-35304-0

(1/20 付配達証明書有) タイトル「被害届」に関して  
はその冒頭で書面による回答を要求し、  
その回答期限を一ヶ月後と指定したにもかかわらず、  
未だ何の連絡も無く、しかもその回答期限の当日、  
叔母の太田まり子がさいたま市で変死した。  
これは実態は私に対する脅迫の為の殺人であり、  
埼玉県警が交通事故を偽装したものである。  
これについては叔母の死の直後に本部から指示された  
東村山署の「沢田さん」を訪問し、被害届の内容を一か  
ら説明し、併せて強迫殺人であることを力説した。  
それにもかかわらず今日まで一切何の連絡も無い。  
各県警が組織一丸となって行ったこの未曾有の巨大不祥事  
につき、貴職の見解を問う。

群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 今井 豊

この郵便物は 平成28年 6月6日  
第 53943 号書留内容証明郵便物として  
差し出したことを証明します。  
日本郵便株式会社

郵便認証司  
平成28年 6月 6日

前橋中央  
28.6.6  
8-12

2016.6.06

(受取人) 東京都千代田区霞ヶ関 檢察庁長官 殿

## 捜査要求 1

警視総監宛 2009.1.19 付一般書留

お問い合わせ番号 107-36-35304-0

(1/20 付配達証明書有) タイトル「被害届」に関して  
は未だ消息不明である。

これについてはその冒頭で書面による回答を要求し、  
その回答期限を一ヶ月後と指定したにもかかわらず、  
未だ何の連絡も無く、しかもその回答期限の当日、  
叔母の太田まり子が変死した。

これは実態は私に対する脅迫の為の殺人であり、  
埼玉県警が交通事故を偽装したものである。

これについては叔母の死の直後に本部から指示された  
東村山署の「沢田さん」を訪問し、被害届の内容を一か  
ら説明し、併せて強迫殺人であることを力説した。  
それにもかかわらず今日まで一切何の連絡も無い。

各県警が組織一丸となって行ったこの未曾有の巨大不祥事  
につき、監督官庁の長として貴職の見解を問う。

(差出人) 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 今井 豊

2016.6.06

東京都千代田区霞ヶ関 檢察庁長官 殿

## 捜査要求 2

2015.1.11 に私有地の中で、獵銃を発砲された。  
その直線距離約 30 メートルでハンターとは  
おおむね正対していた。  
過去の経緯との関連から私は「脅迫」であることを強調  
するも群馬県警沼田警察署はその事件性を頑なに否定。  
その後も通り道に獣の死骸を何度も置かれるなど、  
このハンターグループにつきまとわれ、  
さまざまな嫌がらせを受けている。  
同署にはその後何度も質問状を提出しているが  
何も回答は無く、「一切を闇に葬る」構えである。  
これは警視庁の対応を踏襲していると思われる。  
人権を完全否定され、治安を喪失した私。  
「みんなで渡れば怖くない」という対応を  
世間様はどこまで続けるつもりなのか?  
警察の監督官庁の長として貴職の見解を問う。

群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 今井 豊



この郵便物は 平成28年 6月 6日  
第 53947 号書留内容証明郵便物として  
差し出したことを証明します。  
日本郵便株式会社



20181022 今井豊

2017.10.02 13:49 私の自宅(みなかみ町上牧 3158-1)から警視庁(東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 1 号)・広報課・広聴担当・サトウへの通話の録音の反訳書

(自動音声) ご要望などを洩れなくお聞きする為に録音させていただいております。 それでは係員におつなぎします。

(サトウ) はい、広報課・広聴担当・サトウと申します。

(私) はい、ええと、東村ま、山署の、

(サトウ) はい、

(私) 不正について、

(サトウ) 不正?

(私) ええ、

(サトウ) はい、

(私) あのう、直接、往訪して、被害の届出をした事実を全面否認してるんですよ、

(サトウ) ん?、被害届を出したのに、そんなものは出されてませんよ、ということですか?

(私) いや、あのう、往訪して、すいません、ええ、2009年3月3日の午後の話なんですが、

けども、

(サトウ) 2009年の?

(私) 3月3日、

(サトウ) 3月3日? はい、

(私) ええ、東村山署のサワダさんという方を往訪して、

(サトウ) ええ、サワダ、

(私) ええ、あ、たぶん、私服だったんで、刑事さんだと思いますが、

(サトウ) はい、

(私) ええ、ま、事前に出した被害届の、が、どこにあるかわからん、ということだったんで、しょうがないので、一から説明し直しまして、

(サトウ) はい、

(私) はい、あわせて、まあ、その中で、包围網、ネット包围網の被害を訴えてまして、

(サトウ) うん?、ネット包围網?

(私) ええ、私に対する、

(サトウ) それは何ですか?

(私) いや、それはね、そ、そ、ネット包围網なんんですけど、

(サトウ) というのは、な、何なんですか?

(私) ネット包围網、ネット犯罪網、

(サトウ) ん?

(私) 要するに、肖像権を侵害して、あの、営業妨害とかをしている組織です。

(サトウ) 営業妨害?

(私) はい、

(サトウ) はい、

A-甲 6 書証 前橋地裁 平成 30 年(ワ)第 355 号 慰謝料請求事件

(私) で、その摘発を要請しまして、

(サトウ) はい、

(私) あわせて、まあ、あの、その被害届に関連して、あの、埼玉の叔母が変死してまして、

(サトウ) はい、

(私) それが脅迫殺人であるということで、捜査を要請したんですけども、

(サトウ) はい、

(私) その二つの要請を、

(サトウ) はい、

(私) とゆうか、往訪した事実自体をひ、東村山署が全面否認してるんですよ。

(サトウ) ん、そんな届出、相談はありませんでしたよ、という回答ですか？

(私) ええ、そんな事実は無いと。

(サトウ) うん、

(私) 実は、今これ、裁判してるところなんんですけど、

(サトウ) はい、

(私) ま、その事実そのものを、本当に無いのかどうかを調べてほしいんですよ。

(サトウ) ん、事実そのものが無いのかどうか？

(私) 事実が無いということは、改竄で、あの、記録の改竄でして、間違いなく、それを、かん、あの、本当にその記録が残ってないのかどうか、を確認してほしいんです。

(サトウ) ん？、えと、被害届が出ていないかを確認してほしい、っていうことですか？

(私) あ、被害届は出てるんですが、その所在が今、不明のようなんですよ、どこにどうなってるんだか、

(サトウ) ん？、どういうことなんですか？ 被害届は受理しているってことなんですか？

東村山では。

(私) ええ、あの、その私が往訪する一ヶ月あまり前に、警視総監宛に出してまして、それを、書面で出してまして、それを、あの、東村山署に転送したらしいんですけども、

(サトウ) はい、

(私) その現在の消息が不明です、まず。 で、それ、しょうがないんで、

(サトウ) 総監宛に手紙を書いてるということですか？

(私) まあ、そういうことですね。

(サトウ) 今、お電話をいただいている方のお名前をおうかがいすることは可能ですか？

(私) はい、イマイ、

(サトウ) はい？

(私) イマイです、

(サトウ) イマイさん、下の名前は？

(私) ユタカです。

(サトウ) ユタカさん。

(私) はい、今昔の今に、井戸の井、豊作の豊です。

A-甲 6 書証 前橋地裁 平成 30 年(ワ)第 355 号 慰謝料請求事件

(サトウ) 少々お待ち下さい、何月ぐらいに出しますか?

(私) ええとそれはですねえ、2009 年の 1 月 20 日に警視庁に届いてます。到着報告があります。

(サトウ) 2009 年?

(私) はい、ずいぶん前けども。

(サトウ) 9 年だとデータも無いですね。

(私) いや、10 年以内では、まだ有るでしょう、簡易書留ですから。

(サトウ) いや、ええと、データ自体が、あの、どのような処理をしたかっていうデータ自体がもう無いですね、こちらの方ではですね。

(私) そうなんですか?

(サトウ) はい、はい、はい。

(私) はい、で、その、ま、さっき言った叔母の変死というのも、

(サトウ) はい、

(私) あのう、交通事故として轢逃げ犯が挙げられてますが、実際は殺人である可能性が極めて高いです。

(サトウ) うん、

(私) まあ、そう判断する根拠、根拠はたくさんあるんですが、それはまず置いときまして、

(サトウ) うん、これ、しかし、イマイさん、今回、こちら、広報課の広聴係という係になるんですけど、意見、要望、苦情等をおうかがいする係なんですけど、こちらに電話された趣旨というのは、どういった趣旨になりますか？

(私) あ、ですからその、全面否認しているというのが本当かどうかを確認したいんです。

(サトウ) 全面否認しているかどうかを確認するというのはどういうことですか？

(私) 往訪の事実、

(サトウ) 往訪の事実?、

(私) が、本当に無いという認識なのかどうか、

(サトウ) ん、往訪というのは何ですか？

(私) あの、東村ま、山署へ行ったという記録です、私が、3 月 3 日に。

(サトウ) その記録が無い、無いと言ってるんだけど、それが本当なのかどうかを確認して欲しいってゆうことですか？

(私) はい、

(サトウ) ううん、

(私) いや、だって、それ本当に、全面否認しているんだったら、それだけで犯罪ですよね？、いくつかの。

(サトウ) ん、な、どういった犯罪になるんですか？

(私) え、いや、そらあ、犯人蔵匿であり、証拠隠滅、まあ、自らの犯行の証拠を隠滅するのは証拠隠滅に当るのかどうか、それもちょっとお訊きしたいところなんですが、まあ、いくつかの犯罪を構成しますよね、しかも、

(サトウ) ううん、これ、すいません、こちらに電話された趣旨は何ですか？

A-甲 6 書証 前橋地裁 平成 30 年(ワ)第 355 号 慰謝料請求事件

(私) だから、その事実を確認したいんです、その。

(サトウ) 確認したい?、

(私) はい。

(サトウ) 確認をしたい、

(私) 東村山署は、

(サトウ) こちら広報係の方では確認はできないですよ、確認をしたいということであれば、やはり、東村山警察署の方に電話していただいて、そしてあの、取扱いについて説明が欲しいってことで、言っていただかないと、こちらでは確認はできないので、ま、いわゆる、こちら警察に対する意見・要望・苦情等をおうかがいする場所ですので、

(私) ええと、監察室っていう、あの、調べ直す部署は昔、有りましたよね、今は無いんですか?

(サトウ) 監察室というのはですね、まあ、あの、外部の方との、そういうたった電話というの取次いではないですね、警視庁のほうではですね。

(私) 取次いで下さい。取次ぐべき案件ですので。

(サトウ) え、窓口が無いですね。

(私) はい?

(サトウ) 窓口が無いです。

(私) じゃ、誰も利用できないってことですか?

(サトウ) ま、確認をしたいといふんであれば、ええ、東村山警察署の方に、ええ、どういう風になっているのかということで確認を取っていただく以外は無いと思うんですよね。

(私) それじゃ、堂々巡りですよね? 何も進まないですよね? それを告発したいんです。東村山署が嘘を言ってるから。

(サトウ) 告発をしたい?、どのような嘘を言ってるんですか?、東村山署は。

(私) だから、事実を全部、否認してるんです、事実を。

(サトウ) 事実を否認している?、

(私) 例えばですね、行ったんであれば、当然、あの、往訪記録が、記録簿があるはずですね?、私はちゃんと、あの、書いたと思いますし、

(サトウ) 往訪記録簿ってゆうのは無いですよ、

(私) 無いんですか?

(サトウ) はい、

(私) はあ、それから、あの、私は、あの、そもそも、まず、警視庁本部に電話をかけて、

(サトウ) はい、

(私) その件は、東村山のサワダ氏が担当ですと言われたんで、

(サトウ) はい、

(私) それからサワダ氏に電話を掛け直して、

(サトウ) はいはいはい、

(私) 事前に往訪日時を予約したうえで、この 3 月 3 日に行つたんですよ。

(サトウ) はい、はい、

A-甲 6 書証 前橋地裁 平成 30 年(ワ)第 355 号 慰謝料請求事件

(私) そしたら、その電話記録二つとも無いんですか？残ってない？

(サトウ) ま、通常であれば、まあ、一年保存の書類なので、もう廃棄して無いと思いますよ。

(私) 一年、はあ、で、サワダ氏の当日の職務日誌等も残ってないん？

(サトウ) 残ってないと思いますよ。

(私) 更に、東村山署の入退館チェックとか、入、そういう影像記録は無いんですか？

(サトウ) 無いですね、

(私) 出入りの、

(サトウ) 無いです、無いはずです。

(私) そうですか。そんな物騒なんですか？ 警察ってところは。

(サトウ) 無いはずですよ、無いはずですよ。

(私) そんな無防備なんだ。じゃあ、それを証明するようなものは無いんですか？

(サトウ) 2009 年のお話ですよね？

(私) ええ、

(サトウ) であれば、おそらくは無いと思いますよ。ま、こちらで、こちらで取扱いをしているわけではないので、有る無いっていう明示はできませんが、通常で考えると、ええ、無いはずですね。

(私) 銀行だと重要な書類は 10 年保存、10 年以上の保存なんですが、そういう感覚が無いんですか？ 警察に。10 年以上保存される記録は、何一つ無いん？

(サトウ) いわゆる、いわゆる、いわゆる、

(私) それであれば、捜査機関だから、なんて安心して、記録を取らずにノコノコ行く方が馬鹿だってことですか？

(サトウ) うん、いわゆる往訪記録というのは無いと思いますよ。

(私) 何か付けるべきで、あの、その隠滅の証拠を辿れるような、手掛りは無いですか？

(サトウ) それはこちらではわからないです。有るとか無いとかっていうのもわからないので答えようが無いです。

(私) いやいや、だから、東村山署の不正をどこかに告発したいんですが、そちらが受付ける部署ではないということですか？

(サトウ) ああ、こちらが受付ける部署ではないですよ。こちらはあくまでも意見・要望・苦情等をうかがう部署ですので。不正というのは、どういった不正なんでしょうか？

(私) だから、事実を否認しているんです、事実を、あったはずの事実を否認してるんです。それはどこに告発したらいいんですか？

(サトウ) あったはずっていうのは、どう、どういう

(私) どういうって、さっき言ったじゃないですか？ 3月3日に

(サトウ) それを証明できる

(私) 往訪したという事実です。私が行ったという事実です、で、2時から5時まで三時間に亘って面談したという事実です。

(サトウ) ふうん、

A-甲 6 書証 前橋地裁 平成 30 年(ワ)第 355 号 慰謝料請求事件

(私) その内容以前に、その形式が否認されてるんで、それを問題にしてるんですけど。

(サトウ) ふうん、

(私) どこに言つたらいいんですか? こういう場合。おまわりさんにそれを相談してあるんですけど。

(サトウ) 申し訳ございません、こちらは、あの、あくまでも

(私) いや、こちらはどうのこうのじやなくて、本来どこに言うべき話なんですか?

(サトウ) 東村山警察署のほうにご相談、てゆう形になりますね。

(私) だから、そこが不正をしているんです。そこに言つたって埒が明くわけないじやないですか? 日本語がわかってます? どうしたらいいんですか?

(サトウ) 東村山以外は無いはずですね。

(私) それじゃ、意味が無いでしょう? 強盗に押し入られて、助けてと言っているのに、強盗と相談しろ、と言っているのと同じ事ですよね? わかってます?

(サトウ) うん、おそらくは、ええ、その相談自体は、ええ、あったと思うんですけども、ええ、2009年の事案であれば、ええ、文書の保存期限というのが有るので、その保存期限がもう過ぎているはずなので、文書自体が存在しないですね。

(私) ええっ、そうなんですか?

(サトウ) おそらくは、おそらくは、はい、相談に行って、ええ、相談の記録というのを付けてると思うんですけど。

(私) や、被害届を10年も保存しないんですか? 警察ってところは。

(サトウ) ん?

(私) ん、いや、被害届って重要な物だから、

(サトウ) 被害届を出したんですか?

(私) はい、

(サトウ) 被害届を出したんであれば、被害届はあるはずですよ。

(私) ですよね?

(サトウ) それが無いっていう話なんですか?

(私) ええ、往訪した時に、その所在、所在が不明だって言われたんです。

(サトウ) ああ、その2009年の3月に行った時に、ええ、その被害届自体は、ああ、不明だと?

(私) はい、あの、仕方が無いから、口頭で説明し直し

(サトウ) その被害届っていうのは、誰に出了したんですか?、総監に出了したんですか?

(私) 総監宛に出しました。

(サトウ) あ、それであれば、それは正式な被害届にはならないですよ。

(私) いや、だから、それは法律で決められたことではないでしょ? 私は冒頭でね、その冒頭で明記してるんですよ、その理由を。

(サトウ) ううん、

(私) 広範なネット犯罪網が拡がっていると。

(サトウ) うん、

A-甲 6 書証 前橋地裁 平成 30 年(ワ)第 355 号 慰謝料請求事件

(私) これは一警察署で対応し切れる話ではないから、警視総監宛にしますと。

(サトウ) うん、おそらくは、その警視総監宛に届いた物、これはですね、警視総監宛の名義で出した物は、これは正式な被害届としては受理できないので、そのまま、おそらくは東村山署のほうに、ええ、回付という形で、ええ、その文書自体を送っていると思うんですよ。

(私) ううん、

(サトウ) で、その文書自体は、ええ、保存期間は一年になるので、ええ、正式な被害届ではないので、一年を過ぎると、ええ、それは廃棄されるっていう形になります。

(私) それは勝手な論理ですね。正式な被害届ではないといったって、法律で規定されてませんよ。

別に警察の様式でなければ駄目だなんて、どこにも書いてないですよ。

(サトウ) ふふん、うん、それはですから、受理するしないってゆうのはですね、警察署の判断なって来ると思うので、ええ、全てがですね、送り付けられた物を被害として受理しなければいけないという法律は無いので、ええ、そういったことであればですね、新たに、本来であれば、東村山署

(私) いや、受理しないんなら、受理しない理由を告知すべきですよね？ 当然。

(サトウ) ううん、

(私) ま、それはいいんですけど。

(サトウ) はいはいはい。

(私) ですから、あの、私は事前に予約して往訪したんです。その予約の時に、被害届の内容がよくわからないので、一度説明に来てくださいと言われたんです。

(サトウ) ふんふんふんふん、

(私) それで、行ったら、その被害届がそもそも無いと、どこにあるかわからない、という話になってまして、

(サトウ) うん、なるほど、

(私) 逆に悪化してるんですよ、状況が。

(サトウ) うん、

(私) それはありなのか？ と、

(サトウ) うん、

(私) まあ、あの、詐欺にあったような気分になりながらも、当時は、あの、脅迫殺人が起こったばっかで怖かったんで、あんまり強いことは言ってませんけども、

(サトウ) うん、

(私) まあ、やむなく、一から説明し直して、あわせて、脅迫殺人であることも主張して帰ってきたんですが、その事実を全て全面否認されてる。

(サトウ) ふうん、これ、ええと、その、ええ、2009年に行った時は、どういった説明を受けたんですか？

(私) え？、説明はもっぱら私がしたんですけど、

(サトウ) うん、それについて警察官はどういった対応をしますよ、というようなことを言ってると思うんですけど、どういったことを言われましたか？

A-甲 6 書証 前橋地裁 平成 30 年(ワ)第 355 号 慰謝料請求事件

(私) はい、現地の連、あのう、現地の警察と連絡を取ってみます、と言ってました、終わりに。

(サトウ) うん?

(私) 現地の警察に連絡を取ってみます、と。

(サトウ) ふんふんふん。

(私) でも、事実自体を全面否認されているとなると、そのサワダ氏というものが本当に実名で存在したのかという事実さえも疑わしくなって来ますね。

(サトウ) ううん、

(私) ただ、私としては、その人物は充分特定できます。あの、当時の、あの、記憶としてね。特に声をはっきり覚えてますんで。

(サトウ) うん、

(私) という状況なんですけれども、

(サトウ) はい、

(私) どう、どうしたらいいんですか?

(サトウ) こ、これ、イマイさんは、どういうふうにされたいんですか?

(私) はい?

(サトウ) おそらくは、その、いわゆる、総監宛に出した文書というのはですね、ええ、総監がそのまま被害届を受理することはできませんので、受理するとすれば警察署の方で

(私) いや、できないっていうのは、警察の勝手な論理ですよね?

(サトウ) うん、

(私) 宛名はあくまで総監なんですよ、そりや秘書が勝手に処理したとしても、その管理責任がありますからね?

(サトウ) うん、

(私) そういうことなんんですけど。そら、見てないのは勝手ですよ、だけど、任してるこ、管理責任てゆうもんがありますからね。

(サトウ) うん、で、この、サワダという者には相談をしてるということなんですよね?

(私) はい、

(サトウ) ふうん、

(私) で、最近、5月1日も、それを確認する為に電話してまして、ええ、なんつたつけ

(サトウ) どこに電話してるんですか?

(私) え、東村山署に。

(サトウ) はい、

(私) はい、

(サトウ) その時は何という話だったんですか?

(私) はい、ちょっとお時間かかりそうですと、調べるのに。

(サトウ) ふうん、

(私) そういう話でした。シンドさんという方が担当されます。

(サトウ) ふうん、

A-甲 6 書証 前橋地裁 平成 30 年(ワ)第 355 号 慰謝料請求事件

(私) はい、だから、私が言いたいのは、その、事実を全面否認するってことは、それだけでいくつかの刑法犯、刑法犯になりますよ、ということですね。それを調べていただきたいんですけども。

(サトウ) な、な、何の刑法犯になるんですか?

(私) ならないですか? おまわりさんがそれもわからない?

(サトウ) ならないと思いますよ 何の、どういった犯罪になるんですか?

(私) (苦笑)いやいや、捜査機関が殺人を示唆する脅迫被害の訴えを全面否認したら、そら犯罪になりますよ、職権濫用罪ね、まず、公務員職権濫用罪。

(サトウ) うん、

(私) はい、あの、警察法第二条と生存権、憲法二十五条生存権に基いて、ええ、治安の回復を求めた告訴人の権利を妨害しております。明確に妨害しております。違いますか?

(サトウ) 告訴したんですか?

(私) 告訴してます。

(サトウ) 被害届を総監宛に送ったんですよね? それは告訴とは言えないですよね?

(私) ええ、その事実ではなくて、その後、完全に無視されているところと、それから、その関連と思われる殺人と思われる事実が起こってることと、そのあたりを告訴状にしてます。

(サトウ) 告訴状、出してんですか?

(私) 作ってはあります。正式受理はされてないです。

(サトウ) ふうん、ええと、ええ、こちらの広報課としては、どのような対応をし、望まれて、こちらに電話してるんですか?

(私) うん、そういうのを意図的不作為といいますね。事件性は充分、理解していただいていると思うんですが? それに対して、どう対応したらいいんですかって、逆に言うわけですか?、捜査機関が。面白い対応ですね。

(サトウ) こちらは捜査機関ではありませんので、あくまでも意見・要望・苦情等をおうかがいする窓口ですので、それではこういった

(私) いや、捜査機関でしょう? 警視庁の、警視庁の一部機関でしょう? 捜査機関ですか? 警視庁は。

(サトウ) 申し訳ございません、申し訳ございませんが、こちらはですね

(私) 捜査機関でないんだったら、捜査機関の部署に繋いでください、貴方の職責として。

(サトウ) こちらは繋ぐことはできませんので、

(私) はあ?

(サトウ) そういったご相談であればですね、東村山警察署のほうにご相談されて下さい。

(私) はあはあ、そういうお答えが記録されています。

(サトウ) はい、

(私) ありがとうございました。

(サトウ) はい、すいません、失礼します。

以上

20181022 今井豊

2017.10.3 10:33 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)から警視庁(東京都千代田区霞が関2丁目1番1号)・人事二課・ニシカタへの通話の録音の反訳書

(私) 2009年当時に、

(交換手) はい、

(私) 私と会った、サワダさんという方を、あの、探したいんですけども、

(交換手) はい、

(私) 東村山署のサワダさんです。

(交換手) はい、2009年、

(私) あの、じ、人事部なり人事課にお願いしたいんですが、

(交換手) 2005年に?、

(私) あ、2009年、くねん、きゅうねん、

(交換手) きゅう、ですか、東村山ふ、東村山警察に居たサワダということですか?

(私) はい、何人か居るみたいなんですけど、

(交換手) それは、当時、東村山警察にサワダという者が何名か居たということなんですか?

(私) はい、2009年3月、

(交換手) 2009年の3月、

(私) はい、3日です。

(交換手) 少々、お待ち下さい。

(私) はい。

(交換手) その時、サワダの階級などはお判りになりますか?

(私) わからないです。

(交換手) わからない、

(私) 私服だったことしかわからないです。

(交換手) 少々、お待ち下さい。

(交換手) 人事の者と代ります。どうぞお話ください。

(ニシカタ) もしもし、お電話代りました。人事二課のニシカタと申します。

(私) はい、ええと、イマイと申しますが、

(ニシカタ) ええ、

(私) あのう、2009年の3月3日に、

(ニシカタ) 3月に、はい、

(私) あの、東村山署を往訪して、

(ニシカタ) 東村山、はい、

(私) はい、あの、サワダさんという方に面会して、あの、被害の届出をしたんですけども、

(ニシカタ) はい、

(私) ええと、その、その時会ったサワダさんという人物を特定したいんですけども。

(ニシカタ) ええと、それは、お話をされたいっていうことですか?

(私) ええ、まあ、できれば話したいんですけども。

(ニシカタ) ああ、あの、かしこまりました。で、今日、いちおう、あの、ええ、こちらでですね、まず、サワダさんの、ええ、ま、こ、こちらでサワダさんを特定いたしまして、ええ、サワダさんに私の方からご連絡してですね、

(私) ええ

(ニシカタ) で、イマイさんという方からご連絡ありましたので、ええ、あの、連絡をしてください、ということで取次ぎのお電話であれば、行うことができますので。個人情報の関係がありまして、直接ですね、このお電話で、サワダさんという方がこの所属に居ますとか、警視庁に居ます居ませんとかいうことが、言えなくてですね、

(私) ええ

(ニシカタ) お取次ぎをさしていただいているという形になりますので。

(私) あ、わかりました、それはけっこうです。

(ニシカタ) 大丈夫ですか？ そしたら

(私) ええ、

(ニシカタ) で、ここからですね、サワダさんの、あ、そうしましたら、サワダさんですね、フルネームなんてお判りになりますか？

(私) それが、わからないんですよ。

(ニシカタ) ああ、そうですか、

(私) あの、私は、事前に、あのう、警視庁本部に電話しました、

(ニシカタ) ええ、はい、

(私) あの、元々、警視総監宛に送った被害届について照会したんですが、それを、まあ、住所地の、あの、管轄の東村山署に転送し、担当はサワダさんです、と言われたんで、サワダ氏に事前に電話を入れて、予約した上で3月3日に往訪したんですけど。

(ニシカタ) えと、9月の、あ、2009年ですかね？

(私) はい、

(ニシカタ) で、往訪されたということですかね？

(私) はい、2009年3月3日の午後、たぶん、2時から5時頃だったと思います。

(ニシカタ) はあ、なるほどですね、かしこまりました。

じゃ、そうしましたら、あ、ちなみにサワダさん、男性でしたか女性でしたか？

(私) 男性です。

(ニシカタ) 男性ですか。

(私) はい、顔色の悪い男性で、あの、

(ニシカタ) ああ、そうなんですか、

(私) 中肉中背というか、背はむしろ高か、高めだったような気がします。

(ニシカタ) ほう、そうなんですね。わかりました。では、その、ちょっとこの条件でですね、ええ、サワダさんという方を確認いたしますので。ええ、確認取れればですね、こちらからサワダさんに連絡を取って、ええ、イマイさまにですね、ご連絡してください、というふうにお伝えいたしますので。

で、ええ、ここから、あの、その為にですね、イマイさんのご連絡先をおうかがいできればと思うんですが、ここでいっぺん、あの、お伝えしないといけないことがありまして、サワダさんに連絡取れました取れませんでしたっていうことが、私供からイマイさんのほうにお電話できませんので、ええ、基本的には、あの、まあ、あの、サワダさんから連絡があるのをお待ちいただくような形になってしまふんですよね。

(私) (苦笑)え?、いや、あの、それ、結果がわからないと困るんで、あの。

(ニシカタ) いちおう、あの、こちらも個人情報があるんで、ええ

(私) や、個人情報うんぬんを気にしている場合じゃないと思いますよ、そりや。重大な、あのう、被害の届出をしてますんで、それを、あの、隠蔽というか、あの、全面否認するとなると、あの、刑法犯、いくつかの刑法犯に直結しますよね?

(ニシカタ) あ、ですので、何らかの、ま、手段を講じてですね、あ、ちなみに、あの、東村山署さんには、ご連絡とかってのは?

(私) ええ、しました。刑事課の、あの、シンドさんていう人に調べてもらったんですけど、

(ニシカタ) ええ、

(私) どのサワダさんかわかんないんで、調べようが無いと。

(ニシカタ) ああ、形としては、あの、以前出した被害届の関係で、サワダさんとお話をされたいのか? それとも、要は、事件の関係で、東村山署の関係で、ああ、東村山署のほうで取扱いが行われたので、東村山署の今の担当の方とお話されたいのか? どちらになりますか?

(私) あ、私はもう、サワダさん本人、あの、当時のサワダさんと連絡取りたいんです。

(ニシカタ) ああ、

(私) ですからあの、その事実をあくまで否認するんであれば、そこがあの、裁判上の焦点になりますんで。

(ニシカタ) で、例えばですね、あの、で、ここで一つ、要は、これがまず一つが、警視庁届けの関係でですね、

(私) ええ、

(ニシカタ) まず、サワダさんという男性が、まあ、どれだけ居るか、まだ調べてないんでわかんないんですけど、確認には時間を要するってことがまず一つ、お伝えしておきたいと思うことということですね。

(私) まあ、時間はある程度かかるてもしょうがないんですが、あのう、何年もかかるわけではないですよねえ?

(ニシカタ) それはそうだ。その被害については、もう、例えば、あの、被害出された、出されて、お会いしても、解決を見てはいないってことですかね? まだ。

(私) ううん、全く解決していないというか、何も対応していないというか、その届出そのものを無視するようなんですけど。

(ニシカタ) あ、なるほど、

(私) ですから、私はその、先に送った被害届そのものの内容、あの、所在が今どうなっているかわからないという、これもある、非常にふざけた話なんですが、ま、しょうがないん

で、その場で内容を一から説明し直しまして、

(ニシカタ) ええ、

(私) その上で、その被害届に関連しておこ、脅迫殺人と思われる事件が発生してるんで、それの捜査を依頼したんですよ、依頼というか要請したんですけど。

(ニシカタ) わかりました、じゃ、そうしたらですね、ええと、私供のほうの対応では、ええ、そうだなあ、サワダさん、ええ、じゃ、そうしましたらですね、

(私) はい、

(ニシカタ) まず、私ども人事二課のほうで対応できる案件ではない可能性がありますんで、一旦あの、ご連絡先等をおうかがいさせていただいて、で、ええ、こちらでですね、要は、どの係で扱うのが、今の、あの、イマイ様の案件が、どの係からご連絡を差し上げるのが一番いいのかっていうのをですね、ちょっと、うう、確認してですね、ご連絡さしあげられたると思いますので。

(私) ええ、あの、もちろん、あの、ある程度日数かかるのはしょうがないですが、

(ニシカタ) ええ、

(私) 行きがかり上、その、警察に大いなる過失のある話だと思うんで、まあ、げん、少なくとも今月中には何らかのご連絡をいただきたいんですが。

(ニシカタ) いちおう、あの、一ヶ月はかかると思いますので、

(私) ええ、

(ニシカタ) では、そのサワダさんという方に対して、要はその対応が、ええ、イマイさんにとって、その、何て言いますか、いいものではなかったと言いますか？

(私) というか、一切を、あの、全面否認されているような気がするんですよ。

(ニシカタ) ああ、その方がですかね、

(私) その方っていうか、まあ、そもそも、本人がまだ特定できてないようなんで、

(ニシカタ) で、そうしましたら、どの係で、ええ、サワダさんの、ああ、イマイさんの話をうかがいするのが一番正しいのかというのをですね、確認しまして、ご連絡さしていただければと思いますので。

(私) はい、私のフルネームは、ええ、今昔の今に井戸の井、豊作の豊、イマイユタカです。

(ニシカタ) ユタカさん、

(私) はい、電話が090、

(ニシカタ) 090、はい、

(私) 3087

(ニシカタ) 3087、はい、

(私) 1577

(ニシカタ) 1577ですね、090 3087 1577でございますね？

(私) はい、あのう、主要な事実なんで、あのう、それを否認されると私としてもとっても困り、困る、困ってます。

(ニシカタ) いちおう、その為にですね、どこの係でお話を受けたら一番いいのかなと、ええ、確認しまして、然るべき係からですね、ご連絡あるようにいたしますので。

(私) わかりました、お手数ですが、宜しくお願ひします。

(ニシカタ) 今はこのようなやり方しか、ちょっと、できなくてですね、例えば、あの、何か別の対応を取れればと思いますんで。

(私) はい、わかりました。

(ニシカタ) あと、もう一点、教えていただきたいことがあるんですけれども、

(私) はい?

(ニシカタ) サワダさんという方とお会いはされているんですか?

(私) ああ、もちろん会ってます、あの、三時間に亘って相対で、あの、話します。

(ニシカタ) ええ、その後、その対応が、あまりぱっとしなかったというところなんですか、そういうわけではなくて?

(私) ああ? ですから、その被害の届出、その三時間に亘って説明した内容が、一切、何の反応も無いということです、今日まで。

(ニシカタ) ああ、なるほどですね、今まで何の連絡も無いと。

(私) はい、ですから、その被害届の内容をちゃんと理解してくれれば、その、ええ、摘発かな、摘発を求めている、まあ、包囲網の摘発も行われたであろうし、その脅迫殺人の真相も究明されたであろうと。

(ニシカタ) ああ、

(私) その二つの要請が無視されているということです。

(ニシカタ) ああ、なるほど、わかりました。じゃ、ええ、イマイユタカさんで、ご連絡先が090 3087 1577ですね? いちおう、あのう、然るべき係に確認してご連絡有るように致しますので。

(私) はい、宜しくお願ひします、お手数掛けます。

(ニシカタ) はい、すいません、失礼いたします。

以上

## 目次

◆A&A II -my-aunt's-trial-JD-original.....	1
◆A&A II -my-aunt's-trial-JD-text(JPN).....	7
◆A&A II -my-aunt's-trial-JD(Gist in ENG).....	11

平成30年(ワ)第413号 慰謝料請求事件

原 告 今 井 豊  
被 告 埼 玉 県

## 証拠説明書(1)

平成31年1月31日

前橋地方裁判所 民事第1部 A係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 柴 崎 栄



被告訴訟復代理人

弁護士 井 上 清 彦



号証番号	文書の標目	原本 写し の別	作成時期	作 成 者	立 証 趣 旨
乙1	刑事裁判事件記録(さいたま地裁平成21年(わ)第474号、自動車運転過失致死、道路交通法違反被告事件) (文書送付嘱託記録)	写し	H21.06.24	さいたま地方裁判所第5刑事部 書記官 山中宏之、 裁判官 西野牧子	原告が引用する平成21年2月20日訴外亡太田まり子と訴外伊勢崎友信との間に発生した交通事故に関する刑事裁判記録。

以 上

副本

乙第一号証

平成21年(わ)第474号

## 調書判決

宣 告 日 平成21年6月9日  
 裁 判 所 さいたま地方裁判所第5刑事部  
 裁 判 官 西野牧子  
 檢 察 官 河本岳大  
 罪 名 自動車運転過失致死、道路交通法違反  
 被 告 人 本籍 [REDACTED]  
 住 居 [REDACTED]  
 職 業 [REDACTED]  
 氏 名 伊勢崎友信  
 年 齢 [REDACTED]

## 判決主文

被告人を懲役2年6月に処する。

未決勾留日数中40日をその刑に算入する。

## 罪となるべき事実の要旨

起訴状記載の各公訴事実と同一であるから、これらを引用する。

## 適用した罰条

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 罰 条       | 刑法211条2項本文、道路交通法117条2項、1項、72条1項前段、119条1項10号、72条1項後段 |
| 2 科刑上一罪処理   | 刑法54条1項前段、10条                                       |
| 3 併合罪加重     | 刑法45条前段、47条本文、10条                                   |
| 4 未決勾留日数の算入 | 刑法21条   |
| 5 訴訟費用      | 刑事訴訟法181条1項ただし書                                     |

## 量刑の理由

別紙のとおり

平成21年6月24日

さいたま地方裁判所第5刑事部

裁判所書記官 山中宏之

裁判官 西野牧



別紙

(量刑の理由)

- 1 本件は、被告人が、中型貨物自動車を運転中、進路の安全確認を怠り、被害者運転の自転車に自車左前部を衝突させるなどし、重症頭部外傷等の傷害を負わせて死亡させた自動車運転過失致死及び、その際、救護・報告義務を怠っていわゆるひき逃げを行った道路交通法違反の事案である。
- 2 自動車運転過失致死の犯行については、被告人が進行していたのは、見通しのよい道路であったところ、被告人は、交差点を左折進行するにあたり道路左側側道の安全確認という自動車運転者としての基本的な注意義務に違反し、同側道を進行していた被害者運転の自転車に自車を衝突させたものであり、その過失の程度は高く、一方的なものであること、被害者は重症頭部外傷等の傷害を負い、その日のうちに死亡するに至ったのであって、生じた結果は取り返しのつかない重大なものであること、突然にその生命を奪われることとなった被害者自身の無念さはもとより、残された遺族の悲しみや嘆きは大きく、法律に従った適正な処罰を望んでいる。
- 3 救護・報告義務違反の犯行については、いうまでもなく卑劣で身勝手なものであるところ、被告人は、事故を起こしてから降車し、被害者の状態を確認した時の状況からして間違いなく重傷あるいは死亡などの重大な結果が生じたであろうと認識していたにもかかわらず処罰をおそれてその場から立ち去っており、被告人の規範意識の欠如は著しく、厳しい非難を免れない。

また、事故現場から立ち去った後、できるだけ多く稼ごうと考えてトラック運転手として稼働し続け、現場を通りかかって死亡事故の看板を見るなどしてもなお警察に出頭することなく逃亡を続けていたもので、犯行後の情状も極めて悪い。

4 以上によれば、被告人の刑事責任は相當に重い。

5 そうすると、被告人は逮捕後は本件各犯行を認めて被害者遺族に対して謝罪文を書き、当公判廷においても反省の弁を述べていること、犯行後、降車した際、第二事故の発生を防止するため被害者や被害者が運転していた自転車を移動させたこと、本件によりこれまで約3か月間身柄を拘束されたこと、妻と離婚し、勤務先を退職するなど一定の社会的制裁を受けたこと、今後、被告人運転車両に付された対人賠償無制限の任意保険からかかるべき賠償がなされると見込まれること、これまで交通違反の前歴以外に前科前歴がないこと、姉が出廷し、社会復帰後の被告人の監督を誓っていることなど被告人のために酌むべき事情を最大限考慮しても、実刑は免れない。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 懲役4年)

起訴状

平成21年 3月30日

さいたま地方裁判所 殿



鈴木繁和

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本籍居業  
住職

[REDACTED]



勾留中

伊勢崎友信

公訴事実

被告人は

第1 平成21年2月20日午前6時20分ころ、中型貨物自動車を運転し、  
さいたま市中央区桜丘2丁目2番14号先の交通整理の行われていない交  
差点を戸田市方面から富士見市方面に向かい左折進行するに当たり、同道  
路左側には側道が設けられていたから、同側道を行なてくる自転車等の  
有無に留意し、その安全を確認しながら進行すべき自動車運転上の注意義  
務があるのにこれを怠り、同側道を行なてくる自転車等はないものと輕  
信し、同側道を行なてくる自転車等の有無に留意せず、その安全を確認  
しないまま漫然時速約10ないし15キロメートルで左折進行した過失に

より、折から同側道を戸田市方面から進行してきた太田まり子（当時72歳）運転の自転車を左前方約3.8メートルの地点に迫って認め、急制動の措置を講じたが間に合わず、同自転車に自車左前部を衝突させて同人を同自転車もろとも路上に転倒させ、よって、同人に重症頭部外傷等の傷害を負わせ、同日午前8時39分ころ、同区上落合8丁目3番33号さいたま赤十字病院において、同人を前記傷害により死亡させた

第2 前記日時・場所において、前記のとおり、車両を運転中、太田まり子に傷害を負わせる交通事故を起こし、もって自己の運転に起因して人に傷害を負わせたのに、直ちに車両の運転を停止して前記太田を救護する等必要な措置を講じず、かつ、その事故発生の日時及び場所等法律の定める事項を直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかった

ものである。

#### 罪名及び罰条

第1 自動車運転過失致死 刑法211条2項

第2 道路交通法違反 同法117条2項、1項、119条1項  
10号、72条1項前段・後段

## 平成 21 年(わ)第 474 号 調書判決

宣告日 平成 21 年 6 月 9 日 平成 21 年 6 月 24 日 確定

裁判所 さいたま地方裁判所第 5 刑事部

裁判官 西野 牧子

検察官 河本 岳大

罪名 自動車運転過失致死、道路交通法違反

被告人

本籍 (非公開)

住居 (非公開)

職業 (非公開)

氏名 伊勢崎 友信

年齢 (非公開)

判決主文

被告人を懲役 2 年 6 月に処する。

未決勾留日数中 40 日をその刑に算入する。

罪となるべき事実の要旨

起訴状記載の各公訴事実と同一であるから、これらを引用する。適用した罰条

1 罰条

刑法 211 条 2 項本文、道路交通法 117 条 2 項、1 項、72 条 1 項前段、119 条 1 項 10 号、72 条 1 項後段

2 科刑上一罪処理 刑法 54 条 1 項前段、10 条

3 併合罪加重 刑法 45 条前段、47 条本文、10 条

4 未決勾留日数の算入 刑法 21 条

5 訴訟費用 刑事訴訟法 181 条 1 項ただし書

量刑の理由 別紙のとおり

平成 21 年 6 月 24 日

さいたま地方裁判所第 5 刑事部

裁判所書記官 山中宏之

裁判官 西野牧子

- 1 -

別紙

(量刑の理由)

1 本件は、被告人が、中型貨物自動車を運転中夕進路の安全確認を怠り、被害者運転の自転車

に自車左前部を衝突させるなどし、重症頭部外傷等の傷害を負わせて死亡させた自動車運転過失致死及び、その際、救護・報告義務を怠っていわゆるひき逃げを行った道路交通法違反の事案である。

2　自動車運転過失致死の犯行については、被告人が進行していたのは、見通しのよい道路であったところ、被告人は、交差点を左折進行するにあたり道路左側側道の安全確認という自動車運転者としての基本的な注意義務に違反し、同側道を進行していた被害者運転の自転車に自車を衝突させたものであり、その過失の程度は高く、一方的なものであること、被害者は重症頭部外傷等の傷害を負い、その日のうちに死亡するに至ったのであって、生じた結果は取り返しのつかない重大なものであること、突然にその生命を奪われこととなった被害者自身の無念さはもとより、残された遺族の悲しみや嘆きは大きく、法律に従った適正な処罰を望んでいる。

3　救護・報告義務違反の犯行についてはいうまでもなく卑劣で身勝手なものであるところ、被告人は、事故を起こしてから降車し、被害者の状態を確認した時の状況からして間違いなく重傷あるいは死亡などの重大な結果が生じたであろうと認識していたにもかかわらず処罰をおそれてその場から立ち去っており、被告人の規範意識の欠如は著しく、厳しい非難を免れない。

また、事故現場から立ち去った後、できるだけ多く稼ごうと考えてトラック運転手として稼働し続け、現場を通りかかって死亡事故の看板を見るなどしてもなお警察に出頭することなく逃亡を続けていたもので、犯行後の情状も極めて悪い。

- 2 -

4　以上によれば、被告人の刑事責任は相當に重い。

5　そうすると、被告人は逮捕後は本件各犯行を認めて被害者遺族に対して謝罪文を書き、当公判廷においても反省の弁を述べていること、犯行後、降車した際、第二事故の発生を防止するため被害者や被害者が運転していた自転車を移動させたこと、本件によりこれまで約3か月間身柄を拘束されたこと、妻と離婚し、勤務先を退職するなど一定の社会的制裁を受けたこと、今後、被告人運転車両に付された対人賠償無制限の任意保険からしかるべき賠償がなされると見込まれること、これまで交通違反の前歴以外に前科前歴がないこと、姉が出廷し、社会復帰後の被告人の監督を誓っていることなど被告人のために酌むべき事情を最大限考慮しても、実刑は免れない。

よって、主文のとおり判決する。 (求刑 懲役4年)

- 3 -

平成 21 年検第 200675 号

## 起訴状

平成 21 年 3 月 30 日

さいたま地方裁判所 殿

さいたま地方検察庁 檢察官事務取扱副検事 鈴木 繁和  
下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本籍 (非公開)

住居 (非公開)

職業 (非公開)

拘留中

伊勢崎 友信

(非公開)

### 公訴事実

被告人は

第 1 平成 21 年 2 月 20 日午前 6 時 20 分ころ、中型貨物自動車を運転し、さいたま市中央区桜丘 2 丁目 2 番 14 号先の交通整理の行われていない交差点を戸田市方面から富士見市方面に向かい左折進行するに当たり、同道路左側には側道が設けられていたから、同側道を行なてくる自転車等の有無に留意し、その安全を確認しながら進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、同側道を行なてくる自転車等はないものと軽信し、同側道を行なてくる自転車等の有無に留意せず、その安全を確認しないまま漫然時速約 10 ないし 15 キロメートルで左折進行した過失に

- 1 -

より、折から同側道を戸田市方面から進行してきた太田まり子(当時 72 歳)運転の自転車を左前方約 3.8 メートルの地点に迫って認め、急制動の措置を講じたが間に合わず、同自転車に自車左前部を衝突させて同人を同自転車もろとも路上に転倒させ、よって、同人に重症頭部外傷等の傷害を負わせ、同日午前 8 時 39 分ころ、同区上落合 8 丁目 3 番 33 号さいたま赤十字病院において、同人を前記傷害により死亡させた

第 2 前記日時・場所において、前記のとおり、車両を運転中、太田まり子に傷害を負わせる交通事故を起こし、もって自己の運転に起因して人に傷害を負わせたのに、直ちに車両の運転を停止して前記太田を救護する等必要な措置を講じず、かつ、その事実改発生の日時及び場所等法律の定める事項を直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかったものである。

### 罪名及び罰条

第 1 自動車運転過失致死 刑法 211 条 2 項

第2 道路交通法違反

同法117条2項, 1項, 119条1項10号, 72条1項前段・後段

- 2 -

# Heisei 21 (Wa) 474 Written Judgment by the trial record

20090609 sentenced, 20090624 final and binding

Saitama District Court 5th Criminal Division Judge Nishino Makiko

Prosecutor Kawamoto Takehiro

applied penalty articles : Penal code article 211, Road Traffic Act article 117, etc.

defendant Name : Tomonobu Isezaki

## main text

The accused shall be in prison for two and half years.

## Reasons for the judgment

The facts are the same as the indictment.

The carelessness he overlooked and killed the victim when turning left is Negligence in the Pursuit of Social Activities under Article 211 of the Penal Code, and a violation of the Road Traffic Act for escaped without fulfilling his immediate rescue duty.

Although it's extremely vicious, his remorse is also remarkable, so I judge like the above.

June 24, 2009

Saitama District Court 5th Criminal Division

Court clerk Hiroyuki Yamanaka

Judge Makiko Nishino

- 1~3 -

Heisei 21 ken 200675

## Indictment

20090330

To Saitama District Court

From Saitama District Public Prosecutors Office, Sub Prosecutor, Shigekazu Suzuki  
Defendant : Tomonobu Isezaki

### Arraignment fact

1st The accused was driving a medium-sized truck on National route 17, forward Toda City to Fujimi City.

At around 6:20 am on 20090220, when he turning left at the intersection at 2-2-14 Sakuragaoka, Chuo-ku, Saitama City, he overlooked Mariko Ohta's bicycle, which came on the side road from behind, he applied the brakes, but couldn't make it in time, and with 10 ~ 15 km/h, both collided and the bicycle overturned.

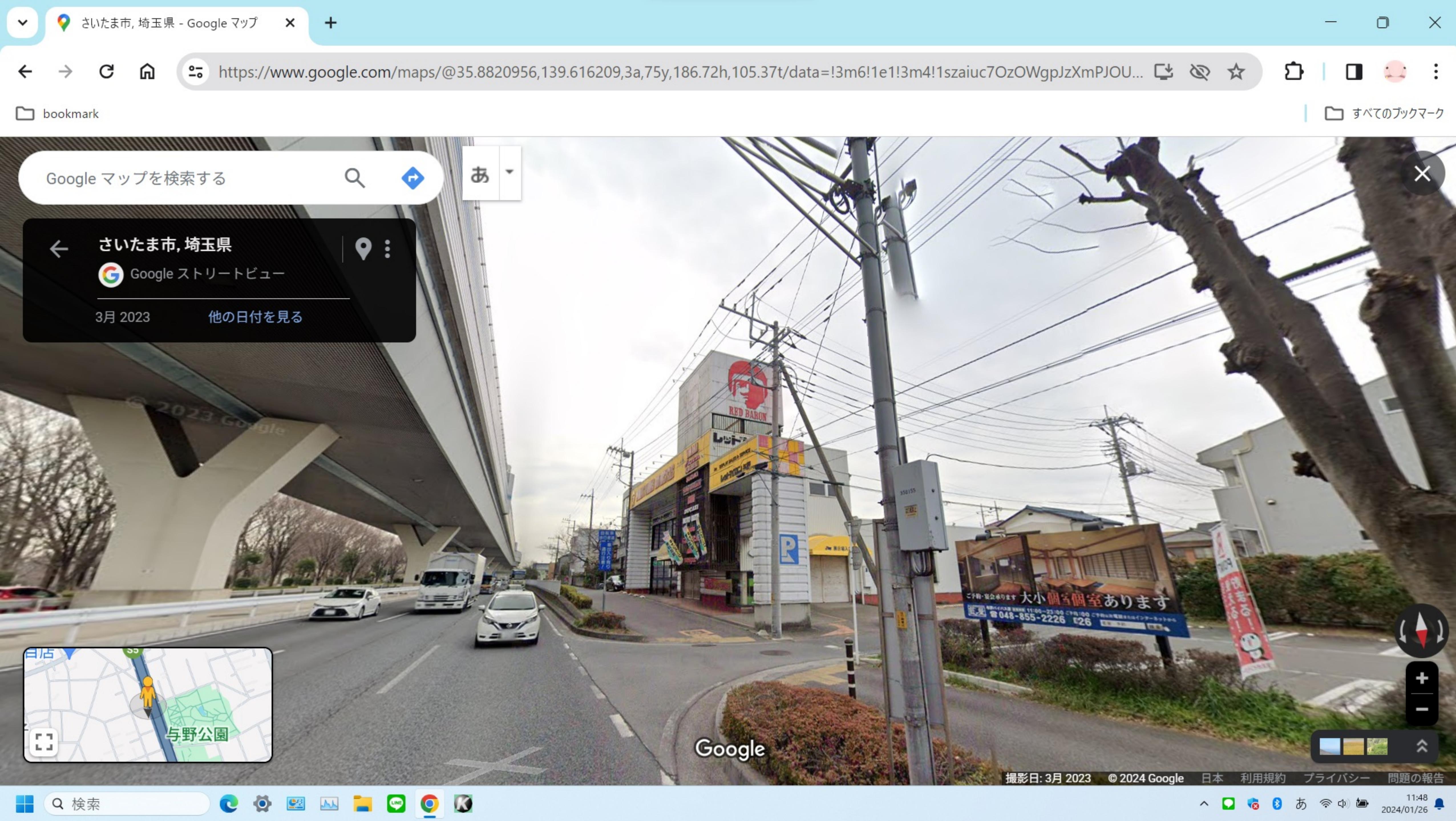
he carried Mariko Ohta from center to corner of the street, and she looked fatal injured, but he was afraid to lose his job for this accident, so he escaped without doing statutory obligations, such as emergency calls and rescue measures.

Mariko Ohta died at the ambulance hospital at around 8:39 am on the same day due to a serious head injury.

### Offenses and penalties

1st "Negligence in the Pursuit of Social Activities" Penal Code Article 211

2nd Violation of the Road Traffic Act Article 117, etc.



平成 30 年 8 月 13 日

前橋地方裁判所 御中

## 訴状 A

### 原告

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業  
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 fax0278-72-5353

### 被告

住所(送達場所) 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号東京都総務局総務部法務  
課 電話 03-5388-2519 FAX 03-5388-1262  
東京都 同代表者 知事 小池 百合子

慰謝料請求事件

請求金額 10 万円

ちょう用印紙額 1 千円

### 第 1 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し 10 万円を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする

### 第 2 請求の原因

警視庁、埼玉県警、群馬県警は私の全主張を組織的に一貫して無視し続けております。

『警視庁 サワダ、シンド、サトウ、ニシカタ、後述の被疑者および人数不詳①～②』  
彼らは後述のように、極めて事件性の高い状況にありながらそれを認識せず、私の訴えを無視することにより露骨な告訴の妨害を行って私の権利の行使を妨害しました。

まず、私がネット包囲網の摘発を求めて提出した 2009.1.18 付被害届を警視庁は無視しました。

以後発生した告訴状 A～M は、全て摘発を逃れた包囲網が起こした派生事件と言えます。

包囲網の摘発を逃した警視庁にはその全ての派生事件に結果責任があります。

これらは私を人間扱いしない差別的取扱であり精神的に著しい屈辱を受けました。

また犯人達を野放しにしたことにより著しい生命の危機への恐怖が続きました。

これらは彼らの公務員としての職権の濫用であり、故意または過失であり不法行為です。

よって、

- ①日本国憲法 17 条及び国家賠償法 1 条 1 項、
  - ②国家賠償法 第 4 条による民法の規定(民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任)の公人への類推適用、
  - ③民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任の公人への類推適用のいずれかの選択適用に基き、被告に対して慰謝料を請求します。
- いずれも適用可能な場合は先順位から適用ねがいます。

## 違反の概要と性質

被告訴人らは包囲網として行動しました。

包囲網は慣習上の偏見に基く一貫した差別と迫害を続けました。

更に包囲網は、国家機関を含む公的機関の職権を濫用して脅迫と隠蔽を続けました。

包囲網はこれまで常に一貫して、「私を人間扱いしない対応」を続けてきました。

言い換えると、こうした「ありえない対応」によって私に威力を示して脅迫」し続けてきました。

その無言の脅迫の意図を端的に表現すれば「我々は摘発されるまでに必ずお前を殺すからお前を人間扱いする必要など無い」ということです。

違反の性質や法的説明や包囲網の概要は被害届 2018 に記載の通りです。

## 三県警共通の違法性

不当性を演出して包囲網の威力を示すことにより私の生命を脅迫したこと

私はこれまで、彼らが脅迫ではないと判断した根拠を被害者本人として問い合わせてきました。

答えなければ、疑惑や不安が解消するはずもないのに彼らは全ての主張を無視し続けてきました。

これは犯人らが野放し状態にあるということを意味しますから、訴えの内容の真否を確定させなければ、他の住民にまで被害が及ぶ可能性すなわち公益侵害の惧れも否定できません。

ですから公益最優先のはずの捜査機関がこれを無視するのは極めて不審なことです。

警視庁の違法性は下記の I ~ III の通りです。

### I 以下の A と B を組合せて包囲網の威力を示したこと(時系列①,②,③)

#### A 私の被害届 2009 を不当に無視したこと

下記 1 ~ 8 の観点を総合すれば、私の被害届 2009 を不当に無視したことは、故意または過失に当るので不法行為です

##### 1 回答要求の旨と回答期限を明示していたこと(信義則違反)

##### 2 正規の取扱ではないこと

被害届の内容が理解できなかったにもかかわらず、届出人本人の真意を最後まで確認しないまま勝手に結了したことは、犯罪捜査規範第 65 条違反です。

なおこれは告訴状についての規定ですが被害届についても準用されていると思われます。

##### 3 予見義務ないし結果回避義務違反です(被害があれば続くことや不安が解消しないこと)

捜査機関が被害の届出を無視すればその後も当然にその被害は続きます。

ですから被害や犯罪が無いと断定できない以上は警察法第二条等への違反です。

#### 4 警察が職責として看過できない8事項を記載していたこと(含む生命の危機)

- (1)冒頭ページ 被害の種類として肖像権の侵害(ネット犯罪)及び営業妨害と明記
- (2)冒頭ページ 加害者が首都圏全域、一億人の犯罪(つまり公益の侵害)を明記
- (3)3ページ 顔パス(つまり挙手した乗客の逃亡)
- (4)5ページ 私の出番日とともに(タクシー会社の)売上が落ちる現象

これは包囲網にとって最も「不都合な真実」です。

当時、包囲網が繰り広げていた私への不買運動は夜の首都圏全体を巻き込んで恐慌に陥りました。

当時の日本のGDPにも影響が出ていたはずです。

- (5)12ページ (他のドライバーと比べて)異常に低い実車率
- (6)14ページ 高速道路の合流時の妨害(生命への脅迫・殺人未遂・危険運転)
- (7)19ページ 対向車の幅寄せ(生命への脅迫・殺人未遂・危険運転)
- (8)21ページ 周りを徘徊する警察関係者(ストーカー行為) 自らの証拠隠滅と言えます

#### 5 生命に対する権利(日本国憲法13条、自由権規約第6条)の侵害です

#### 6 適正な手続きを受ける権利(日本国憲法第13条)の侵害です

#### 7 差別であり平等権(日本国憲法第14条)や自由権規約の差別禁止の各条項への違反です

#### 8 脅迫殺人との関連が極めて強く推定されること

#### ★被害届2009を無視したことについての警視庁の主張

告訴状Lの答弁書の通り「古い話なので確認が取れない」、つまり消息不明のようです。

被害届として正当に扱われていたのであれば、10年以内に消滅することなどありえません。

また消息不明のはずなのに、次の二点から内容の無効を主張しています。

- ①記述内容が理解できなかったこと ②具体的犯罪事実が記載されていなかったこと

現実問題はともかく、規定上は捜査の端緒はそのように限定されてはいません。

これらは過失相殺の抗弁を狙った口実に過ぎず、また、看過できるはずのない事項を看過したことや連絡をしなかったことの抗弁にはならず、信じないことによる隠蔽の典型です。

#### ★私の叔母の太田まり子の変死の不審点の数々

##### 最初は変死であり、交通事故の片鱗も無かつたこと

- ・司法解剖が実施されていることからみて、浦和西署が変死と見ていたのは間違いなさそうです
- ・遺族の話では警察は当初、交通事故らしいことは何も言っていたなかったそうです
- ・最初に叔母が発見されたのは歩道上であること、トラックの左折時の巻き込み事故であれば舗道まで飛ばされることは極めて考えにくいこと
- ・叔母の頭部以外には目だった外傷が無かつたことと、乗っていた自転車が無傷だったこと
- ・叔母の通夜に立ち会った私の父と叔父が「妙な死に方だ」と口を揃えていたこと
- ・逮捕の決め手となったと報道(甲4)された防犯カメラの映像を遺族にも見せていないこと、またその映像は合成の疑いがあること
- ・事故車両の運行記録を調べれば、現場付近で叔母を待ち伏せしていたことがわかるであろうこと
- ・轢逃げ犯の逮捕日から約10日も経ってから新聞報道されていること
- ・逮捕された轢逃げ犯・伊勢崎友信の事故前後のネットへのアクセス記録

- ・逮捕された轢逃げ犯・伊勢崎友信の経歴、特に警察との係わり
- ・状況的に見て、当然居るべき目撃者が現れないこと(金曜の朝8時の都心の大きな交差点)  
殺害をやりやすくする為に、事故現場の迂回が実施されていたと思われること  
該当交差点の横断者数の時系列データがあれば重要な手掛りとなるかもしれないこと
- ・叔母は私宛の年賀状から身元を特定されたと思われること

## B 私の叔母の太田まり子の殺害に関与したこと

以下の1と2を総合すれば、その高度の恣意性が、脅迫の意図を強く示唆しています

### **1 無視できるはずのない被害届を無視したこと(1/100000000)**

既述の違法性が明らかなのにあえて無視する余地はなかったはずです。

例えば隠蔽するだけなら、本人に連絡したうえで聞き流しても同じです。

最後まで本人と連絡を取ろうとした点に極めて高度の恣意性、つまり脅迫の意図を感じます。

### **2 無視した被害届 2009 の回答期限日と太田まり子の死亡日が重なっていること(1/10000)**

つまり、私への回答の代りに叔母の死体を晒して「被害届を忘れなければ次はお前をこうするぞ」という無言の脅迫の意図を突きつけたわけです。

逆にこの点からこれが殺人であることと警視庁の殺人への関与が極めて強く推定されます。

これは極めて高度の恣意性であり、これを脅迫であると感じない人は包囲網と断定できると思います。

## II 私が東村山署でサワダと面会した事実を全面的に否認したこと(時系列④, ⑪)

警視庁は④の事実について告訴状Lのように「古い話なので確認が取れない」としております。

しかし警察が管轄署内での被害者本人からの脅迫殺人の真相究明の要請を全面否認したことは、巨大不祥事の訴えを更に隠蔽したことであり、二重に巨大不祥事なのです。

既述の経過から考えて、当然に私が抗議したことは容易に推測できると思います。

そしてこれが、脅迫殺人の隠蔽という極めて強い動機、つまり恣意性を伴っているということです。

証拠が無くても事実有の確信が得られると思います。

いざれにせよ「古い話なので確認が取れない」で済まされるはずはありません。

その違法性については説明する必要を感じませんが、事件性の隠蔽、受付拒否、取扱上の過失など様々な観点が考えられ、それぞれに違反する法令や条文は違うと思います。

サワダが実名であった限りは少なくとも、組織として特定できないことはありえません。

私は往訪の数日前にまず警視庁本部に電話したところ、本部がこの件の担当と指名したのでサワダ本人にも別途予約を取ったうえで、20090303に東村山署を往訪したのです。

告訴状Aに記述の通り、まだ10年以内のことですし、入った時に一階の受付でサインした記憶がありますから何一つ記録が残っていないことは考えられません。

私は面会していますからサワダを候補者の中から特定することができます。

サワダは私服で、中肉で背が高めで、縮れ髪で顔色が悪い男で、特に声をはっきりと覚えています。

面談は14~17時くらいまでで、二人で署内の階段を昇り降りしました。

面談の場所は同署二階の、広い応接室のような部屋で、その部屋の隅っこは埃だらけでした。

「殺された叔母の身元は私宛の年賀状から特定されたに違いない」と話したところ、「そういうこともあるかもしれないから、郵便は留置きにして自分の好きなときに局に取りに行けばいいんですよ」と忠告を受けたことを鮮明に覚えています。

警視庁は自らにかけられた重大な嫌疑を是が非でも晴らすべき立場にあります。

「どのサワダかわからない」などと寝言を言っている場合ではないはずです。

### Ⅲその後も私の訴えを無視し続けて包囲網の威力を示したこと

#### 1 2016.6.6 内容証明便を不当に無視したこと(時系列⑧,⑪)

内容証明郵便には字数の制限があるので脅迫の動機については記述していませんでした。

しかし、氏名検索すればその事故の概要は瞬時に検索できたはずであり、また、その死亡日と被害届の回答期限日が重なっていることによって私が脅迫殺人を主張していたことは容易にわかったはずです。

既述の通り、無視することは正規の取扱ではなく、犯罪が無いとは断定できないのに無視することは事件性の認識からも極めて不審です。

#### 2 今も断固として不当な無視を繰り返していること(時系列⑨,⑩)

特にニシカタは露骨に約束を破っており、警視庁の対応の時系列的・組織的一貫性は明らかです。

この事実はむろん既存の不法行為の心証への遡及効があります。

#### 3 訴訟を通じて告知された事件性を不当に無視し続けていること(時系列⑪)

これまで警視庁は、書面による訴えは内容の無効を口実にし、口頭によるものは事実自体を否認して私の訴えを隠蔽してきました。

前橋地裁沼田支部平成29年(ワ)第26号を通じて初めて正式に私の主張内容を告知されたわけです。

## 違法性のまとめ

### 要件① 権利または法律上保護される利益の存在

被害届や通報により捜査機関に犯人らの摘発を求めたのに、不当に無視されました。

切迫した生命の危機や高度の事件性を無視したことは刑事訴訟法第239条2への違反です。

つまり故意または過失による適正な手続を受ける権利の侵害であり行使の妨害です。

また、私が生命の緊急の救済を訴えていたのも明らかであり、反射的利益を超えた法律上保護される権利である生命に対する権利の侵害にも当ります。

これらは被害届2018の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反です。

日本では、告訴に基く適正な手続を受ける権利(日本国憲法第13条もしくは25条)の侵害です。

更に、生命に対する権利(日本国憲法第13条)と平等権(日本国憲法第14条)の侵害です。

これらより民法709条の一般不法行為に当ります。

要件② ①に対する被告の加害行為 既述の通りです。

要件③ ②についての故意または過失 少なくとも過失です。

### 要件④ 損害の発生および金額

経済的被害(法益侵害)については全て包囲網による営業妨害によるものであり、概算ですが実損でタクシー時代に少なくとも1000万円、就農後300万円、計1300万円に上ると思われます。

また、職業選択の自由を奪われたことにより、タクシー時代の損失が現在まで続いていると考えれば、約3千万円にのぼります。

精神的被害(法益侵害) 一般市民の生活の安全を一手に預かる捜査機関が極めて不公平かつ不当な妨害を行ったことにより、私の恐怖感や絶望感や孤立感は当然に深まりました。

### 要件⑤ ②と④の因果関係

脅迫や隠蔽としか説明がつかない対応により精神的被害を受けたという因果関係は明らかです。

## 時系列的事実経過

①私が 2009.1.18 付「被害届」(甲 1)を翌日午前、 東京都練馬区豊玉北 6-4-2 所在の練馬郵便局より東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 1 号所在の警視庁本部 警視総監宛に書留便にて郵送(甲 2)し、翌 2009.1.20 に配達されました(甲 3)。

②2009.2.20 警視庁はこの被害届の回答期限を不当に無視しました。

③2009.2.20 この回答期限日当日の午前 8 時頃、私の叔母の太田まり子がさいたま市中央区桜丘二丁目にある国道 17 号の交差点付近の歩道上で変死しました。

④2009.3.3 午後、私が東京都東村山市本町 1 丁目 1 番地 3 所在の東村山警察署にてサワダと面会し、消息不明の被害届の内容を説明し直し、包囲網の摘発と叔母の脅迫殺人の真相究明を要請しました(証拠 2)。なおこれは、私が警視庁・本部に電話したところ、その被害届は東村山署に転送済です、その担当はサワダです、と言われたので、サワダに電話予約したうえで後日訪ねました。

予約時には「被害届の内容がわからないので未着手です。一度説明に来てください。」とのことでしたが、行ってみると「私が担当だと言われたことは心外です、その被害届の消息や内容も知りません」と、極めて無礼な対応をされました。

現地の警察に連絡してみるとのことでしたが、サワダは前項の二つの要請をその後不当に無視しました。

⑤2009.2.25 頃、私が以下の各機関に告発メールを送ったのに全て無視されました。

警察庁、人権相談所、朝日新聞社、読売新聞社、毎日新聞社、新潮社、春秋社など

⑥2009.3.13 浦和西署が伊勢崎友信を叔母の躰逃げ犯として逮捕しました(甲 4)。

⑦2009.3 月頃 私が東京都公安委員会に簡易書留で苦情申出するもその後不当に無視しました。

⑧2016.6.6 私が捜査要求の旨の内容証明便を群馬県前橋市城東町 1-6-5 所在の前橋中央郵便局から東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 1 号所在の警視総監宛に送付するもその後これを不当に無視しました(甲 5)。

⑨私は監察室と指定したのですが、現在の組織として存在しないようです。

2017.10.02 13:49 監察室を指定した電話に出た警視庁・広報課・広聴担当・サトウは、④2009.3.3 午後、告訴人が東村山警察署にてサワダと面会した事実を全面否認されていることを説明し、何か往訪事実を証明する方法が無いか訊ねましたが、「古い話だからそんな方法は無い」と繰り返しました。

また警視庁でありながら「ここは捜査機関ではない」と言い切り、全面否認の犯罪性についても「犯罪にはならない。ではどんな犯罪になるのか?」と答え、私が法的に説明しても無視しました(甲 6)。

⑩2017.10.03 10:33 電話において私は警視庁・人事二課・ニシカタに対し、経緯を説明したうえでそのサワダと連絡を取りたいので調べて欲しいと要請しました。

また、その調査結果にかかわらず同月中に必ず私に報告してください、と私が要請し彼はこれに応諾したにも関わらず、その後この約束を不当に無視しました(甲 7)。

⑪ 警視庁は前橋地方裁判所沼田支部平成 29 年(ワ)第 26 号 慰謝料請求事件を通して、私から重大な事件性の告知を受けながら、今もなお不适当にこれらを無視し続けております(甲 8)。

**証拠方法** 証拠説明書 A に記載の全て

**附属書類** 証拠説明書 A のうち、甲 1~甲 5, 甲 8 号証、

今井 豊

本書と被害届 2018 と恣意性一覧表をセットで訴状とし、証拠説明書Aを含め、これらの副本一式  
以上

平成 30 年 11 月 15 日

前橋地方裁判所 御中

原告 今井 豊

## 訴状 A 補足説明書

提出済の訴状の論点と不法行為の内容を明確化すべく本書を提出します。

警視庁の場合は、2 以外は全て、手続としての外形も無い完全無視という類型の手続妨害です。

なお、完全無視いう類型は、警視庁特有と言えますが、全ては脅迫殺人の恣意性を希薄化する為と思われます。

つまり、一貫して無視しているのだから、被害届だけが特別ではなかったと思わせる為です。

### ★完全無視は、自決権の侵害に基く、適正な手続を受ける権利の侵害です

通報や申出も一種の手続と捉えられますし、その要件を決めたのは、つまり問題(被害)を決定したのは私であり、無視すれば当然に手続目的である被害の解消はできないので手続として無効です。

なお、自治の権利(自由権規約 1 条)については、日本ではあまり一般的でないと思います。

### ★完全無視の不当性

まず、不法行為 1(被害届)以外では、はっきりと生命の危機(生命への無言の脅迫)を訴えていたことに疑いはありませんから、生命に対する権利の侵害であり反射的利息を超えた法益侵害と言えます。

次に、正当業務行為であるはずがないという観点から、不法行為 1 の被害届に絞って説明します。

この被害届の以下のような特殊事情を考えると、無条件に不当と言えると思います。

#### ①手続の外形すら無いこと

#### ②著しい信義則違反であること

冒頭頁で回答期限と、回答を求める理由を明記していたことや、警視総監宛であったことなどから私が重大事と認識していたことはうかがわれたはずです。

#### ③警察の特殊な職責として看過できるはずのない現象が多数書いてあったことです。

この中には、生命への脅迫を思わせる現象もいくつか有ります。

また、何故それらの現象が起るのか考えれば、蓋然性として事件性は感じたはずであり、否定できる根拠も無かったはずです。不明なのと無いのでは決定的に異なります。

繰り返しますが規定上、具体的犯罪事実の摘示だけが捜査の端緒ではありません。

#### ④訴えた内容がそもそも公益侵害の懸念であること

被疑者不特定多数によるネット被害であり、事の重大性に鑑み、警視総監宛とします、と冒頭頁で明記しています。これでどうして劣後できるのか? ということです。

### 犯罪性の強調(公的機関は全てが職権濫用による脅迫と隠蔽です)

高度の事件性を無視したことは刑事訴訟法第 239 条 2 への違反です。

裁判所の方には、公務員の犯罪告発義務(刑事訴訟法 239 条 2)に基く刑事告発手続を期待します。

### 故意の証明方法(恣意性一覧表の活用)

彼らの対応は、恣意の全体として隠蔽であり、それを証明するのは簡単です。

恣意性一覧表に沿って、事件性の各焦点について、それを否定した判断根拠を質せばよいのです。

彼らは事件性を否定したはずですから、合理的根拠が示せなければ嘘になります。

正攻法として千の言葉を並べるよりも、これが最も単純明快かつ言い逃れしにくい方法です。

### ★故意性の検証

特にゾンビ化など、抗議されてもなお無視している点が極めて強く故意を示唆しています。

公的機関による隠蔽は、基本的に手続の妨害であり、必然的に職権濫用を伴いますから、あえて職権濫用の故意を証明する必要は無いと思います。

隠蔽の場合は、性質上、その意思の表明を秘匿するものですが、まれに隠蔽の意図を示すかのような発言が見られることがあります。これは、その発言の直接的意味に関わらず、実質的に何らかの威力を示唆する意図と見てよいと思います。

脅迫については、警察による脅迫の場合は、その特殊な職責に伴う予見可能性に基く危険回避義務により、生命に対する脅迫被害を無視した場合などは、行為と結果の両面から、故意が推定される為に、不真性不作為犯に当る可能性があります。

警察など特殊な職責以外の場合には、脅迫罪については基本的に故意の立証が必要だと思いますが、私の場合は、たとえ脅迫とまで言えないとしても、少なくとも何らかの威力であり、これらの威力を処罰するには、現実問題として、脅迫罪もしくは強要罪の未遂くらいしか無いと思います。

### ★脅迫の意図の推定

包囲網の生い立ちから考えると、ごく初期の主な意図は仕掛ける為の捕捉にあったと思われます。

それが次第に威力による強要に変わり、被害届 2009 の頃には、威力による報復が常態化しました。それが現在まで続いていると思われます。

現在でも、個々の不法行為から脅迫の意図の内容や害意の対象を特定はできませんが、少なくとも何らかの威力を示そうとする意図であることは疑いありません。

つまり少なくとも「お前の訴えなど我々包囲網の威力で握り潰してみせる」という意図であることは間違ひありません。

そしてその威力が、2009 年の脅迫殺人と 2015 年の猟銃脅迫事件を起源として、常にそれらを念頭に置いて行われていると推定されること、つまり包囲網としての模倣または派生と推定されることから、結果として全てが私の生命に対する脅迫とみなせると考えます。

たとえそれが、裁判の妨害や不当な判決の形であろうと、包囲網が摘発されない限りは告訴状 H(出荷)のような価格操作などの営業妨害が続くので、早晚経済的生活難に陥るのは避けられませんから、私の場合は結果的に全てが生命に対する害意と言えます。

私としては、その無言の脅迫の意図は「我々は摘発されるまでに必ずお前を叔母や猪のように殺すからお前を人間扱いする必要など無い」という意図と考えています。

また、これらの犯行予定を共有していたという意味で、極めて多数の共犯者の存在が推定されます。

### ★対応の際立った異常性こそ威力の証左です

こうした対応の不当性は自明であるはずなのに、また、隠蔽の方法は他にも有るのに、敢えてそれを実行している点が、威力の意図を極めて強く示唆しています。

当然ながら両者は比例し、異常性が高いほど威力である恣意性も高いと思います。

つまり、当り前に非人間扱いであり、違法性はあまりにも自明であり、訴えられた場合には勝ち目

は無いので、一般的には選択する余地はありません。それを敢えて実行している点が、私の特殊事情、つまり、社会的に包囲され孤立無援の状況にあるという事情を見越した「お前の訴えなど我々包囲網の威力で握り潰してみせる」という無言の威力の意図を如実に示しています。

つまり、従来から主張している通り、ありえないような対応を敢えて行ってみせることによる脅迫効果の演出です。

## 不当な対応(威力)の類型

### I 無視

返事無や飛躍など形式的無視と内容的無視(先行する私の発言や提出済文書)が有りますが、いずれでも合理的根拠を示して反論するのが原則であり、これを守らないことは相手の人格否定であり、自治の権利(自由権規約 1 条)や人間として認められる権利(憲法 13 条)の侵害であり信義則違反です。

### II 無根

合理的な根拠が無いということであり、虚偽や詭弁も含まれます。信義則違反です。

訴えた犯罪性(恣意性)に対して、一般論としての正当行為を主張しても根拠にはなりません。

### III 抗議の無視

つまり指摘されてもなおも無視するということですから、100%故意の無視であり、著しい信義則違反です。

IV 職責放棄 職権濫用の一形態であり、規定された作為義務を果たそうとしないことです。

V ゾンビ化(I 無視 II 無根 III 抗議の無視 IV 職責放棄 模倣 威力 等の複合形態)

要するに、私の主張内容を無視して勝手に根拠無く正当行為だと言い張り、抗議しても無視して、延々と同じ発言を繰り返します。

つまり実質的な会話の放棄であり、信義則違反の重複であり連鎖です。

このようにゾンビ化とは白痴化対応の一類型であり本質的には無視であり、非人間扱いです。

そして、このゾンビ化対応を各機関が一斉に模倣して威力を示しているということです。

## ★共通の論理の不当性

私が初めから警察組織による隠蔽等の犯罪被害を訴えていたことは提出書類や発言から明らかです。

発言類型 1 「検査機関の判断には介入できない」 無視 無根 職責放棄 威力

まず、私が根拠を示して訴えた違法性を根拠無く無視(否定)しています。

また、規定された作為義務に例外規定は無いので虚偽です。

犯罪である以上は正当業務行為ではありませんから、むしろ優先的な調査対象のはずです。

事実調査しなければ、犯罪(人権侵犯)事実の真偽を確定できず、犯罪告発義務を果たせません。

人権侵犯事件調査処理規程 2 条「人権侵犯の疑いのある事案について、関係者に対する援助、調整の措置を講じ、又は人権侵犯の事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講ずる」

発言類型 2 「警察が判断したのだから違法性は無い」 無視 無根 職責放棄 威力

まず、私が根拠を示して訴えた違法性を根拠無く無視(否定)しています。

また、規定された作為義務に例外規定は無いので無根です。

ですから、否定する合理的根拠を示さず、かつ何も調査せぬまま「違法性(侵犯事実)が無い」と断

じたことは、事実を否定する判断であり、少なくとも無根であり、刑訴法 239 条 2 違反です。

**発言類型 3 「ここは捜査機関ではない」「我々には強制捜査権限が無い」**

**職責放棄 無視 無根 飛躍 威力**

発言類型 1 と同趣旨と思われますが、当然に誰でも承知していることで意味がありません。

しばしば私の事件性の強調の直後に見られますが、公務員の犯罪告発義務(刑事訴訟法 239 条 2)を果たすには、何らかの事件性の判断基準が必要ですから、免責の抗弁にはなりません。

なおこれは 2017 年 2 月にハラダが繰り返したものですが、その後、警視庁サトウやトミオカを始め、多くが発言しており、模倣により包囲網の威力を示す合言葉と思われます。

**発言類型 4 「それは貴方が思っているだけ」「推測だよね?」 無視 無根 無意味 威力**

それはお互い様なので、敢えて言う意味がありません。これは模倣により包囲網の威力を示す合言葉であり、沼田署のタカダ、マキシマやハラダ、フクダ、トミオカなど多数が言っています。

**発言類型 5 「それは(加害者)に言ってください」 無視 飛躍 職責放棄 無意味 威力**

襲ってきた強盗に相談しろと言っているのと同じことであり、当然に問題解決にはなりません。

これも模倣により包囲網の威力を示す合言葉であり、イシマキ以外の全員が言っています。

**発言類型 6 「それはうちでできる話ではない」 職責放棄 無視 無根 飛躍 威力**

発言類型 3 と同趣旨と思われますが、人権擁護機関に申出している手続目的を無視しています。

**発言類型 7 「侵犯性(違法性)が無い」 無視 無根 職責放棄 威力**

それまでの個別の事件性の説明に対して、何ら否定する合理的根拠を示していない(彼らの反論は全て無根です)のに、最後には必ず、このような発言(結論)に至ります。

**発言類型 8 「だから、何をもって?」 無視 無根 職責放棄 白痴化 威力**

既に充分に高度の恣意性と証拠を提示しているのに、それを無視してひたすら言い張ります。

まるで子供の水掛け論です。カクタやフクダなど

## 個別不法行為(実行行為)

完全無視(不法行為 2 以外)に共通ですが、事件性・恣意性・犯罪性が極めて高く、少なくとも被害(特に生命に対する脅迫)が有ることが否定し切れない状況に有りながら、それを皆無として手続要請を無視したことは事実を否定する判断による隠蔽(刑事訴訟法第 239 条 2 違反他)であり、警察の職責(警察法 2 条など)からくる予見可能性に基く危険回避義務違反であり、信義則違反であり、これらにより、自治の権利(自由権規約 1 条)、適正な手続を受ける権利(日本国憲法第 13 条)、生命に対する権利(日本国憲法 13 条、自由権規約第 6 条)、平等権(日本国憲法第 14 条、自由権規約の差別禁止の各条項)の侵害であり、それらによる不法行為です。

1 私の 2009. 1. 18 付 2009. 1. 20 着の被害届(回答期限有)を無視したこと

(説明)

既述の観点に加え、回答を求められながら無視したことは著しい信義則違反であり、また、届出人の本人意思を確認しなかったことは正規の取扱から外れており、正当業務行為とは言えません。

2 2009. 2. 20(1 の被害届の回答期限日)の午前 8 時頃、私の叔母の太田まり子をさいたま市中央区桜丘二丁目の国道 17 号の交差点付近の歩道上で殺害し、私に対し生命への害意の

### 無言の脅迫を行ったこと

(説明)

既述の通りの私限りの状況の下で、先の被害届を無視することの不当性は自明であるのに、敢えて無視したこと、更にその回答期限日に叔母が変死したことの恣意性はいずれも極めて高く、つまり、回答の代わりに殺害した親戚の死体を晒すことによって「回答する意思など無い、提出した被害届のことを忘れなければ、この叔母のようにお前を殺すぞ」という無言の脅迫の意図だと思います。また同じ理由から、警視庁が事前にこの犯行計画を知っていたことが極めて強く推定されます。これは殺人罪の共犯であり不法行為です。

### 3 2009.3.3 午後、私が東村山警察署(東村山市本町1丁目1番地3)にてサワダと会見し、消息不明の被害届の内容を説明し直し、包囲網の摘発と叔母の脅迫殺人の真相究明を要請した事実を隠蔽して、私に対し生命への害意の無言の脅迫を行ったこと

(説明)

この会見の事実の状況証拠として、①蓋然性として、当時、私が何らかの抗議をしたことが当然に推定されること、②恣意性の問題として、他の不法行為と同様に、完全無視という警視庁の一貫した姿勢の元にあったと推定されること、③蓋然性として、被害届 2018 に記述の通り、他機関も一貫した隠蔽の姿勢であることから、遡ってこれも隠蔽であることが推定されること、を強調します。

### 4 2016.6.6 私が捜査要求の旨の内容証明便を前橋中央郵便局(前橋市城東町1-6-5)から東京都千代田区霞が関2丁目1番1号所在の警視庁本部・警視総監宛に送付するもその後これを不当に無視し、私に対し生命への害意の無言の脅迫を行ったこと

(説明)

既述の観点に加え、捜査要求というタイトルであったこと、また、内容証明という準法的手続であったこと、更に、趣旨が判然としないのに、本人意思を確認しなかったことの恣意性が焦点です。

### 5 2017.10.02 13:49(甲6) 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から警視庁本部への通話において、広報課・広聴担当・サトウが私の東村山署の不正の摘発と脅迫殺人の真相究明の訴えを隠蔽して、私に対し生命への害意の無言の脅迫を行ったこと

(説明)既述の観点に加え、甲6の反証書より引用

反 P2 上(私)「あわせて、まあ、あの、その被害届に関連して、あの、埼玉の叔母が変死してまして、」「はい、」 (私)「それが脅迫殺人であるということで、捜査を要請したんですけども、」「はい、」 (私)「その二つの要請を、」「はい、」 (私)「とゆうか、往訪した事実自体をひ、東村山署が全面否認してるんですよ」「ん、そんな届出、相談はありませんでしたよ、」「という回答ですか？」 (私)「ええ、そんな事実は無いと」

反 P3 上(私)「はい、で、その、ま、さっき言った叔母の変死というのも、」「はい、」 (私)「あのう、交通事故として轢逃げ犯が挙げられてますが、実際は殺人である可能性が極めて高いです」「うん、」

反 P3 中(私)「あの、東村山署へ行ったという記録です、私が、3月3日に」「その記録が無い、無い」「と言てるんだけど、それが本当なのかどうかを確認して欲しいってゆうことですか？」 (私)「はい、」

反 P4 上(私)「ええと、監察室っていう、あの、調べ直す部署は昔、有りましたよね、今は無いんですか?」

反 P4 上「監察室というのはですね、まあ、あの、外部の方との、そういう電話というのは取次いではないですね、警視庁のほうではですね」(説明)無視 無根(虚偽) 職責放棄 内部牽制を求めています (私)「取次いで下さい。取次ぐべき案件ですので」 反 P4 上(私)「え、窓口が無いですね」(説明)抗議の無視 無根(虚偽) 職責放棄 内部牽制を求めているのに代替手段も案内しません

反 P5 中(私)「いやいや、だから、東村山署の不正をどこかに告発したいんですが、そちらが受付ける部署ではないということですか?」 反 P5 中「ああ、こちらが受付ける部署ではないですよ。こちらはあくまで意見・要望・苦情等をうかがう部署ですので。不正というのは、どういった不正なんでしょうね?」(説明)発言類型 6 職責放棄 無視 無根(虚偽) 威力 内部牽制を求めています (私)「だから、事実を否認しているんです、事実を、あったはずの事実を否認してるんです。それはどこに告発したらいいんですか?」

反 P5 下「東村山警察署のほうにご相談、てゆう形になりますね」(説明)発言類型 5 無視 職責放棄 無意味 威力 (私)「だから、そこが不正をしているんです。そこに言ったって埒が明くわけないじゃないですか? 日本語がわかってます? どうしたらいいんですか?」 反 P6 上「東村山以外は無いはずですね」(説明)発言類型 5 抗議の無視 飛躍 職責放棄 無意味 威力

反 P6 下(サトウ)「ふふん、うん、それはですから、受理するしないってゆうのはですね、警察署の判断なって来ると思うので、ええ、全てがですね、送り付けられた物を被害として受理しなければいけないという法律は無いので、ええ、そういうことであればですね、新たに、本来であれば、東村山署」(説明)無視 無根(虚偽) 職責放棄 威力 これは従来からの警視庁の主張の代弁であり、正しくは犯罪捜査規範 61 条違反です (私)「いや、受理しないんなら、受理しない理由を告知すべきですね? 当然」「ううん、」

反 P8 中(私)「はい、だから、私が言いたいのは、その、事実を全面否認するってことは、それだけでいくつかの刑法犯、刑法犯になりますよ、ということですね。それを調べていただきたいんですけども」

反 P8 中「な、な、何の刑法犯になるんですか?」(説明)無視 無根(虚偽) 職責放棄 白痴化 威力 (私)「ならないんですか? おまわりさんがそれもわからない?」 反 P8 中「ならないと思いますよ 何の、どういった犯罪になるんですか?」(説明)無視 無根(虚偽) 職責放棄 白痴化 威力

反 P9 上(私)「うん、そういうのを意図的不作為といいますね。事件性は充分、理解していただいていると思うんですが? それに対して、どう対応したらいいんですかって、逆に言うわけですか?、捜査機関が。面白い対応ですね」 反 P9 上「こちらは捜査機関ではありませんので、あくまでも意見・要望・苦情等をおうかがいする窓口ですので、それではこういった」(説明)ゾンビ化 発言類型 3 職責放棄 無視 無根(虚偽) 威力 (私)「いや、捜査機関でしょう? 警視庁の、警視庁の一部機関でしょう? 捜査機関ですよね? 警視庁は」 反 P9 上「申し訳ございません、申し訳ございませんが、こちらはですね」ゾンビ化 発言類型 3 職責放棄 抗議の無視 無根(虚偽) 威力 (私)「捜査機関でないんだったら、捜査機関の部署に繋いでください、貴方の職責として」 反 P9 上「こちらは繋ぐことはできませんので、」ゾンビ化 発言類型 3 職責放棄 抗議の無視 無根(虚偽) 威力 (私)「はあ?」 反 P9 上「そういったご相談であればですね、東村山警察署のほうにご相談されて下さい」ゾンビ化 発言類型 5 職責放棄 抗議の無視 無根 無意味 威力

6 2017.10.03 10:33(甲 7) 私の自宅から警視庁本部への通話において、警視庁・人事二課・ニシカタは既述 3 のサワダの特定を要請され、同月中に何らかの連絡を約したにもかかわらず、その後この約束を反故にして、私に対し生命への害意の無言の脅迫を行ったこと(説明)既述の観点に加え、甲 7 の反証書より引用

反 P1 下(私) 「あのう、2009 年の 3 月 3 日に、」 (ニシカタ) 「3 月に、はい、」 (私) 「あの、東村山署を往訪して、」 (ニシカタ) 「東村山、はい、」 (私) 「はい、あの、サワダさんという方に面会して、あの、被害の届出をしたんですけども、」 (ニシカタ) 「はい、」 (私) 「ええと、その、その時会ったサワダさんという人物を特定したいんですけども」

反 P2 中(私) 「あの、元々、警視総監宛に送った被害届について照会したんですが、それを、まあ、住所地の、あの、管轄の東村山署に転送し、担当はサワダさんです、と言われたんで、サワダ氏に事前に電話を入れて、予約した上で 3 月 3 日に往訪したんですけど」 (ニシカタ) 「えと、9 月の、あ、2009 年のですかね?」 (私) 「はい、」

反 P3 中(私) 「(苦笑)え?、いや、あの、それ、結果がわからないと困るんで、あの」 (ニシカタ) 「いちおう、あの、こちらも個人情報があるんで、ええ」 (私) 「いや、個人情報うんぬんを気にしている場合じゃないと思いますよ、そりや。 重大な、あのう、被害の届出をしてますんで、それを、あの、隠蔽というか、あの、全面否認するとなると、あの、刑法犯、いくつかの刑法犯に直結しますよね?」

(ニシカタ) 「あ、ですので、何らかの、ま、手段を講じてですね、あ、ちなみに、あの、東村山署さんには、ご連絡とかってのは?」 (私) 「ええ、しました。刑事課の、あの、シンドさんていう人に調べてもらったんですけど、」 (ニシカタ) 「ええ、」 (私) 「どのサワダさんかわかんないんで、調べようが無いと」

反 P3 下(私) 「ですから、私はその、先に送った被害届そのものの内容、あの、所在が今どうなっているかわからないという、これもある、非常にふざけた話なんですが、ま、しょうがないんで、その場で内容を一から説明し直しまして、」 (ニシカタ) 「ええ、」 (私) 「その上で、その被害届に関連しておこ、脅迫殺人と思われる事件が発生してるんで、その捜査を依頼したんですよ、依頼というか要請したんですけど」

反 P4 中(私) 「行きがかり上、その、警察に大いなる過失のある話だと思うんで、まあ、げん、少なくとも今月中には何らかのご連絡をいただきたいんですけど」 (ニシカタ) 「いちおう、あの、一ヶ月はかかるないと思いますので、」

反 P5 中(私) 「その二つの要請が無視されているということです」 反 P5 中(ニシカタ) 「ああ、なるほど、わかりました。じゃ、ええ、イマイユタカさんで、ご連絡先が 090 3087 1577 ですね? いちおう、あのう、然るべき係に確認してご連絡有るように致しますので」

(説明) この約束を破っていることが、一般的にも信義則違反であり、ましてそれが警察である為に、著しい信義則違反であり、訴えた内容から見て隠蔽であるのは明らかです。

以上

## 準備書面(1)

令和元年 11 月 14 日

前橋地方裁判所民事第 2 部 御中

原告 今井 豊

事件性を無視したことが不当性の焦点ですので、事件性の記述は、これ以上省略できないものと考えますので、原告の訴えとして、このまま判決に刻んで下さることを希望します。

### 第 1 前堤事項(包括的反論)

#### 1 不法行為は、捜査しなかったことではなく、無視したことです

勝手な読み替えは許しません。そもそも行為の段階が違います。

#### 2 被告が掲示した判例は、本件とは異なるケースなので、失当です

まず、私の場合は完全に無視された、故意又は過失のケースですが、掲示の判例は違います。

次に、私は切迫した生命の危機を訴えていましたが、掲示の判例は違います。

なお、不買運動による生活難と、危険運転による脅威の両面から、生命の危機です。

#### 3 本件は、反射的利益ではなく、法律上保護された利益の侵害です

反射的利益と言えるのは、正当業務行為の場合だけです。

本件は故意又は過失であり、生命に対する権利の侵害であり、正当業務行為ではありません。この判例は、例外について舌足らずであり、甲 9 の判例こそが、その真意と思われます。

### 第 2 不法行為の再定義

#### 1 私が、2009. 1. 19 に、東京都練馬区豊玉北 6-4-2 所在の練馬郵便局から東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 1 号所在の警視庁本部の警視総監宛に送った、2009. 1. 18 付被害届を、警視庁の被疑者及び人数不詳 1 が、無視したことは、以下の A から E の通り、不当です。

#### A 理由を告知しない不当な受付拒否であり、無条件に違法であり、差別です

まず、「およそ犯罪事実の申告とはいえないから無視した」旨の被告の答弁は、過失相殺の抗弁にも、違法性阻却事由にも、成り得ません。

被告の主張を容認するつもりは毛頭ありませんが、たとえもし仮に、本当にそうであったとしても、届出人にその旨を告知しなければ、無条件に、理由を告知しない不当な受付拒否(犯罪捜査規範 61、65 条)に当るからです。

そもそも、警察法や犯罪捜査規範や刑事訴訟法などに警察の職責が規定されている趣旨は、このような恣意的な権力の濫用を抑止する為だと思います。

同時に、このように警察が恣意的に被害届を無視すれば、被害届を出す意味が無くなること

事件番号 平成 30 年(ワ)第 355 号 慰謝料請求事件 被告 東京都

から、差別的取扱であることも自明であり、その証拠に、過去に同様の事例は無いはずです。  
また、この被害届や内容証明の、取扱記録(紛失ではないこと)が示されていません。

### B 無視できるはずがない内容なので、結果回避義務違反です

この被害届の趣旨は、不特定多数による不買運動による被害、つまり、私の生命と財産への無言の脅迫の摘発でした。

特に、(3 頁)日常的な顔パス(つまり挙手した乗客の逃亡)は、単発でも極めて稀有な現象であり、(5 頁)私の出番日と連動してタクシー会社の平均売上が落ちた現象も、これを裏付けており、総合すれば、(冒頭頁)肖像権の侵害に基づく風評被害・営業妨害、「一億人の犯罪」による被害、に疑いの余地は無く、このデータを押さえるだけで確信できたはずです。

このデータこそは、包囲網にとってのアキレス腱であり、不都合な真実だったのです。包囲網はやがて、この連動現象を解消する為に、引き籠り(夜の街に出歩かない)運動を開拓しましたが、これが当時の首都圏の夜の街全体を直撃し、大恐慌に陥れました。

このことを示す経済指標はいくつもあると思いますが、少なくとも、首都圏の 20 万台の全タクシーの平均売上も、私の出番日と連動しておりました。

私の被害の性質上、具体的犯罪事実は特定できませんが、被疑者不特定多数であることは冒頭頁に明記しておりますし、訴えた被害が実在することは否定しようありませんから、信じないことに合理性は無く、見落としたのであれば、少なくとも過失です

平易な日本語で書いてあるのに、どこがどう、わからないのか、摘示が必要です。

それに、捜査の端緒は具体的犯罪事実だけに限定されてはおりません。

犯人を連れてくれば手錠を付けてあげるよ、というような対応が許されるはずはないのです。訴えた被害の継続という結果に対する、警察法 2 条(個人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防)への違反、ないし、警察の職責による予見可能性に基く、結果回避義務違反です。

言い換えると、当り前(主要な確率要素)の蓋然性を無視したことは経験則違反であり、そのまま判断したことは論理則違反です。

### C 冒頭頁に明記した回答期限を無視したことは、著しい信義則違反です

### D その他の違法性

事実認定の誤りであり、職務上の故意または過失による、自決権(自由権規約 1 条、憲法 13 条)や、生命に対する権利(憲法 13 条)や、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)等の侵害であり、それによる、平等権(憲法 14 条)の侵害であり、信義則(民法 1 条 2)違反や公序良俗(民法 90 条)違反であり、不法行為です。

### E 警視庁の加害の意図を極めて強く暗示しています

このような被害届を、警察が、完全に無視することは、既述の通り、その違法性があまりにも自明であるがゆえに、本来有り得ない選択なので、当り前の刑事的観点として、加害の意

図を極めて強く暗示しています。

その加害の意図は、やがて叔母の変死によって明らかとなりました。

以上のような不当な対応により、原告は精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

これを慰謝するには 1,500 万円を要するところ、今回はそのうち 2 万円を請求します。

2 警視庁の被疑者及び人数不詳 2 が、2009.2.20(1 の被害届の回答期限日当日)の午前 6 時 20 分頃、さいたま市中央区桜丘二丁目の国道 17 号の交差点付近における、私の叔母の大田まり子の殺害(埼玉県警が轢逃げ事故に偽装)に関与し、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように殺すぞ」という意図の、私の生命への無言の脅迫を行ったこと

既述のような状況で、夜の街の住人達からの逆恨みが昂じた結果、この運動データの口封じの為に、脅迫殺人が起きたものと思われます。

これを、警視庁の関与による脅迫殺人だと思う理由は、

第一に、既述のような被害届を、警察が、完全に無視することは、その違法性があまりにも自明であるがゆえに、本来有り得ない選択なので、警視庁による加害の意図を極めて強く暗示していること(恣意性 99.99999%以上)

第二に、まさしくその被害届の回答期限日当日に、私の叔母が変死したこと(99.80%以上)  
これらにより、既述の加害の意図が明かされたこと、また、そのいずれも極めて稀有な人為現象なので、確率的に偶然には重なり得ないことから、被害届との因果関係による殺人と、警視庁の関与が、当たり前に、推定されます。(恣意性 99.999999%以上)

つまり、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように殺すぞ」という無言の脅迫です。  
同様の状況設定のドラマや小説も多いので、誰でも、条件反射的にそう感じるはずです。

第三に、サワダ警官が脅迫殺人の真相究明の要請を無視したこと(99.00%以上)

第四に、叔母の轢逃げ事故の、以下の不審の数々(99.999999%以上)

これらは主に、前橋地裁 H30 ワ 413 慰謝料請求事件で判明しました。

A 事故現場の手前が、飛び切り見通しの良い、長い直線であること(甲 11)(99.99%以上)

叔母の姿が、視界の中央部に入り続けていたはずなので、見落とすことなど在りません。

B 卷き込みでもないのに、死亡に至っていること(90.00%以上) 左折直後です

C 司法解剖が実施された経緯が不審であること(90.00%以上)

大田まり子の妹で、公判にも出席した、私の叔母の廣橋絹代の話では、検察官が遺族に司法解剖の許可を求めるに際し、「他殺か病死の可能性も在るので、解剖させてほしい」と言ったそうです(甲 12 反証書)。

つまり、その時点では、交通事故だとする直接的証拠は無かったと思われます。

また、埼玉県警の「交通事故の死因を特定する為」との答弁と大きく食い違っています。

埼玉県警は、通夜に参加した私(有名人)の姿を認めて初めて、大田まり子が私の親戚であることに気付き、そこから隠蔽に転換した疑いが在るのです。

D 決め手のはずの映像を、公判の証拠にしていない不審(99.00%以上)

殺人を示す決定的な映像を隠蔽しているものと思われます。

E 轢逃げ事故として当り前の物証の存否が不明(90.00%以上)

事件番号 平成 30 年(ワ)第 355 号 慰謝料請求事件 被告 東京都

外傷が頭部だけで、胴体部や自転車が無傷だったのは、轢逃げ事故として極めて不審です。真犯人が、側道上で撲殺した疑いが在ります。

・本当に交通事故か?  ・叔母を側道まで運んだのは事実か?  ・雇われ犯ではないのか?

F 轢逃げ犯の行動の必然性の有無(99.00%以上)

・待ち伏せの疑い 叔母の自宅または現場付近での不審な停止状態は無いか?

・この時間帯に、この交差点で、左折する必要は在ったか?

・事故車両の運行記録(タコメーターなど)とは、辻褄が合うか?

G 故意ではないとする証拠の存否が不明(99.00%以上)

・ブレーキ痕の位置は?  ・衝突時のスピードは?  ・ブレーキのタイミングは適切か?

H この事故のその他の事件性(90.00%以上)

・金曜の朝の副都心の 17 号上の交差点で、目撃者が出ない不審 共謀による迂回の疑い

I 轢逃げ事故の公判(甲 10)の不審 故意の疑いを一切排除(99.9999999%以上)

在り得ないことであり、刑事司法三機関の共謀による隠蔽と断定できます。

第五に、恣意性一覧表や被害届 2018 が示唆する、後続事件との関連性(99.9999999%以上)

いずれも実質的な、一貫した無視であり、警視庁が隠蔽した包囲網による加害です。

この不法行為により、原告は精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

これを慰謝するには 1,500 万円を要するところ、今回はそのうち 2 万円を請求します。

3 警視庁東村山警察署(東京都東村山市本町 1 丁目 1 番地 3)のサワダが、2009.3.3 午後、同署において、私が行った二つの要請(包囲網の摘発と脅迫殺人の真相究明)を、その後不当に無視したこと(99.99%以上)

これは、約一週間前にサワダに電話予約したうえで、往訪したものです。

これだけでも、当たり前に、巨大不祥事であり、人権侵害です。

私が、当たり前に、警視庁に抗議すべき立場に在ったことは、誰でもわかるはずです。

私は、サワダの風貌を記憶しているので、人物を特定できます。

また一般論として、人は虚偽告訴罪を背負ってまで嘘はつきません。

さらに、他の不法行為との一貫性からも、これも無視であることがわかると思います。

この不法行為により、原告は精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

これを慰謝するには 1,500 万円を要するところ、今回はそのうち 2 万円を請求します。

4 警視庁の被疑者及び人数不詳 3 が、2016.6.6 に、私が前橋中央郵便局(群馬県前橋市城東町 1-6-5)から東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 1 号所在の警視庁本部の警視総監宛に送付した、捜査要求の旨の内容証明便(甲 5)を無視したこと

警視庁と埼玉県警には、全く同じ文面でした。

不当性は、理由を告知しない不当な受付拒否と、事件性の無視(結果回避義務違反)です。

この不法行為により、原告は精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

これを慰謝するには 1,500 万円を要するところ、今回はそのうち 2 万円を請求します。

事件番号 平成 30 年(ワ)第 355 号 慰謝料請求事件 被告 東京都

5 警視庁広報課広聴担当サトウが、2017.10.02 13:49(甲 6 反証書)、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から警視庁本部への通話において、私が既述の脅迫殺人の事件性を訴え、内部牽制を求めたのに、虚偽や詭弁を用いて、それを根拠無く無視したこと  
監察室には取次ぐ窓口が無いとの発言や、サワダ警官への脅迫殺人の真相究明の訴えを無視したことが犯罪にはならないとの発言は、明らかに虚偽であり、また前者は差別的取扱であり、それによる実質的に不当な受付拒否であり、信義則違反です。

なお、内部牽制の要請とは、倫理規則や警察法 2 条や刑事訴訟法 239 条 2 から導かれると考えます。

この不法行為により、原告は精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

これを慰謝するには 1,500 万円を要するところ、今回はそのうち 1 万円を請求します。

6 警視庁・人事二課・ニシカタが、2017.10.03 10:33(甲 7 反証書) 私の自宅から警視庁本部への通話において、私が既述の脅迫殺人の事件性を訴え、内部牽制を求めたのに、また、既述 3 のサワダの特定を要請し、同月中に何らかの回答を約したにもかかわらず、その後この約束を反故にしたこと

これは差別的取扱であり、それによる実質的に不当な受付拒否であり、信義則違反です。

この不法行為により、原告は精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

これを慰謝するには 1,500 万円を要するところ、今回はそのうち 1 万円を請求します。

### 第3 法令の摘示

#### 犯罪捜査規範（被害届の受理） 第 61 条

警察官は、犯罪による被害の届出をする者があつたときは、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならない。

同第 65 条 書面による告訴または告発を受けた場合においても、その趣旨が不明であるときまたは本人の意思に適合しないと認められるときは、本人から補充の書面を差し出させ、またはその供述を求めて参考人供述調書（補充調書）を作成しなければならない。

### 第4 貴所に、事案解明と両当事者間の証拠力の格差是正を要請します

本件は、本来、証拠を一手に握るべき捜査機関による組織的隠蔽ですから、当り前に、当事者間に著しい証拠力の格差が在る、いわゆる現代型訴訟ですので、公平性の観点より、その格差是正を要請します。

また、国賠法上の不法行為責任の性質は、使用者責任だと思いますから、民法の類推からも、証明責任の転換が求められると思います。

貴所の事案解明責任としても、警察が保有する証拠の開示的処理を求めます。

### 第5 証拠の追加

甲 10 号から甲 12 号の各書証を追加し、証拠説明書(証拠申出書)を改訂します。

以上

## 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第355号 慰謝料請求事件 証拠説明書(証拠申出書)A 20181022

番号と分類	標目	媒体等	立証趣旨
甲1 (警視庁)	20090118付被害届	プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状Aの時系列的事実経過欄の①の事実です。 冒頭頁に「本件の対応方針について一ヶ月以内に書面で回答願います」と明記し、また、警察が職責として看過できない下記8事項を記載していました。 (1)冒頭ページ 被害の種類として肖像権の侵害(ネット犯罪)及び営業妨害と明記 (2)冒頭ページ 加害者が首都圏全域、一億人の犯罪(つまり公益の侵害)と明記 (3)3ページ 顔パス(つまり拳手した乗客の逃亡) (4)5ページ ★私の出番日とともに(タクシー会社の)売上が落ちる現象 これは包囲網にとって最も「不都合な真実」です。 当時、包囲網が繰り広げていた私への不買運動は夜の首都圏全体を巻き込んで恐慌に陥りました。 (5)12ページ ★(他のドライバーと比べて)異常に低い実車率 (6)14ページ 高速道路の合流時の妨害(生命への脅迫・殺人未遂・危険運転) (7)19ページ 対向車の幅寄せ(生命への脅迫・殺人未遂・危険運転) (8)21ページ 周りを徘徊する警察関係者(ストーカー行為)
甲2 (警視庁)	郵便物等受領証(お客様控)2009.1.19 10:19	コピー 作成者:日本郵便	立証すべきは訴状Aの時系列的事実経過欄の①の事実です。 被害届をこの日に簡易書留として練馬郵便局が受付した事実。
甲3 (警視庁)	郵便物等配達証明書 107-36-35304-0	コピー 作成者:日本郵便	立証すべきは訴状Aの時系列的事実経過欄の①の事実です。 前項の簡易書留が警視庁本部に配達された事実。
甲4 (埼玉県警)	さいたま新聞 報道記事(轢逃げ犯逮捕) 2009.3.22~24付	コピー 作成者:さいたま新聞	立証すべきは訴状Aの時系列的事実経過欄の⑥の事実です。 浦和西署が2009.3.13に伊勢崎友信を轢逃げ犯として逮捕した時の新聞報道記事です。 これは私の母が保管していたものです。 逮捕から報道までに10日以上経っています。 逮捕の決め手は現場近くの飲食店の防犯カメラであること、トラックで左折の際の巻き込み事故であること、仕事を失うのが怖かったので逃げたとの供述有。
甲5 (三県警ほか)	2016.6.6警視総監への内容証明郵便	コピー 作成者:原告	立証すべきは訴状Aの時系列的事実経過欄の⑧の事実です。 前橋中央郵便局から発信し制限字数の中で事件性を強調して捜査を求めました。 警視総監には捜査要求1の脅迫殺人(告訴状A)を送っています。
甲6 (警視庁)	2017.10.02 13:49 私の自宅から警視庁・広報課・広聴担当・サトウへの通話録音 反訳書	USBメモリー プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状Aの時系列的事実経過欄の⑨の事実です。 まず私は監察室と指定したのですが、なぜか広報課・広聴担当へ取次がされました。 違法性の主な観点は、著しく信義則違反であることと事件性の隠蔽であることです。 サトウの対応も実質的な無視であり、警視庁としての一貫性を示しています。 サトウに対し、2009.3.3サワダと面会した事実を東村山署が全面否認していることを説明し、何か往訪事実を証明する方法が無いかと訊ねました。 ①東村山署の不正の摘発のため監察室への取次ぎを要請したのに「外部の方からの窓口は無い」と嘘を言って拒否したこと(虚偽1、反訳書4頁上段) ②東村山署の不正の摘発を訴えたのに「こちらは受付ける部署ではない」と嘘を言い(虚偽2、反訳書5頁中段)、然るべき部署にも取次がなかったこと ③「郵送の被害届を全て受理しなければいけないという法律は無い」との発言は虚偽(犯罪捜査規範61条) これは私の被害届2009を受理しない理由を告知しなかった警視庁の大いなる過失への自己弁護であり、組織的隠蔽です。(虚偽3、反訳書6頁下段) ④脅迫殺人の訴えの全面否認の犯罪性を訴えたのに「ならないと思いますよ、どういった犯罪になるんですか?」との発言(虚偽4、反訳書8頁中段) 警官はそれを日々認識しつつ行動しているはずであり、わからないことなどありません。これは私の法的孤立を知った上での威力です。 ⑤「こちらは捜査機関ではない」との発言(虚偽5、反訳書9頁上段) このは人権相談所の模倣であり、このように包囲網は、他機関の言葉を引用して威力を示します。
甲7 (警視庁)	2017.10.03 10:33 私の自宅から警視庁・人事二課・ニシカタへの通話録音 反訳書	USBメモリー プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状Aの時系列的事実経過欄の⑩の事実です。 この照会は東村山署・シンドの「どのサワダかわからない」との旨を受けて行ったものです。 「2009.3.3午後、東村山署にて私と面会したサワダと連絡を取りたいので調べて下さい、また、その結果について同月中に報告下さい」と要請し、ニシカタは「然るべき係に確認してご連絡有るようになります」と約束した(反訳書最後尾)のに、その後不当にこれを無視しました。 違法性の主な観点は、信義則違反であることと事件性の隠蔽のことです。 ニシカタの対応も完全な無視であり、警視庁としての一貫性を示しています。
甲8 (前橋地裁) (警視庁)	前橋地方裁判所沼田支部平成29年(ワ)第26号 慰謝料請求事件 H29.10.24準備書面	プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状Aの時系列的事実経過欄の⑪の事実です。 特に、生命への脅迫と、無視した不当性を強調していた点です。 1頁 原告が2009.1.18付被害届において摘発を求めるネット包囲網を警視庁は被害届を無視することにより隠蔽し包囲網の人々を匿しました。 今回告訴状として説明する件は全て包囲網が起こした派生事件と言えます。 警視庁にはその全ての派生事件に結果責任があり、今回の請求の主旨はその結果責任を問うものであります。 5頁 ②2009.2.20警視庁は被害届の冒頭に明記されている回答期限を無視しました。 ③2009.2.20警視庁は回答期限日当日のさいたま市における叔母の殺害について、少なくとも、殺害予定と告訴人に対する脅迫の為の殺害であることを包囲網の一員として事前に知っていました。 すなわち共犯です。(捜査待ち) これら二つの事実を総合すると、叔母の死の真相は誰かによる告訴人への脅迫の為の殺人に相違なく、その意図は「被害届によって包囲網を暴こうとすれば叔母のように殺すよ」であり告訴人の生命に対し害を加える旨の無言の脅迫です。 ⑤叔母の死直後(2009.2.25頃)東村山署・サワダ氏を訪ね脅迫殺人の旨を強調するもその後またしても無視
甲9 (検査)	宇都宮地裁 平成13年(ワ)第199号判例抜粋	プリント原本	公益優先論への反論として、損害賠償請求事件の判例の抜粋です。 なお、過去にこの例外に当るような判例は有りません。 つまり①反射的利益を超える場合(生命の危機の訴えなど)や②業務上の故意又は過失にあたる場合(隠蔽など) いずれも優先した公益が実在したのか、という観点からの言及が無かったのは遺憾です。

## 前橋地裁 平成30年(ワ)第355号 慰謝料請求事件 証拠説明書(証拠申出書)A 20191114追加

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
甲10号書 証 (追加)	原告の叔母の太田 まり子轢逃げ事件 に関する公判資料	コピー 20190131 埼玉県が 作成	立証すべきは、原告の叔母の太田まり子轢逃げ事故の公判内容の不審です。 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第413号 慰謝料請求事件 原告 今井豊 被告 埼玉県 の乙第1号証で、 <u>さいたま地裁 平成21年(わ)第474号 調書判決</u> と、 <u>さいたま地検 平成21年3月30日付 平成21年検第200675号 起訴状</u> のセットです。 <u>いずれも、故意の疑いに、一切触れていないことは、刑事司法として、極めて異常であり、共謀による隠蔽と断定できます。</u>
甲11号書 証 (追加)	太田まり子・轢逃 げ事故現場付近の 画像(2018年9月)	コピー 20181130 原告作成	立証すべきは、脅迫の為の殺人の事件性のうち、 <u>この事故現場の手前が、飛び切り見通しの良い、長い直線である</u> ことです。 googleのストリートビューです。 <u>さいたま市中央区桜丘二丁目にある国道17号の交差点付近の事故現場の手前は、車道と側道との間の視界を遮る物の無い、長い直線区間が続いているので、叔母の姿は、嫌でもずっと視界の中央部に入っていたはずなのに、その間ずっと最後まで気付かなかつたなどということは、蓋然性として有り得ないので、故意であり、運転者の供述は虚偽です。</u>
甲12号書 証 (反証書) (追加)	20190830 22:00頃 私の自宅での叔母 の廣橋絹代との会 話の録音	コピー 20191015 原告作成	立証すべきは不法行為2について列挙した恣意性のうち、太田まり子の轢逃げ事故の捜査や公判の恣意性です。 特に、検察官が遺族に「 <u>他殺か病死の疑いが在るので、解剖させて下さい</u> 」(6頁)と承諾を求めたことは、「 <u>交通事故についての死亡原因や負傷部位を特定する為</u> 」(埼玉県の準備書面(1)3頁)とする答弁と大きく矛盾しており、また、 <u>当初は交通事故の決め手が無かったことを示唆しています。</u> 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)

20191015 今井豊

20190830 22:00頃 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)での、叔母の廣橋絹代(亡太田まり子の実妹)との会話の録音の反証書

(絹代) してないので、

(私) あのう、ヤバい話になりますけども、あの、まり子さんが亡くなった現場は、当時ままでですか?

(絹代) わかりません、行ってないですから、

(私) 見たこと無いですか?

(絹代) 無いです、

(私) 歩文は、おかしなこと言い掛けてましたよね?

(絹代) え?

(私) あん時、あん時、私は気が付いて、現場、見に行けばよかったですけども、

(絹代) や、行ったけど、ぜ、あのう、当時、当時、てゆうか、その時に行ったけど、どこがどうだかは、この辺だってゆうのはわかりましたけど、遺体が在ったわけじゃないし、出血の痕が在ったわけじゃないし、全然、私達、わかりませんでした。

(私) あの、訴状の一部に書いてある通りですけども、ええ、現場の手前は、長い直線区間なんですよ。で、トラックの運転席は高いですから、その、舗道と側道、ん? 側道を遮るあの、低いあの、柵みたいなのが在るんですけども、それを越して、自転車の姿がずっと見えてたはずなんですよ、それなのに、気付かずに躊躇ってことは、有り得ない。

(絹代) 私もあの、ちょっとわからないんですけど、ただその犯人は、ええ、遺体は動かしたって言ってましたよね?

(私) そらそうですね、それはそうです、

(絹代) てゆうのは、道路の真ん中辺じやあ、また躊躇かれちゃうのでって、自分で動かして

(私) 交通事故ならぬ?

(絹代) 何か知りませんけど、

(私) 元々、歩道で殴られたものを、殺す為に動かしたのかもしれないよ? トドメを刺す為に。

(絹代) や、でも、解剖して、あの、打滅だって、この、脳、脳、何だっけ? 骨、骨の、脳内挫傷だって、

(私) だけど、自転車もほぼ無傷だったんですよ? 手足も無傷だったって聞いてますよね?

(絹代) わ、そうですね、割りと傷が無かったんですよね、だから、このままボーンとこう、

(私) 交通事故、交通事故になります? それ。しかもあれ、左折、直角に曲がるんですね? こ、17号から、

(絹代) ふうん、

(私) そうゆう所でね、だから、曲がる時に、当然、徐行、停止に近い状態に普通なる、落ちるはずですよね?

(絹代) ああ、車はね、うんうん、

(私) その直後で、ぶつかったからって、死にますか? 死亡事故になりますか?

A-甲 12号書証(反訳書) 前橋地裁 平成30年(ワ)第355号 慰謝料請求事件

(絹代) だから、打っちゃったんじゃないですか? こうやって、ボーンてぶつかって、割と自転車を離さないんだそうですね? あの、自転車に乗ってて、例えば、巻き込まれるのわかってて、離さないで、結局巻き込まれちゃうんだですよ、自転車だけ巻き込ませればいいのに、本能的らしいんですね、その離さないってゆうのが。で、だから、ねえ、姉御の場合も、離さないで、そのまま倒れたんじゃないかな?って、私は思うんです、それでここ、ここだけしか傷が無かったって。

(私) らしいですよね?

(絹代) で、そこは完全に打滅、だからあの、まり子さんに会った時に、亡くなつてから会つた時に、解剖したからこう、お帽子被つてましたけどね、

(私) 凄い分厚い包帯でしたよね? あの、私も通夜にだけは行きましたけど、もう、5cmぐらい厚さがある感じでしたよね?

(絹代) こう、こうね、顔はちゃんと出てましたけど、

(私) 綺麗に巻いてありましたよね? あれじやまあ、解いて見ようなんて思わないよね?

(絹代) (苦笑)そら、見られないですね、

(私) あんないきれ、丁寧に巻いてあればね?

(絹代) ま、切り刻んだでしようからね、たぶんこう、解剖だから、

(私) いや、頭だけでしよう? だって、

(絹代) あ、もちろん、で、結局ほら、何か薬か何かの、服用してる人はその、事故じゃなくつても、病気で倒れるってゆう説も在つたので、け、解剖したんだですよ。そうしたらやっぱり、自転車が倒れた、脳挫傷ってゆうことで、診断が下つたんですね、病気ではなかつたってことです。

(私) まあ、あの立地、あれほど見通しのいいところは稀有だと思うんですね? それはたぶん、衝突のタイミングを合わせる為に、ああいう場所を選んだんだと思うんです、

(絹代) (苦笑)ううん、あたしはもう、全くわかりませんけど、うん、ただ、姉ちゃんも、姉ちゃんが、ちょっと油断したんじゃないかな?って思いますね、

(私) ただ、あの直後にね、絹代さんが危ないいつって、私、電話しましたよ? どうやら、私の原因で、

(絹代) うん、殺されたんじゃないか、って言つてましたよね?

(私) ええ、そしたら、そういう最近、近くに不審な他府県ナンバーが、ずうっと居ることが度々あるよ、と、おっしゃいましたよ?

(絹代) あたしが? 記憶に無いです、

(私) それで私は、ああ、それ、ヤバいですね、じゃあ、今は犯人グループを刺激しないほうがいいかもりませんねえ、つって、

(絹代) やあ、そんな、そんなこと、言いました?

(私) じゃあ、公判出るの止めましょうか? ってゆう話んなつたんですよ?

(絹代) いやいやいやいや、そんな記憶無いです、はい、ただ、気を付けた、

(私) (苦笑)ああそうですか? 都合の悪いことは記憶は無い?

(絹代) 都合が悪いとか悪くないじゃないですか? ただ、気を付けて下さい、次

A-甲 12号書証(反訳書) 前橋地裁 平成30年(ワ)第355号 慰謝料請求事件

はあの、絹代さんかもしれません、あるいは、歩文かもしれません、とおっしゃいましたよ?

でも、それだけでしたよ?

(私) (苦笑)いやいやいや、

(絹代) それから私、何となく、後ろがあの、気になって、後ろは見て歩きましたけど、

(私) オノクボの辺りがどうか、どうこうとかも、言ってたような気がする、

(絹代) ええ、オノ? だって関係無いじゃないですか? ヨシダイラなんか、

(私) いやいやいや、犯人グループであればね、こちらも付け狙ってる可能性は充分在るわけですよ? どうやら、ヤクザみたいですね、この、ま、

(絹代) オノクボの辺に居るんですか?

(私) 轢逃げした人間がそもそもね、あの、やと、雇われ犯の可能性も在るわけなんですよ? 本当はあの、路上の撲殺だという可能性も、私は充分在ると思います、

(絹代) うん、でも、それだったら、一発で、あんな、逝かないでしょ?

(私) や、一発でしょ? 誰かがね、前方で凹んنってあの、まり子さんの注意を惹き付けて、もう一人がその、鉄パイプにね、布巻いたような物でね、力任せに後ろからガツンとやれば、その傷がたぶんね、後方から付いた傷じゃないか?と思うんですよ、私は。

(絹代) わからないです、やたらな返事はできません、私も、はい。

(私) ううん、まあそうでしょうね、はい、そんなことが有りましたね、今それを争つてますが、これは裁判所、

(絹代) あのう、むしろ、犯人がもう、名前わかつてゐるわけだから、その人突いたほうがいいんじゃないですか?

(私) や、犯人はだって、本当の犯人かどうかは、わかんないです。

(絹代) じゃあ、あの、3年何ヶ月か入ってた人は違うかもしないってことですか?

(私) かもしれないと思ひますね、

(絹代) ええ、じゃ、ヤクザですかね?

(私) たまたま通りかかったトラック、映ってたトラックを、犯人に仕立て上げただけかもしれない、だから、その運転手は、何もしてないかもしない、雇われたんです、

(絹代) じゃ、撃まされたんですか? お金かなんかを、

(私) 当然、裏では、そうでしょうね、

(絹代) だって、そうじゃなきやね、そんな、そんな、自分は罪んنって、離婚はどうだったか知らないけど、なんか、離婚、離婚して、証状書いて、三つすると罪が軽くなるって聞いたんですよ、

(私) うんうん、まあ、それ、やったみたいだね、

(絹代) あ、会社辞めてだ、ね、会社辞めて、離婚して、証状書けば、あの、罪が軽くなる、

(私) ああ、その三つ揃ってます、確かに。

(絹代) (苦笑)ああ、そうなの?

(私) あの私、公判の資料、貰ってますから、裁判で。

(絹代) ああ、

(私) 確かにそれ、やってますね、

A-甲 12号書証(反訳書) 前橋地裁 平成30年(ワ)第355号 慰謝料請求事件

(絹代) そ、それで、一応あのう、検事さんが、「すみません、本当に、もうちょっとあの、永くね、入ってて頂く予定だったのが、短くなってしまって、お役に立てませんで」って、おっしゃってましたけど、

(私) あ、あれ、どうして知ってるんですか?

(絹代) あたし、行きましたもん、だって、両方。

(私) 公判に?

(絹代) はい、

(私) 公判に行ったの?

(絹代) はい、行って犯人も見てます、

(私) や、犯人見たでしょけど、そのビデオ、

(絹代) なんか撮らさないでしょ? ビデオなん、撮らさないでしょ? 公判の時に。

(私) いや、だって、それが決定的証拠になったんでしょ?あの、逮捕の決め手に、藍屋のビデオ。

(絹代) いや、そんなの、全然、無かったです。

(私) だから、それが出ないのが不思議ですよね?

(絹代) あのね、公判が有って、もう次が判決でしたよ、二日間、だから。

(私) そうすると、うん、ああいう立地で、どうして、故意でないって決め付けたんですか?

(絹代) 故意? 要するに、

(私) 殺人ではないと、

(絹代) 決め付けたかどうかはし

(私) 狙って撲いたものではないとゆうふうに、どうして?

(絹代) その辺は、話題にはなってませんでしたね、公判で。

(私) (苦笑)なってないから、おかしいんですよ?

(絹代) あのね、うんと、「まだ、貴方がぶつかった時は、まだ、まり子さんは生きてたと。何でその、救急車呼ばなかつたんですか?」ってゆう質問は有りましたよ。そしたら、「もう鼻血が出てたので、鼻血が出れば駄目だって、仲間から聞いたことが有るので、もう、鼻血を出してたし、ここに居たら、もっともっとあれだなと思って、脇に私が寄せたんです」と言ってましたよ、犯人が。

(私) 鼻血が出たら駄目なの? はあ、

(絹代) はい、そうにおっしゃってましたよ、で、「まり子さんは鼻血が出たって、貴方はお医者さんですか?」って言われてましたよ、検事に。だから、「いいえ」なんて、「何でその、鼻血が出たからって、そんな噂だけでね、まり子さんを助けなかつたんですか?」って責められてはいました。私も、本当だ、本当だ、と思いましたけど。で、まだだから、発見された時に、まだ生きてたんでもんね、生きてたんです、10時頃でしたっけ?

(私) あれは、いや、あの、6時20分、6時20分頃の、

(絹代) 6時頃にやつたんですよね? そいで雨、雨の日か何かで、放り出されてたんですね?

(私) 2時間半くらい生きてたんですよ、だから、8時、9時近くなんです、亡くなつたの

A-甲 12号書証(反訳書) 前橋地裁 平成30年(ワ)第355号 慰謝料請求事件

が。それも酷い話です。

(絹代) だから、まあ、おそらく、脳挫傷なら、救急車で行っても駄目だったかもしれませんけど、普通はもう、救護、ね、救済のほうに、どんな状況だって、亡くなってるの判ったって、救急車呼ぶじゃないですか？ 普通は。しかも、21日間逃げてたんですよね？

(私) そうらしいですね、

(絹代) はい、

(私) それはだけど、逃げることによって、故意ではなかったというふうに、見せ付け、見せたかった、装いたかったんでしょうね？

(絹代) うん、私もその辺はもう、いっこうにわかりませんけど、ただあれば、本当に、もうちょっと、罪を着せて欲しかったなって思いました。もっと、3年と8カ月なんて、短か過ぎると思いましたよ、人一人殺して、呼びもしないで逃げといてね、じゃ、逃げ得じゃないか？ って思いましたよ。そんなんだったらね、何かん時に逃げちゃって、万が一ん時、逃げちゃって、離婚して、詫状出して、ね？ あと、何でしたっけ？ 三つやれば、罪がその、3年8カ月で済むんなら、よっぽどいいじゃないですか？ すぐ捕まるより、救急車呼んだってそんなもんでしょ？ 同じだったらね。だからそれは、すごく短くって嫌だなって不満でしたけど。もっともっと彼には、あの、ただ、お姉さんてゆうのが居らして、しおちゅう来てたって言いましたよね、太田家に。

(私) ふうん、

(絹代) うん、お線香上げに来てたって言いました、お姉さんが。あとはよく、私、知らないんですけど。

(私) や、あのう、まあ、これ、裁判所がもう、狂って

(絹代) 裁判所は、わかんないからね、

(私) いや、そうじゃなくってね、もう裁判所のスタンスが、完全にもう、犯罪として、隠蔽に回ってますから、たぶん、いくらあがいても、まり子さんの件も駄目でしょうけども、もし、金一が何か言いたいことが有るんだったら、最後のチャンスだよ、とゆうことを私は伝えたかったんですけど。

(絹代) あの子はあの、泊りがけでどっか、仕事に行くみたいでしたね？ だから骨になつて、ああ、あれは太田さんだ、寛二さんのほうが亡くなつて、寛二さんの骨はいつ、あの、あすこの、お墓に収めるの？って言つたら、わかんないなんて言うんで、じゃ、もしわかつたら連絡してって言つてはありますけど、一度も連絡も来ないし、骨はあの、自分で、榛名に持つてたのかな？とか、勝手に考えてるんですけど、全然わかりませんね、だから。

(私) 事故ん時に、私も一度だけ、金一には電話したんですけど、で、謝ったんですけども、詳しい話は聞けてないんですよ、その当日の。

(絹代) 一番よく知つてるのは、その解剖結果は、彼達が聞いたでしょうね、

(私) 聞いたとゆうか、解剖する、まあ、許可は、許可は

(絹代) 見せないですからね、

(私) 許可は取らなかつたんでしょうね、

(絹代) いや、許可は取りましたよ、

A-甲 12号書証(反訳書) 前橋地裁 平成30年(ワ)第355号 慰謝料請求事件

(私) 本、あ、遺族に?

(綱代) うん、

(私) はあ、

(綱代) それで、最初、私達、亡くなつたんだよ、って言って行つたじやないですか? そしたらあの、「他殺か自殺かの、あ、他殺か病、病死? 何かその、疑いが在るので、解剖させて下さい」って、ゆうことなんです。

(私) なるほど、とゆうことは、事故だと、交通事故だと決め付ける決め手が無かつたわけだ、当日。

(綱代) そうそうそう、誰も見てないし、変な場所で死ん、死んでたじやないですか?

(私) や、見てないとゆうか、道路上の破片とか、その痕跡? ブレーキの痕とか、そうゆうのも、無かつた?

(綱代) わかんない、その辺が、全然聞いてないから、わからないですね、

(私) ブレーキの痕が無かつたら、えらいことですよね?

(綱代) 普通はキュッとね、曲がる時、

(私) まあ、有つたとしても、当時、その事故のものかどうかはわかんないですけどね、それも問題なんですよ、何で死亡に至つたか?は、その痕跡とかで、から判るんじゃないか?と、ブレーキのタイミングが遅れたとかね。

(綱代) うん、それで、あれが、動かしちゃってるから余計ね、そのまんま本当はあの、動かさないで、救急車呼ばなくちゃいけないことになってるじゃないですか? ね、

(私) 歩道上でしょ? あの場所だったら、動かす必要無いですよね?

(綱代) いや、よくわからないんだけど、

(私) 17号じゃないんだから、

(綱代) うん、ちょっとこっち側でしたよね? 植木がなんか、ずっと在って、

(私) あの、4m道路? 5m道路? あんまり広い道じゃないですよ、

(綱代) いや、広い道じゃなかつたような気がしましたね、見たけど、どこでどうなつたかわからない、ええ? こんなところで? この辺? とか言うぐらいで、わからなかつたから。

(私) ああいう道だったら、動かす必要無いですよ? そもそも、

(綱代) ううん、だから何で? それで鼻血、まあちょっと、誰か、何ての? 踏まれたらいけないから、みたいなことは言ってましたけどね、その裁判の時に。そしたら鼻血が出てたって言って、ま、凄く、貴方はお医者さんなんですか? なんて言われてましたけど。結局、何問かこう、質問して、ね、答えて、閉廷んなつて、次の時はもう、判決でしたから、二回行つただけなんです。やっぱ、行った日はもう、判決を言い渡します、だけですから。女の裁判官でしたね。

(私) ですよね? 西、西野、

(綱代) や、名前は忘れましたけど、

(私) 西野牧子、

(綱代) ふうん、女性のかただつですよ、

以上